

第5章

例規・協定



第1 東京都震災対策条例

東京都震災予防条例(昭和46年東京都条例第121号)の全部を改正する。

目次

前文

第1章 総則

- 第1節 目的(第1条)
- 第2節 知事の責務(第2条-第7条)
- 第3節 都民の責務(第8条)
- 第4節 事業者の責務(第9条-第11条)

第2章 予防対策

- 第1節 震災に関する研究、公表等(第12条)
- 第2節 防災都市づくりの推進(第13条)
- 第3節 都市施設及び建築物等の安全の確保(第14条-第23条)
- 第4節 火災の防止等(第24条-第31条)
- 第5節 防災広報及び防災教育(第32条・第33条)
- 第6節 防災組織(第34条-第37条)
- 第7節 地域における相互支援ネットワークづくり(第38条)
- 第8節 ボランティアへの支援(第39条)
- 第9節 要援護者に対する施策(第40条)
- 第10節 防災訓練(第41条・第42条)
- 第11節 都民等の意見(第43条)

第3章 応急対策

- 第1節 応急体制等の整備(第44条-第46条)
- 第2節 避難(第47条-第51条)
- 第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第52条)
- 第4節 帰宅困難者対策(第53条・第54条)

第4章 復興対策

- 第1節 震災復興の推進(第55条・第56条)
- 第2節 地域協働復興(第57条-第58条)

第5章 委任(第59条)

附則

地震を予知することが未だ困難な現在、阪神・淡路大震災をはじめとする都市型地震の経験は、改めて地震発生直後の危険性と不断の危機管理の重要性を、行政はもとより多くの人々に知らしめたところである。

地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる都民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ都民と公

(平成12年12月22日東京都条例第202号)

助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

東京都は、全国に先駆けて東京都震災予防条例を制定し、予防対策重視の視点から地震に強いまちづくりを進め、行政主導の下で震災を未然に防止し、最小限にとどめることを目指してきた。

今後は、この取組を一層進めるとともに、危機管理に重点を置いた応急対策及び復興対策をも視野に入れた総合的震災対策の体系を構築し、震災対策の充実及び強化に努めていくことが極めて重要である。

東京は、多くの都民の生活の場であるとともに、日本の首都として政治、経済、文化等の中枢機能が集中している世界でも有数の大都市である。地震による被害の影響は国内にとどまらず、全世界に及ぶものであり、地震による災害から東京を守ることは、行政に課せられた重大な責務である。

震災対策の推進に当たっては、区市町村が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う東京都が区市町村及び国と一体となって、都民と連携し、都民や東京に集う多くの人々の生命及び財産を守り、首都東京の機能を維持するという決意を表明するとともに、総合的震災対策の推進の指針を示すため、この条例を制定する。

第1章 総則

第1節 目的

第1条 この条例は、地震による災害(以下「震災」という。)に関する予防、応急及び復興に係る対策(以下「震災対策」という。)に関し、都民、事業者及び東京都(以下「都」という。)の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する基本的な事項を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の都民の生命、身体及び財産を震災から保護することを目的とする。

第2節 知事の責務

(基本的責務)

第2条 知事は、震災対策のあらゆる施策を通じて、都民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 前項の目的を達成するため、知事は、震災対策に関する事業(以下「震災対策事業」という。)の計画(以下「震災対策事業計画」という。)を策定し、その推

進を図らなければならない。

- 3** 震災対策事業計画の策定に当たっては、都民、事業者及びボランティア（以下「都民等」という。）、第34条から第36条までの防災組織並びに第58条第1項の復興市民組織の意見を聴くよう努めなければならない。

（都民及び事業者に対する指導等）

- 第3条** 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たっては、都民及び事業者の協力を求めるとともに、都民及び事業者が自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

（ボランティアにする支援）

- 第4条** 知事は、ボランティアが自主的に行う震災対策活動に対し、積極的に支援及び協力を行わなければならない。

（都民等への助成）

- 第5条** 知事は、都民等が行う震災対策活動に対して、必要な助成を行うことができる。

（区市町村との連絡調整及び助成）

- 第6条** 知事は、震災対策事業の円滑な実施を図るため、関係する特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連絡調整並びに区市町村が実施する震災対策事業に対する支援及び協力を行わなければならない。

- 2** 知事は、区市町村が実施する震災対策事業に対し、必要な助成を行うことができる。

（協力要請）

- 第7条** 知事は、震災対策事業計画の策定及び実施に当たり、他の地方公共団体その他の公共的団体等の協力が必要と認められるときは、当該公共的団体等に対して協力を要請し、又は他の地方公共団体等から協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

第3節 都民の責務

- 第8条** 都民は、震災を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、都民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

- 2** 都民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。

一 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保

二 家具の転倒防止

三 出火の防止

四 初期消火に必要な用具の準備

五 飲料水及び食糧の確保

六 避難の経路、場所及び方法についての確認

- 3** 都民は、震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、第五十七条の地域協働復興に対

する理解を深めるとともに、震災後においては、相互に協力して自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

- 4** 都民は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等震災対策に寄与するよう努めなければならない。

第4節 事業者の責務

（基本的責務）

- 第9条** 事業者は、知事その他の行政機関が実施する震災対策事業及び都民が行う第57条の地域協働復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の都民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

- 2** 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。

- 3** 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

（事業所防災計画の作成）

- 第10条** 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

（事業所防災計画の届出）

- 第11条** 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成したときは、速やかに知事に届け出なければならない。

第2章 予防対策

第1節 震災に関する研究、公表等

- 第12条** 知事は、震災の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他震災に関する事項について、科学的、総合的に調査及び研究を行うとともに、防災科学技術の開発に努めなければならない。

- 2** 都は、耐震性の調査及び研究に資するため、都が設置する建築物その他の工作物のうち、特に必要と認める工作物に、強震計を設置しなければならない。

- 3** 知事は、第1項の調査、研究及び技術の開発の成果を、積極的に震災対策に反映させるとともに、都民に公表しなければならない。

- 4** 知事は、前項に規定するもののほか、震災対策事業計画その他震災対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第2節 防災都市づくりの推進

- 第13条** 知事は、防災都市づくり（震災を予防し、震

災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、建築物及び都市施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる施設をいう。以下同じ。）等について耐震性及び耐火性を確保する措置その他都市構造の改善に関する措置をいう。以下この条において同じ。）を推進するため、防災都市づくりに関する計画を策定しなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 防災都市づくりに関する施策の指針
- 二 地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定
- 三 重点整備地域（防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域をいう。）等の指定

3 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して第1項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第3節 都市施設及び建築物等の安全の確保 （都市施設等の耐震性等の確保）

第14条 知事は、震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防止するため、都市施設等の耐震性及び耐火性の確保に努めなければならない。

（一般建築物の耐震性等の確保）

第15条 知事は、一般建築物（次条の特殊建築物等以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

（特殊建築物等の耐震性等の確保）

第16条 知事は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他知事が必要と認める建築物及び地下街（消防法（昭和23年法律第186号）に規定する地下街をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、特に知事が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは当事者をして行わせ、又は必要があると認めるときは、そのものの改善について助言し、若しくは勧告することができる。

（重要建築物の耐震性等の強化）

第17条 知事は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は当事者をして努めさせなければならない。

- 一 震災時に消火、避難誘導及び情報伝達等の防災業務の中心となる消防署、警察署その他の官公庁建築物
- 二 震災時に緊急の救護所又は被災者の一時受入施設となる病院、学校その他これらに準ずる建築物

（公共施設等の安全の確保）

第18条 知事は、その管理する道路、公園、鉄道、橋

りょう、港湾その他公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性及び耐火性を強化するとともに、定期的に検査を行い、それらの安全の確保に努めなければならない。

2 前項の規定は、知事が管理する河川及び海岸に設置する施設について準用する。

（都市ガス、電気、水道施設等の安全の確保）

第19条 都市ガス、電気、上下水道、通信その他防災対策上重要な施設の管理者は、当該施設の安全の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の施設の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該施設を収容する共同溝の設置に努めなければならない。この場合において、知事は、特に耐震性について配慮しなければならない。

（危険物の落下防止）

第20条 知事は、地震により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等落下危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、並びに防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

（宅地造成地の安全の確保）

第21条 知事は、宅地造成地の地震に対する安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（宅地造成地の検査）

第22条 知事は、地震に対して特に危険な宅地造成地については、宅地造成等規則法（昭和36年法律第191号）の定めるところにより検査し、必要があると認めるときは、その改善について、助言し、勧告し、又は命ずることができる。

（地盤沈下の防止）

第23条 知事は、地盤沈下に起因する震災を防止するため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215条）の定めるところにより、地下用水について揚水の抑制に努めなければならない。

第4節 火災の防止等

（火災の防止）

第24条 知事は、地震による火災の発生及びその拡大を防止するため必要な施策を区市町村と連携を図りつつ、協力して積極的に推進するよう努めなければならない。

（初期消火）

第25条 都民は、火気を使用するときは、出火を防止するため、常時監視するとともに地震時の出火に備え、消火器等を配備し、初期消火に努めなければならない。

（火気使用器具の規制）

第26条 知事は、地震時に火災の危険性の高い設備及

び器具の安全を確保し、出火を防止するため、その技術の開発及び普及啓発に努めるとともに、使用及び取扱いについて、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）の定めるところにより、必要な規制を行わなければならない。

（消防水利の確保及び消防力の強化）

第27条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して消火水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 知事は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

（建築物の不燃化）

第28条 知事は、地震による出火を防止するため、住宅その他の建築物の不燃化の促進に努めなければならない。

2 消防法第9条の3の指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を取り扱う事業者は、その取り扱う施設の不燃化に努めなければならない。

（延焼遮断帯の設備）

第29条 知事は、地震による火災の拡大を防止するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

（危険物取扱施設の安全の確保）

第30条 知事は、消防法第2条第7項の危険物、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第二条の高压ガスその他これらに類する危険物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

（有害物取扱施設の安全の確保）

第31条 知事は、毒物、劇物、病原体及び毒素類、放射性物質その他これらに類する有害物を取り扱う施設の安全性について、調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるよう努めなければならない。

第5節 防災広報及び防災教育

（防災広報）

第32条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、防災に関する広報活動を積極的に実施し、都民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

（防災教育）

第33条 都は、区市町村と連携を図りつつ、協力して、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努め、並びに区市町村が次条から第36条までの防災組織及び地域の団体等を通じて行う防災教育に対し、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第6節 防災組織

（防災市民組織）

第34条 知事は、区市町村が行う地域の自主的な防災市民組織の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

（施設の防災組織）

第35条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

（業種別の防災組織）

第36条 危険物、毒物、劇物、火薬類その他これらに類する物を取り扱う施設又は設備を管理する者は、業種別の防災組織の組織化に努めなければならない。

（防災リーダーの育成）

第37条 知事は、第34条の防災市民組織及び第35条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、区市町村及び事業者と連携を図りつつ、協力してこれらの組織における防災リーダー（これらの組織の行う出火防止、初期消火、救出及び応急手当等の震災対策活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。以下この条において同じ。）の育成に努めるとともに、区市町村が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第7節 地域における相互支援ネットワークづくり

第38条 知事は、震災時に、支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、区市町村が行う地域相互支援ネットワーク（当該区市町村の区域で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者に対して必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の育成の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第8節 ボランティアへの支援

第39条 知事は、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力してボランティアの育成に努めなければならない。

第9節 要援護者に対する施策

第40条 知事は、区市町村が行う寝たきりの状態にある高齢者、障害者、外国人等震災時に援護を要する者に対する施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第10節 防災訓練

（防災訓練の実施）

第41条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 前項に規定する防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は障害を受けたときの補償については、東京都規則（以下「規則」という。）の

定めるところによる。

(防災組織の訓練)

第42条 第34条から第36条までの防災組織の責任者は、震災の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

3 知事は、第1項の防災組織が行う訓練に、職員の派遣を行うこと等により協力をするよう努めなければならない。

第11節 都民等の意見

第43条 都民等及び防災組織は、地域の安全性について常に監視し、地震に対して危険性のあるものについて知事に意見を述べることができる。

2 都民は、第47条の規定による避難場所の指定について、知事に意見を述べるができる。

3 知事は、前2項の規定により都民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第3章 応急対策

第1節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第44条 知事は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 知事は、前項に規定するもののほか、救助活動に円滑に行うため必要な給水及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第45条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ、震災に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、並びに震災時に的確な情報を都民に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第46条 知事は、震災の発生に備え、あらかじめ震災に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体その他の公共的団体等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第2節 避難

(避難場所の指定)

第47条 知事は、震災時に拡大する火災から都民を安全に保護するため、広域的な避難を確保する見地から必要な避難場所をあらかじめ指定しなければならない。ただし、火災の拡大するおそれのない地区については、避難場所を指定しないことができる。

2 知事は、公営住宅を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

(避難道路の指定)

第48条 知事は、広域的な避難を確保する見地から震

災時に都民が避難場所に安全に避難するため必要な避難道路をあらかじめ指定しなければならない。

(避難場所及び避難道路周辺の不燃化)

第49条 知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。

(避難誘導方法の確立)

第50条 知事は、区市町村と連携を図りつつ、協力して震災の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第51条 都民は、震災時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8号の車両(以下「車両」という。)を使用してはならない。

2 震災時に走行中の車両の運転者は、当該震災時に行われる交通規制を遵守しなければならない。

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第52条 知事は、震災時において、被災者の救出及び救助並びに都民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

2 知事は、前項の土地及び家屋の利用について、利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、知事は、国及び区市町村との調整に努めなければならない。

4 知事は、震災時に、災害救助法(昭和22年法律第118号)第9条第1項又は災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第71条第1項の規定による土地又は家屋の円滑な使用を確保するため、あらかじめ当該土地又は家屋を救出及び救助の活動拠点として指定することができる。この場合において、知事は、当該土地又は家屋を所有し、及び管理する者に対し、災害救助法及び災害対策基本法の規定その他必要な事項を説明し、協力を求めるものとする。

第4節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者の事前準備)

第53条 事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの(以下「帰宅困難者」という。)は、震災時における帰宅に係る安全を確保するため、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第54条 知事は、震災時における帰宅困難者の帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ区市町村並びに都の区域に近接する県及び市町村と連携を図りつつ、協力して帰宅困難者の円滑な帰宅を確保する対

策を行うよう努めなければならない。

第4章 復興対策

第1節 震災復興の推進

(震災復興体制の確立)

第55条 知事は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成10年東京都条例第77号）に基づく体制をとるものとする。

(震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進)

第56条 知事は、前条に規定する場合は、広域的な復興を推進する見地から、速やかに震災復興計画を策定しなければならない。

2 知事は、前項の計画に基づいて震災復興事業の推進に努めなければならない。

3 知事は、第一項の震災復興計画の策定及び前項の震災復興事業の実施を円滑に推進するため、あらかじめ震災復興に関する施策及び手続を定めることができる。この場合において、知事は、当該施策及び手続を都民に周知しなければならない。

4 知事は、震災復興計画の策定及び震災復興事業の推進に当たり、区市町村との調整に努めなければならない。

第2節 地域協働復興

(地域協働復興に対する理解の促進等)

第57条 知事は、地域協働復興（震災後において、都民が相互に協力し、事業者、ボランティア及び知事その他の行政機関との協働により、自主的に自らの

生活の再建及び居住する地域の復興を進めることをいう。以下同じ。）に対する都民等の理解を深めるよう努めるとともに、都民の自発的な意思に配慮して、地域協働復興に関する活動を促進しなければならない。

(復興市民組織)

第58条 知事は、区市町村が行う復興市民組織（地域協働復興に関する活動を行う市民組織をいう。以下同じ。）の育成に対し、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

2 知事は、地域協働復興に関する活動の円滑な実施を確保するため、区市町村と連携を図りつつ、協力して、復興市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資器材の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

第5章 委任

第59条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成15年東京都条例第124号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成25年東京都条例第114号）

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）第3条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成25年10月1日）

第2 目黒区災害対策基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 予防対策（第5条―第13条）

第3章 応急対策（第14条―第16条）

第4章 復興等の対策（第17条―第19条）

付則

大規模な災害は、多くの人命と財産を一瞬にして奪い、人々の生活や都市機能、地域社会に重大な被害をもたらす。

私たちは、昨今の災害から、災害による被害を最小限にするためには、行政が行う災害対策に加え、区民及び事業者自らが行う災害対策が重要であることを学んだ。

区民、事業者及び行政は、自らの身は自らが守る「自助」、自分たちのまちを助け合って守る「共助」及び行政による「公助」の考えの下、互いに連携をとり、災害対策を進めていかなければならない。

私たちはここに、区を挙げて災害対策に取り組み、私たちのまち並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心なまちの実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害対策の基本理念を定め、目黒区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにし、災害対策に関する事業を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住み、若しくは勤務し、又は区内で学ぶすべての個人をいう。
- (2) 事業者 区内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (3) 防災関係機関 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (4) 防災活動団体 主として区内において自主的に災害対策活動を行う団体をいう。
- (5) 防災区民組織 防災活動団体のうち、町会又は自治会を基礎として区民が結成したものをいう。

（基本理念）

第3条 災害対策は、被害の軽減を図る減災の視点を踏まえ、行政による公助に加え、区民及び事業者が自らの安全は自らが守る自助及び助け合って自分た

（平成21年3月13日目黒区条例第13号）

ちのまちを守る共助を基本とし、区、区民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、連携して行うものとする。

（責務）

第4条 区は、区民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、東京都、防災関係機関及び防災活動団体と連携し、的確かつ迅速に災害対策を行うものとする。

2 区民は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員としての責任を自覚し、災害に備えるとともに、防災区民組織への参加等を通じて地域における災害対策に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する区民の安全の確保を図るとともに、災害時において事業を継続する体制を整備し、その他地域における災害対策に努めるものとする。

第2章 予防対策

（災害に強い街づくり）

第5条 区は、災害に強い街づくりを推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 密集市街地の改善及び狭あい道路の拡幅整備
- (2) 建築物等の耐震性及び耐火性の確保
- (3) 火災の延焼拡大を防止するために必要な消防水利の確保
- (4) 台風、集中豪雨等による浸水、土砂災害等の防止

2 区民及び事業者は、災害に備え、次に掲げる事項について、必要な措置を講じ、災害に強い街づくりに協力するよう努めるものとする。

- (1) 建築物等の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 窓ガラス、外壁等危険物の落下防止
- (3) ブロック塀その他の付帯設備等の損壊、転倒等の防止
- (4) 台風、集中豪雨等による浸水、土砂災害等の防止

（物資の確保等）

第6条 区は、災害時における応急活動を円滑に行うため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 救助等の応急活動及び情報伝達に必要な資材及び機器の確保
- (2) 飲料水、食料、生活必需品その他避難生活に必要な資材及び機器の確保
- (3) 避難場所の確保及びその運営体制の整備
- (4) 物資等の緊急輸送手段の確保

2 区民は、災害に備え、あらかじめ次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 飲料水、食料及び生活必需品の確保
- (2) 家具等の転倒防止
- (3) 出火の防止及び初期消火に必要な器具の確保
- (4) 避難の場所及び経路並びに家族との連絡手段の確認

(地域防災ネットワークの構築)

第7条 区民、事業者及び防災活動団体は、災害時における被災者に必要な支援活動を相互に連携し、補完し合うことにより、一体的かつ効果的に行う仕組み（以下「地域防災ネットワーク」という。）を構築するよう努めるものとする。

2 区は、地域防災ネットワークの構築の促進及び育成に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(災害時協定の締結)

第8条 区、区民、事業者及び防災活動団体は、災害時における応急活動を的確かつ迅速に行うため、あらかじめ、それぞれの役割に応じた相互支援の協定を締結するよう努めるものとする。

(災害時要援護者対策)

第9条 区は、区の区域を管轄する消防署及び警察署、消防団、民生委員並びに防災区民組織（以下「関係機関」という。）と連携し、災害時要援護者（高齢者、障害者等で災害が発生した際に援護を必要とするものをいう。以下同じ。）の状況をあらかじめ把握しておき、災害時において、その安否を確認し、必要な情報の伝達を行うとともに、その避難及び避難生活を支援するための体制を整備するものとする。

2 区及び関係機関は、災害時要援護者に関する情報を共有する体制を整備するものとする。

3 区、区民及び事業者は、災害対策活動に当たっては、災害時要援護者の安全に配慮しなければならない。

(防災活動団体への支援)

第10条 区は、防災活動団体が実施する防災訓練等の活動に対し、資材及び機器の貸与、指導等必要な支援を行うものとする。

2 区は、災害時における防災活動団体の災害対策活動に対し、資材及び機器の提供等必要な支援を行うものとする。

(防災リーダーの育成)

第11条 区は、防災活動団体の活動の充実を図るため、防災リーダー（防災活動団体が行う出火の防止、初期消火、救出、応急手当等の応急活動において、適切な指示を与える等中心的役割を担う者をいう。）を育成するものとする。

(防災訓練等)

第12条 区は、東京都、防災関係機関及び防災活動団体と連携し、幅広い世代を対象とした防災訓練、広報活動等を通じ、区民及び事業者の災害対策に関する知識及び技術の普及並びに意識の啓発を図るものとする。

2 事業者は、従業員に対し、定期的に防災訓練に参加させる等災害対策に関する知識及び技術の普及並びに意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(情報対策)

第13条 区は、区民及び事業者に対し、災害危険情報の公表、緊急地震速報の発信等災害に関する情報の提供を行うものとする。

2 区は、災害対策活動を円滑に行うため、情報収集及び情報伝達の体制を整備するものとする。

第3章 応急対策

(応急活動)

第14条 区は、東京都、防災関係機関、区民、事業者及び防災活動団体と連携し、避難誘導、負傷者の救助、避難所の運営等の応急活動及び道路上の障害物の除去等の復旧活動を的確かつ迅速に行うものとする。

(帰宅困難者対策)

第15条 区民は、災害時において安全に帰宅することができるよう、あらかじめ徒歩による帰宅経路の確認等必要な準備を行うよう努めるものとする。

2 区は、帰宅に係る混乱を防止するため、あらかじめ近隣の地方公共団体、事業者等と連携し、帰宅困難者（災害時に徒歩により容易に帰宅することが困難な者をいう。以下同じ。）の円滑な帰宅を確保する対策を実施するものとする。

3 帰宅困難者は、前項の対策に協力して、安全に帰宅するよう努めるものとする。

4 区内において事業所、学校その他の施設を運営する者（以下「施設運営者」という。）は、来所者、従業員、生徒等が帰宅困難者となる場合に備え、これらの者を一定期間収容するために必要な飲料水、食料及び生活必需品の備蓄に努めるものとする。

5 施設運営者は、当該施設に係る帰宅困難者が応急活動に従事することができる環境を整備するよう努めるものとし、区は、これに必要な支援を行うものとする。

(ボランティア等への支援)

第16条 区は、災害時において、ボランティア等による被災者に対する支援活動が円滑に実施することができるよう、資材及び機器並びに活動拠点の提供等必要な支援を行うものとする。

第4章 復興等の対策

(業務継続計画)

第17条 区は、災害発生後における区民生活の安定を図るため、業務継続計画（災害発生時に優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期復旧を図るため、手段、体制等を定めておく計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

2 事業者は、その事業の継続が地域社会の復興に寄与することを自覚し、業務継続計画を策定するよう努めるものとする。

(復興対策)

第18条 区は、区内において震災により重大な被害が発生したときは、東京都、防災関係機関その他の行政機関等及び防災活動団体と連携し、区民の生活の再建及び安定並びに都市の復興に関する事業を迅速かつ計画的に実施するものとする。

(他の地方公共団体への支援)

第19条 区は、他の地方公共団体において大規模な災害が発生したときは、相互協力の理念に基づき、職員の派遣、防災備蓄物資の提供その他の必要な支援を行うものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第3 目黒区防災会議条例

(昭和38年6月5日条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき目黒区防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 目黒区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて目黒区(以下「区」という。)の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前各に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。
 - (1) 東京都の知事の部内の職員
 - (2) 警視庁の警察官
 - (3) 陸上自衛隊第一師団の隊員
 - (4) 区長の部内の職員
 - (5) 区の教育委員会の教育長
 - (6) 東京消防庁の消防吏員
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員または職員
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のあ

る者

(10) 前各号のほか、区長が必要と認める者

- 6 前項の委員の総数は、32人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、東京都の職員、区の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから区長が任命または委嘱する。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和49年3月目黒区条例第6号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和59年11月目黒区条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成7年6月目黒区条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年6月目黒区条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月目黒区条例第34号)

この条例は、平成12年4月から施行する。

付 則(平成19年11月目黒区条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年9月目黒区条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

第4 目黒区防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、目黒区防災会議条例(昭和38年6月目黒区条例第8号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、防災会議の議事運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 防災会議は、会長が招集し、集合形式、書面形式その他の適切な方法により開催する。

2 会長は、防災会議を招集するときは、あらかじめその日時、方法、議案その他の必要な事項を委員に通知する。

(定足数及び表決数)

第3条 防災会議は、委員の半数以上の参加がなければ、開くことができない。

2 防災会議の議案は、参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 防災会議は、公開とする。ただし、防災会議が公開することが適当でないとき、この

限りでない。

(議事録の作成及び保存)

第5条 会長は、防災会議を開催したときは、議事録を作成し、10年間保存する。

(議事録の公表)

第6条 会長は、前条の規定により作成した議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。ただし、当該議事録の全部又は一部を公表することが不相当と会長が認めるときは、その全部又は一部は公表しない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、目黒区危機管理部が担当する。

(委任)

第8条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、条例及びこの規程に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、令和3年12月17日から適用する。

第5 目黒区災害対策本部運営要綱

(昭和38年9月18日目総総発第42号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区災害対策本部条例(昭和38年6月目黒区条例第9号)及び目黒区災害対策本部条例施行規則(昭和38年9月目黒区規則第22号。以下「規則」という。)に基づき設置する目黒区災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「滅失相当世帯数」とは、次に掲げる数を合算した数をいう。
 (1) 住家が全壊、全焼又は流出となった世帯の数
 (2) 半壊、半焼等住家に著しい損傷を受けた世帯の数を2で除して得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とする。)
 (3) 床上浸水、土砂の堆積等により、住家に一時的に居住することができない状態となった世帯の数を3で除して得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とする。)

(本部の設置)

第3条 区長は、目黒区地域防災計画に定める次の場合に災害応急対策実施のため、本部を設置し、当該対策に係る活動に従事する職員を配置するものとする。

- (1) 目黒区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)において、滅失相当世帯数が100以上の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 区内において、震度5強以上の地震が発生した場合
- (3) 区内において、震度5弱以下の地震が発生し、かつ、相当の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (4) 区内において、災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する救助の適用基準に達する規模の風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (5) その他区長が必要と認める場合

2 前項第3号の規定による本部の設置は、目黒区危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱(平成19年11月14日付目総生第66号決定)第3条第2号の規定により、目黒区危機管理対策本部において決定するものとする。

3 第1項に掲げる場合のほか、本部の副本部長、部長又は副部長(以下それぞれ「副本部長」、「部長」又は「副部長」という。)に充てられている者は、本部設置の必要があると認めるときは、危機管理部長を通じて、本部設置を区長に要請することができる。

4 区長に事故がある場合における本部設置の決定は、

本部の副本部長(以下「副本部長」という。)の職務を代理する者に充てられている者が行うものとする。

5 本部の統括部長(以下「統括部長」という。)は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち、必要と認めるものに対し、本部設置の旨を通報するものとする。

- (1) 副本部長、部長及び副部長
- (2) 東京都知事
- (3) 防災関係行政機関
- (4) 区に隣接する他の特別区の区長

6 部長は、前項の通報を直ちに当該部に属する職員に周知し、災害応急対策に係る活動を行う態勢を整備するものとする。

7 本部を設置したときは、当該施設の適切な場所に「目黒区災害対策本部」の標示を掲出するものとする。

8 副本部長は、災害応急対策に係る活動がおおむね完了したと認めるとき又は災害が発生するおそれが解消したと認められるときは、本部を廃止するものとする。

9 第5項及び第6項の規定は、本部を廃止する場合について準用する。

(非常配備態勢)

第4条 副本部長は、災害の状況に応じ、次表に定めるところにより、非常配備態勢を指令し、職員を配置するものとする。この場合において、区内に震度5強以上の地震が発生したときは、当該地震が発生したことにより、第二非常配備態勢又は第三非常配備態勢の指令があったものとみなす。

非常配備態勢の種別	震災時の指令基準	風水害時の指令基準
第一非常配備態勢	1 区内に震度5弱以下の地震が発生した場合において、相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。 2 その他災害の状況に応じ、副本部長が必要と認めるとき。	1 気象状況等から区内において予想される災害が発生するまでに時間的余裕があるとき。 2 その他災害の状況に応じ、副本部長が必要と認めるとき。
第二非常配備態勢	1 区内に震度5強の地震が発生したとき。 2 その他災害の状況に応じ、副本部長が必要と認めるとき。	1 区内において局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。 2 その他災害の状況

		況に応じ、本部長が必要と認めるとき。
第三非常配備態勢	1 区内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他災害の状況に応じ、本部長が必要と認めるとき。	1 区内の広範囲に災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。 2 その他災害の状況に応じ、本部長が必要と認めるとき。

2 部長は、部に属する各班の非常配備態勢の種別に応じ、対処すべきマニュアル、方針等を定め、これを周知しておかなければならない。

3 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、前項に規定する要領に基づき、部に属する職員（以下「部職員」という。）に対し、必要な指示を行うものとする。

（職員の配置）

第5条 部長は、規則第3条第5項の規定により命ずる部職員について、非常配備態勢名簿（別記第1号様式）により、区長に報告するものとする。

2 部長は、部職員に対し、あらかじめ、非常時における参集方法を定め、これを周知しておくものとする。

3 部長は、非常配備態勢の指令があったときは、直ちに次の措置を講ずるものとする。

- (1) 非常配備態勢名簿に基づき、部職員を所定の部署に配置すること。
- (2) 部職員の参集及び交替の方法を徹底させること。
- (3) 部職員の配置について、高次の非常配備態勢へ移行できる措置を講じておくこと。

4 非常配備態勢が指令されたときは、当該非常配備態勢の配置職員は、直ちに所定の場所に参集するものとする。

5 区内に震度5弱の地震が発生した場合においては、第一非常配備態勢の指令の有無にかかわらず、当該非常配備態勢の配置職員は、当該地震の発生次第、所定の場所に参集するものとする。

6 非常配備態勢の配置職員は、勤務時間外に非常配備態勢が指令されたときは、自己及び家族等の安全を確保した後、直ちに所定の場所に参集するものとする。

（地域避難所参集指定職員）

第6条 第一非常配備態勢の配置職員のうち、区内の各地域避難所からおおむね半径4キロメートル以内に居住し、危機管理部長があらかじめ指定するもの（以下「地域避難所参集指定職員」という。）は、前条第4項から第6項までの規定により、当該地域避

難所に参集し、次の災害応急対策に係る活動を行うものとする。この場合において、勤務時間内であるときは、上司に報告後、直ちに所定の地域避難所に参集するものとする。

- (1) 参集途上における被害状況等及び参集後における当該把握した事項の本部統括部（以下「統括部」という。）への通報に関すること。
- (2) 地域避難所の安全確認に関すること。
- (3) 地域避難所の参集人員の把握に関すること。
- (4) 災害情報の収集、地域避難所内での伝達及び統括部への通報に関すること。
- (5) 本部から連絡があった情報の地域避難所内での伝達に関すること。
- (6) 地域避難所における避難者の把握に関すること。
- (7) その他地域避難所において対処すべき災害応急対策に係る活動に関すること。

2 前条第1項の規定は、地域避難所参集指定職員の指定について準用する。この場合において、同項中「部長」とあるのは「危機管理部長」と、「規則第3条第5項の規定により命ずる部職員」とあるのは「地域避難所参集指定職員」と読み替えるものとする。

（職員の服務）

第7条 規則第3条第5項の規定により本部の職員に命じられた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- (2) 不急の行事、会議、出張等を中止すること。
- (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。
- (5) 非常配備態勢が指令されたときは、自己の身の安全確保を図った上で直ちに参集すること。
- (6) 自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招くこと及び本部の活動に支障を来すことがないように注意すること。

（災害対策本部会議の構成員）

第8条 災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）の構成員は別表のとおりとする。

（情報整理）

第9条 統括部長は、本部長の指示事項並びに災害本部会議への付議事項及び報告事項のうち、必要と認められるものについて、副本部長、部長及び防災関係行政機関等に伝達しなければならない。

2 副本部長、部長及び副本部長は、収集した情報のうち、重要と認められる事項は、災害対策本部事務局長に報告しなければならない。

3 前項の規定により報告を受けた統括部長は、当該事項を関係する部長に伝達するとともに、必要と認められるものについて、本部長に報告しなければならない

別表（第8条関係）

災害対策本部会議構成員

番号	災 対 本 部	通常の行政組織
1	本部長	区長
2	副本部長	副区長
3	副本部長	教育長
4	統括部 部長	危機管理部長
5	統括部 副部長	企画経営部長
6	統括部 副部長	総務部長
7	避難支援部 部長	教育次長
8	生活再建支援部 部長	区民生活部長
9	要配慮者支援部 部長	健康福祉部長
10	要配慮者支援部 副部長	子ども若者部長
11	医療支援部 部長	健康推進部長
12	都市復旧部 部長	都市整備部長
13	都市復旧部 副部長	資産経営部長
14	都市復旧部 副部長	街づくり推進部長
15	災害廃棄物処理部 部長	環境清掃部長
16		産業経済部長
17		文化・スポーツ部長
18		会計管理者
19		区議会事務局長
20		選挙管理委員会事務局長
21		監査事務局長
22		企画経営部企画経営課長
23		企画経営部特命課長
24		企画経営部秘書課長
25		企画経営部財政課長
26		企画経営部広報広聴課長
27		資産経営部資産経営課長
28		総務部総務課長
29		総務部人事課長
30		危機管理部生活安全課長
31		危機管理部地域防災推進課長
32		危機管理部防災課長

第6 目黒区災害対策本部運営要領

(令和2年6月1日目総防第472号)

(趣旨)

第1条 この要領は、目黒区災害対策本部運営要綱(昭和38年9月18日付け目総発第42号決定。以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる事象)

第2条 要綱第3条第1項第6号に規定するその他区長が必要と認める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 950hpa 級以上の台風が関東地方付近を通過することが想定される場合

(2) 区内において、時間最大雨量 30mm/h 以上の降雨が想定される場合

(3) 区内において、瞬間最大風速 25m/s 以上の風速が想定される場合

(4) 区内において、公共交通機関で計画運休が実施される可能性がある場合

(5) その他区長が特に必要があると認める場合

付 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

第7 目黒区応急対策要綱

(昭和61年5月31日目総防第98号)

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 態勢(第3条—第6条)

第3章 応急対策本部(第7条—第11条)

第1章 雑則(第12条—第19条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区(以下「区」という。)の区域内(以下「区内」という。)において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害応急対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 滅失相当世帯数 次に掲げる数を合算した数をいう。

ア 住家が全壊、全焼又は流出となった世帯の数

イ 半壊、半焼等住家に著しい損傷を受けた世帯の数を2で除して得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とする。)

ウ 床上浸水、土砂の堆積等により、住家に一時的に居住することができない状態となった世帯の数を3で除して得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とする。)

(2) 部長 目黒区組織規則(昭和40年3月目黒区規則第4号)に定める部長及び担当部長、目黒区福祉事務所処務規程(平成7年3月目黒区訓令第8号)に定める福祉事務所長及び担当部長、保健所長、会計管理者、区議会事務局長、目黒区教育委員会事務局組織規則(平成23年3月目黒区教育委員会規則第2号)に定める教育次長、選挙管理委員会事務局長並びに監査事務局長をいう。

(3) 課長 目黒区組織規則に定める課長及び担当課長、目黒区福祉事務所処務規程に定める課長、目黒区保健所処務規程(平成7年3月目黒区訓令第9号)に定める課長、地区サービス事務所長、清掃事務所長、会計管理室会計課長、区議会事務局次長、目黒区教育委員会事務局組織規則に定める課長及び担当課長、選挙管理委員会事務局次長

並びに監査事務局次長をいう。

第2章 態勢

(初期情報連絡態勢)

第3条 職員は、区内における災害発生の実事を知ったときは、当該事実を総務部防災課長(以下「防災課長」という。)に通報しなければならない。ただし、夜間巡視の勤務時間(職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(平成10年目黒区訓令第3号)第2条本文に定める職員の勤務時間を除く。以下「夜間及び休日等」という。)中のときは、夜間巡視に通報するものとする。

2 前項ただし書の規定により、通報を受けた夜間巡視は、直ちに当該通知の内容を防災課長に通報するものとする。

3 前2項の規定により、通報を受けた防災課長は、状況に即応した判断に基づき、別表第1に定めるところにより、関係する職員に当該通報の内容を通報するものとする。

4 危機管理室担当部長は、区内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、関係する課長に待機の指示をすることができる。

(応急対策本部)

第4条 目黒区災害対策本部(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき設置する目黒区災害対策本部をいう。以下「災対本部」という。)を設置するに至らない災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁による災害応急対策の実施が必要と認められるときは、区長を本部長とする目黒区応急対策本部(以下「本部」という。)を設置するものとする。

2 区長は、次の各号のいずれかの状況に至ったときは、本部を設置し、当該災害応急対策に係る活動に従事する職員を配置するものとする。

(1) 滅失相当世帯数が15以上の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 区内に震度5弱以下の地震が発生した場合において、区内に相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

3 本部は、目黒区総合庁舎(以下「総合庁舎」という。)に設置する。ただし、建物、設備等の被害等により、総合庁舎での設置が困難なときは、目黒区防

災センター（以下「防災センター」という。）に設置するものとする。

- 4 本部長は、災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき若しくは災害が発生するおそれが解消したと認めるとき又は当該災害により災対本部が設置されたときは、本部を廃止するものとする。

（夜間及び休日等の態勢）

第5条 夜間及び休日等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災対本部又は本部を設置するに至らないと認められるときは、危機管理室担当部長を長とする夜間・休日応急対策連絡会を設置する。

- 2 夜間・休日応急対策連絡会は、危機管理室担当部長及び関係する課長をもって構成し、夜間及び休日等における災害応急活動を行うものとする。

- 3 前項に規定する災害応急活動は、別表第2のとおりとする。

- 4 危機管理室担当部長は、本部による対応が必要であると認めるときは、区長に対し、本部による態勢への移行を要請することができる。

（小規模災害態勢）

第6条 滅失相当世帯が15世帯未満等、本部を設置するに至らないと認められる災害応急対策は、本部による対応に準じて、防災課長が関係する課長と連携し、平常業務内で行うものとする。

第3章 応急対策本部

（組織）

第7条 本部に次に掲げる者で構成する本部会議を設ける。

- (1) 本部長
- (2) 副区長及び教育長
- (3) 部長
- (4) 企画経営部広報課長（以下「広報課長」という。）、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）、総務部生活安全課長及び防災課長

- 2 本部会議は、本部長が主宰する。

- 3 本部長に事故があるときは、副区長、教育長の順序でその職務を代理する。

- 4 本部会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の連絡及び災害応急対策の調整に関すること。
- (2) 災害応急対策に係る活動に必要な方針の決定並びに措置の決定及び指示に関すること。

- 5 本部長は、必要に応じ、本部に關係する課長をもって構成する幹事会を設置することができる。

- 6 本部会議は、その権限の一部を幹事会に委任することができる。

- 7 本部における被害の調査及び情報収集を的確に行うため、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 調査担当部長 区民生活部長（風水害の場合にあっては、健康福祉部長）
- (2) 地域責任者 別表第3に定める者のうち、同表に定める番号順に本部長が指定するもの
- (3) 現地連絡員 地区サービス事務所の長又は職員

- 8 本部運営の庶務は、総務部防災課が行うものとする。

（情報収集）

第8条 企画経営部長は、政策企画課長を責任者とす

る情報室を設置し、企画経営部職員をして防災関係行政機関、区民等からの情報を収集するものとする。

- 2 政策企画課長は、収集した情報の内容を判断し、急を要するものは、災害連絡用紙（別記第1号様式）により、防災課長に通報するものとする。

- 3 前項の規定により、通報を受けた防災課長は、状況に即応した判断に基づき、各部長に当該通報の内容を通報する。

- 4 区民等から情報を収集した現地連絡員及び第10条第2項に規定する活動班の班員は、当該情報の内容を地域責任者に通報するものとする。

- 5 前項の規定により通報を受けた地域責任者は、当該通報の内容を調査担当部長に通報するとともに、必要に応じて情報室に通報するものとする。

（被害の概況調査）

第9条 企画経営部長（風水害等により水防本部又は除雪本部が設置されている場合にあつては、都市整備部長）は、現地連絡員等から被害の情報を収集し、被災した地域及びその概況を防災課長に通報するものとする。

- 2 前項の規定により通報を受けた防災課長は、調査担当部長、健康推進担当部長及び保健所長に対し、被災した地域及びその概況を通報するものとする。

（被害の調査）

第10条 前条第2項の規定により通報を受けた調査担当部長は、地域責任者に対し、地域責任者1人当たり100世帯程度となるよう当該担当地域を定めるとともに、その活動拠点となる地区サービス事務所及び住区センターを指定し、被害内容の調査を指示し、報告を求めるものとする。

- 2 前項の規定により調査の指示を受けた地域責任者は、別表第3に定めるところにより、活動班を編成し、各活動班に対し、活動地域を指定するとともに、被害内容の調査を指示し、報告を求めるものとする。

- 3 前2項の調査及び報告は、調査票（別記第2号様式）により行うものとする。

- 4 調査担当部長は、地域責任者からの報告に基づき、被害内容について、被害内容一覧表（別記第3号様式）を作成するとともに、必要に応じて被害内容一覧表及び調査票を次に掲げる者に送付するものとする。

- (1) 防災課長
- (2) 区民生活部税務課長
- (3) 区民生活部地域振興課長（以下「地域振興課長」という。）
- (4) 区民生活部産業経済課長
- (5) 区民生活部国保年金課長
- (6) 保健所生活衛生課長
- (7) 都市整備部道路公園課長
- (8) 教育委員会事務局学校運営課長（以下「学校運営課長」という。）
- (9) 環境清掃部清掃事務所長

（救助活動）

第11条 本部における救助活動は、次のとおりとする。

- (1) 地域避難所の開設
 - ア 被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、地域避難所を開設する。
 - イ 地域避難所は、区立小中学校、老人いこいの

- 家等に開設する。
- ウ 地域避難所開設の責任者は、教育委員会事務局教育政策課長をもって充て、教育委員会事務局職員を避難所管理者として配置し、地域避難所の開設及び運営を実施する。
- (2) 区民給食の実施
- ア 被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、区民給食を実施する。
- イ 給食は、ビスケット等の配布により行い、必要に応じ、東京都麺類協同組合日黒支部及び東京都麺類協同組合碑文谷支部の協力を得て、炊出しを行う。
- ウ 給食実施の責任者は、地域振興課長をもって充て、区民生活部職員及び関係職員をしてこれを実施する。
- (3) 相談等の実施
- ア 被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、り災者に対する区税、保険料等の減免、融資等の相談、り災証明書の発行等を行う現地相談所を開設する。
- イ 現地相談所は、被害の発生した地域を所管する地区サービス事務所内又は住区センター内に設置する。ただし、本部が必要と認められる場合は、相談所を他の施設に設置することができる。
- ウ 相談所の責任者は、地域振興課長をもって充て、区民生活部職員及び関係職員をして相談所の開設及び運営を実施する。
- (4) 区民への広報
- ア 必要があると認めるときは、防災行政無線、水防監視システム及び広報車等により、区民等への広報を実施する。
- イ 広報の責任者は、広報課長をもって充て、企画経営部職員をしてこれを実施する。
- (5) 道路障害物の除去等
- ア 必要があると認めるときは、道路障害物の除去等を実施する。
- イ 道路障害物除去等の責任者は、都市整備部長をもって充て、都市整備部職員をして道路、橋りょう等の被害状況を調査し、障害物の除去等を実施する。
- ウ 都市整備部長は、必要に応じ、本部長の承認を得て、日黒建設業防災連絡協議会に障害物除去等の協力を要請する。
- (6) 消毒作業
- ア 被災を受けた地域内の家屋及び事業所に対し、必要に応じて消毒作業又は消毒薬配布を実施。
- イ 消毒作業又は消毒薬配布は、保健所長が必要と認められる場合に実施する。
- ウ 消毒作業又は消毒薬配布の責任者は、保健所長をもって充て、保健所職員をしてこれを実施する。
- エ 保健所長は、必要に応じ、本部長の承認を得て、公益社団法人東京都ベストコントロール協会に消毒作業の協力を要請する。
- (7) 食品衛生等の指導
- ア 被災を受けた地域内の家屋及び事業所に対し、必要に応じて食品衛生指導、環境衛生指導又は防疫指導を実施する。
- イ 食品衛生指導、環境衛生指導又は防疫指導は、

- 保健所長が必要と認める場合に実施する。
- ウ 食品衛生指導、環境衛生指導又は防疫指導の責任者は、保健所長をもって充て、保健所職員をしてこれを実施する。
- (8) り災証明書の発行
- ア 災害による被害を受けた者から申請があったときは、り災証明書を発行する。
- イ り災証明書は、調査票又は被害内容一覧表に基づき発行する。
- ウ り災証明書発行事務の責任者は、防災課長をもって充て、総務部防災課職員をして発行する。
- (9) 見舞金の支給
- ア 災害による被害を受けた者に対し、必要に応じて見舞金を支給する。
- イ 見舞金の支給は、別記第3号様式による一覧表に基づき実施する。
- ウ 見舞金支給事務の責任者は調査担当部長とし、当該見舞金の配布は地域責任者が活動班をして実施する。
- エ 見舞金支給事務の詳細は、別に定める。
- (10) 見舞品の支給
- ア 災害による被害を受けた者に対し、必要に応じて見舞品を支給する。
- イ 見舞品支給事務の責任者は区民生活部長とし、当該見舞品の配布は地域責任者が活動班をして実施する。
- (11) 他団体からの見舞品等の支給
- ア 災害による被害を受けた者に対し、日赤奉仕団から支給される見舞品、共同募金会から支給される見舞金又はその他の団体から支給される見舞品を配布する。
- イ 前項の配布事務は、第9号イ及びウ又は前号イの規定に基づき実施する。
- (12) 学用品等の支給
- ア 被災を受けた地域内に居住し、災害によって学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対し、被害の実状に応じ教科書(副読本を含む)、教材若しくは教材費、文房具費、通学用品又は通学用品費(以下「学用品等」という。)を支給する。
- イ 学用品等支給事務の責任者は学校運営課長とし、学校長の協力を得て、教育委員会事務局職員をして調達から支給までを実施する。
- (13) 従事職員等の応援等
- ア 前各号に掲げる救助活動の責任者は、当該活動を実施する要員等に不足を生じるときは、本部長の承認を得て各部長に職員等の応援を求めることができる。
- イ 各施設の財産保管責任者及び関係職員は、応急本部の各活動に伴う当該施設の使用に関し、前各号に掲げる救助活動の責任者に協力する。
- 2 本部長は、前項に規定するもののほか、本部会議の方針に基づく救助活動を実施することができる。
- 第4章 雑則**
- (ごみ処理等)**
- 第12条** 環境清掃部長は、被災地のごみ処理等を実施する。
- (給水の実施)**
- 第13条** 区民生活部長は、必要に応じて東京都水道

局と連携して給水を実施する。

(被害状況等の報告及び連絡)

第14条 防災課長は、被害発生から応急対策活動が完了にいたるまで、東京都総務局総合防災部防災管理課と密接な連絡をとる。

2 防災課長は、目黒警察署警備課長、碑文谷警察署警備課長、目黒消防署警防課長及び関係機関と随時必要に応じ連絡をとる。

(職員宿泊の実施)

第15条 防災課長は、応急対策活動のため職員の宿泊を必要とする場合、防災センター及び総合庁舎に寝具等を配置し、宿泊させることができる。

(職員給食の実施)

第16条 本部は、必要と認める場合は、応急対策活動に従事する職員に給食を実施することができる。

2 前項の規定に基づく給食が困難な場合は、本部会議の決定に基づき、給食に代えて、次の各号に掲げる食事の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で現金を支給するものとする。

- (1) 朝食 300円
- (2) 昼食 500円
- (3) 夕食 700円

3 職員給食の実施責任者は、総務部人事課長をもって充てる。

(車両の確保)

第17条 総務課長は、本部の用に供するため、災害復旧活動に使用する事業専用車を除くすべての庁用車を集中管理することができる。

2 総務課長は、庁用車で対応が困難な場合は、総務部契約課長と協議の上、民間車を雇い上げ、使用するものとする。

(職員の指名等)

第18条 各部長は、この要綱に定める各種活動を円滑に実施するため、あらかじめ態勢に区分を設け、当該区分ごとに職員を指名し、職務について十分習熟させるよう努めるものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、応急対策の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 東京都目黒区小災害応急対策連絡会設置運営要綱（昭和58年11月1日付目総防発第148号）および目黒川・蛇崩川溢水応急対策要綱（昭和58年3月31日付目総防発第44号）（以下「小災害要綱等」という。）は、廃止する。
- 3 小災害要綱等により作成した様式で現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えたうえで、なお、当分の間使用することができる。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

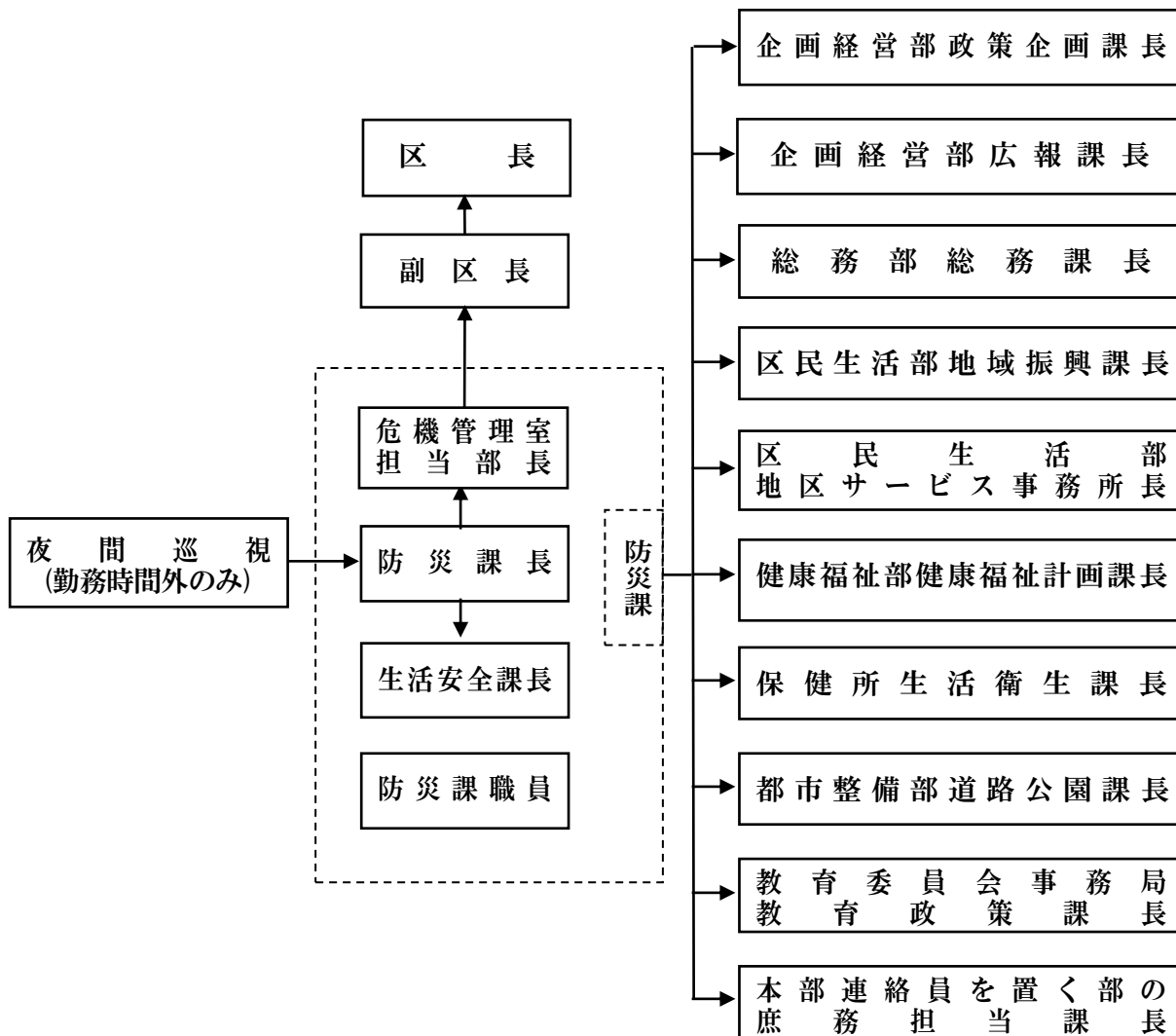
この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

付 則

（平成31年3月5日付け目総防第2673号決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

初期情報連絡態勢



- ※1 直ちに区長に連絡を必要とする場合は、防災課長がこれを行う。
- 2 副区長以上への連絡は、災害状況に応じてこれを行う。
- 3 連絡を受けた各課長は、状況に即応した判断に基づき関係者に連絡する。

別表第2（第5条関係）

夜間・休日応急対策連絡会の活動内容及び従事職員

活動内容		担当課		従事職員	
情報収集・連絡活動		防災課		防災課職員	
地域概況調査	火事・事故等	一次	防災課	防災課職員	
		二次	地域振興課	区民生活部職員	
	風水害	都市整備部道路公園課		都市整備部職員及び目黒土木・碑文谷公園事務所から徒歩10分以内の範囲内に居住する職員	
現地相談所の開設		地区サービス事務所		隣地に居住する者 右に属する職員で目黒区内及び近	
地域避難所の開設		教育委員会事務局教育政策課			区民生活部 教育委員会事務局
区民給食の実施		地域振興課			区民生活部
区民への広報		広報課			企画経営部
情報室運営		政策企画課			企画経営部
本部移行準備		防災課及び健康福祉計画課			総務部及び健康福祉部

別表第3（第7条・第10条関係）

地域責任者・活動班態勢

隊	地域責任者	班編成
1	情報課長	情報課 4班 行革推進課 1班
2	人事課長	人事課 4班 財政課 1班
3	契約課長	契約課 2班 政策企画課 1班 区議会事務局 2班
4	施設課長	施設課 4班 人権政策課 1班
5	戸籍住民課長	戸籍住民課 5班
6	税務課長	税務課 5班
7	滞納対策課長	滞納対策課 5班
8	国保年金課長	国保年金課 5班
9	産業経済・消費生活課長	産業経済・消費生活課 3班 中央地区サービス事務所 2班
10	スポーツ振興課長	スポーツ振興課 3班 文化・交流課 2班
11	健康推進課長	健康推進課 3班 西部地区サービス事務所 2班
12	介護保険課長	介護保険課 3班 北部地区サービス事務所 2班
13	障害福祉課長	障害福祉課 2班 高齢福祉課 2班 会計課 1班
14	生活福祉課長	生活福祉課 3班 南部地区サービス事務所 2班
15	子育て支援課長	子育て支援課 2班 保育課 2班 地域振興課 1班
16	環境保全課長	環境保全課 3班 戸籍住民課 2班
17	学校運営課長	学校運営課 2班 教育政策課 3班
18	生涯学習課長	生涯学習課 4班 教育指導課 1班
19	八雲中央図書館長	八雲中央図書館 5班
20	清掃リサイクル課長	清掃リサイクル課 1班 清掃事務所 1班 監査事務局 1班 選挙管理委員会事務局 1班

※ 各隊には、副責任者を置き、地域責任者が選ぶ。

※ 1班2名編成とし、班長は係長又は主査級職員をもって充てる。

第2号様式（甲）（第8条関係）

被害（水害を除く）状況調査票

調査年月日	年 月 日 午前・午後 時 分	調査員 氏 名	課 係（内）												
被災世帯 および 事業所	住所または 所在地	目黒区 丁目 番 号 荘（アパート） 方													
	住 居	世帯主氏名	TEL () 消毒の 要・不要 要・不要												
	事 業 所	事業所名	TEL () 代表者名												
被 害 状 況	被害の程度	住居・事業所 1 全焼 2 半焼 3 冠水 4 全壊 5 半壊 6 その他	延面積 m ² (坪)												
	建物の形態	<table border="0"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1	2	3	4	4	6						
	1	2	3	4	4	6									
事業所の形態	1 事務所 2 店舗 3 倉庫	4 工場 5 その他 ()	業種 1 建築業 2 製造業 3 サービス業 ()												
		4 卸小売 5 その他 ()	従業員数 名												
世帯 構成員	男	女	計	左の うち	小学生	中学生	幼 園児	氏 名	学校名・学年						
	名	名	名		名	名	名								
人 的 被 害	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	氏名	年齢	被 害 状 況								
	名	名	名	名											
救護物 資等の 給与	見舞金	生活必需品	学用品	日赤見舞金	日赤物資	義援金									
(備 考) 被害発災日時： 月 日 午前・午後 時 分															

第2号様式(乙)

被害(水害を除く)状況調査票

調査年月日	年 月 日 午前・午後 時 分	調査員氏名	課 係(内)						
被災世帯および事業所	住所または所在地	目黒区 丁目 番号 荘(アパート) 方							
	住居	世帯主氏名	TEL ()	消毒の要・不要					
	事業所	事業所名	TEL ()	代表者名					
被害状況	被害の程度	住居・事業所	1 全焼 2 半焼 3 冠水 4 全壊 5 半壊 6 その他		延面積 m ² (坪)	7 集合住宅 総戸数 戸 階だて の階 部分			
			建物形態 1 住居 2 事務所 3 事務所 4 住居 4 住居 6 住居 事務所 事務所						
	事業所の形態	形態	1 事務所 2 店舗 3 倉庫	4 工場 5 その他 ()	業種 1 建築業 2 製造業 3 サービス業	4 卸小売 5 その他 ()	従業員数 名		
世帯構成員	男	女	計	左のうち	小学生	中学生	幼稚園児	氏名	学校名・学年
	名	名	名		名	名	名		
	名	名	名		名	名	名		
人的被害	死者	行方不明者	重傷者	軽傷者	氏名	年齢	被害状況		
	名	名	名	名					
救護物資等の給与	見舞金	生活必需品	学用品	日赤見舞金	日赤物資	義援金			
(備考) 被害発災日時: 月 日 午前・午後 時 分									

第2号様式（丁）

浸水被害調査票（事業所用）

No. _____

被災日 年 月 日

基礎情報	所在地	目黒区 (方書)	丁目	番	号
	代表者名	電話番号			

事業所 情報	従業者数	人（非正規社員を含む。）			
	事業内容				
	産業区分	<input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉	<input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> サービス業・その他		

建物情報	構造	<input type="checkbox"/> 地上のみ <input type="checkbox"/> 地上と地下（半地下を含む。） <input type="checkbox"/> 地下のみ			
	地下利用	<input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 地下街 <input type="checkbox"/> その他（			
	延床面積	m ² ・坪 →ビル等：建物全体 m ² ・坪 地上 階建・地下 階（総戸数 戸）			
	種類	<input type="checkbox"/> 店舗・事務所・料理店・工場・倉庫・車庫・医療機関・旅館・雑居ビル <input type="checkbox"/> その他（			

被害情報	□地上 (被害面積) m ² ・坪	□事業所	cm	m ² ・坪	□廊下	cm	m ² ・坪	□床上浸水	cm
		□玄関	cm	m ² ・坪	□便所	cm	m ² ・坪	□床下浸水	
		□風呂	cm	m ² ・坪	□洗面所	cm	m ² ・坪		
		□駐車場	cm	m ² ・坪	□倉庫	cm	m ² ・坪	□その他被害	
	□その他（			）	cm	m ² ・坪			
	□地下 (被害面積) m ² ・坪	□事業所	cm	m ² ・坪	□廊下	cm	m ² ・坪	□床上浸水	cm
□駐車場		cm	m ² ・坪	□倉庫	cm	m ² ・坪	□その他被害		
□その他（				）	cm	m ² ・坪			
略図									
特記事項 <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 住居兼店舗 <input type="checkbox"/> 届出受理証 <input type="checkbox"/> 消毒薬配布 </div>									

調査内容について、目黒区関係課・関係行政機関等へ情報提供することに同意します。

年 月 日

署名

調査日時	年 月 日	午前・午後	時 分
調査員	部 課	(氏名)	
	部 課	(氏名)	

第8 東京都帰宅困難者対策条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進(第七条—
第九条)
- 第三章 安否確認及び情報提供(第十条・第十一条)
- 第四章 一時滞在施設の確保(第十二条)
- 第五章 帰宅支援(第十三条)
- 第六章 雑則(第十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。)が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者(事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

第二条 知事は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手

(平成24年3月30日東京都条例第17号)

段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業員へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業員へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等(前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。)に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業員の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じること

より、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の3日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 前2項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号。以下この条において「法」という。)第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。)及び各種学校(法第134条に規定する各種学校をいう。)並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災

害関連情報等」という。)の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

- 2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。)を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

- 2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。
- 3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。)を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

第9 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例

(平成18年12月目黒区条例第51号)

水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和41年6月目黒区条例第13号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、水防法(昭和24年法律第193号)第45条及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第1項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づき、水防法第24条の規定により水防に従事した者及び災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定又は災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者(以下「防災従事者」という。)に係る損害補償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害補償を受ける権利)

第2条 防災従事者が水防若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

第3条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖

縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(損害補償の申請)

第4条 損害補償を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

(損害補償の種類、対象及び要件並びに補償額の算定方法)

第5条 損害補償の種類、対象及び要件並びに補償額の算定方法については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)に定められているものの例による。

(損害補償費の返還請求)

第6条 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、区長は、その損害補償に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(報告、出頭等)

第7条 区長は、損害補償の審査又は実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検査を受けさせることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、平成18年4月1日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた損害補償については、なお従前の例による。

付 則 (平成20年10月目黒区条例第26号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

第10 「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」関係規定

※ 水防法第45条

第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

※ 災害対策基本法第84条第1項

市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第65条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定又は同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因

によつて受ける損害を補償しなければならない。

※ 水防法第 24 条

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

※ 災害対策基本法第 65 条第 1 項

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

※ 災害対策基本法第 65 条第 3 項

第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

※ 災害対策基本法第 65 条第 2 項

第 63 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

※ 災害対策基本法第 63 条 2 項

前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(災害対策基本法第 63 条第 1 項)

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

第 11 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則

(昭和 42 年 12 月目黒区規則第 38 号)

水防または応急措置の業務に従事した者の災害補償に関する条例施行規則（昭和 38 年 11 月東京都目黒区規則第 23 号）の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（平成 18 年 12 月目黒区条例第 51 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事故の報告)

第 2 条 条例に定める損害補償を行なうべき事故（以下「事故」という。）が発生した場合は、区長が定める指揮者、消防機関の長又は警察官は、別記第 1 号様式による事故発生報告書に次の各号に掲げる資料を添えて、速やかに区長に報告しなければならない。

- (1) 現認書又は事実証明書
- (2) 医師（歯科医師を含む。以下同じ。）の診断書
- (3) 現場見取図
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、当該事故による損害が水防又は応急措置の業務に従事したことによるものと認定するために参考となる資料

(損害の認定及び通知)

第 3 条 区長は、前条の報告を受けたときは、その損害が防災業務に従事したことによる事故に基づくものであるかどうかの認定を行ない、その結果を別記第 2 号様式による認定通知書により、すみやかに補

償を受けるべき者に通知するものとする。

(代表者の選任)

第 4 条 遺族補償年金、遺族補償一時金、障害補償年金差額一時金若しくは遺族補償年金前払一時金又は政令第 15 条第 1 項に規定する損害補償（以下「遺族補償年金等」という。）を受ける権利を有する者が 2 人以上あるときは、これらの者のうち 1 人を遺族補償年金等の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定に基づき代表者に選任された者は、別記第 3 号様式による代表者選任届を、区長に提出しなければならない。

(補償の申請)

第 5 条 補償を受けようとする者は、第 3 条の通知を受けた後、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第 4 号様式による補償申請書を、速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 療養補償及び休業補償にあつては、当該療養及び休業の完了したとき。ただし、その期間が 1 月以上に及ぶときは、1 月ごとにその月を経過したとき。
- (2) 傷病補償年金にあつては、療養の開始後 1 年 6 月を経過したとき又はその後補償を受けようとする者が非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定

める政令（昭和31年11月8日政令第335号。以下「政令」という。）第5条の2第1項各号に該当することとなったとき。

- (3) 障害補償にあつては、当該障害が固定したとき。
- (4) 介護補償にあつては、常時又は随時介護を受けたとき。ただし、その期間が1月以上に及ぶときは、1月ごとにその月を経過したとき。
- (5) 遺族補償及び葬祭補償にあつては、第3条の通知を受けたとき。

（申請書に添付する書類）

第6条 前条の申請書には、住民票の写し、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第1条に定める支払請求書（支払請求書に添付する書類を含む。次項において同じ。）及び防災従事者が防災業務に従事したことによる死亡若しくは負傷の原因である事故の発生した日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日若しくは診断によって病気の発生が確定した日前1年間に於けるその者が得た収入額を証明する書類（療養補償及び介護補償の場合を除く。）のほか、次の区別による必要な書類を添付しなければならない。

(1) 休業補償の場合

- ア 療養のため休業を要することについての医師の診断書
- イ 負傷し、又は疾病にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入を得ることができない等特に補償を必要とする理由を記載した書類

(2) 傷病補償年金の場合

- ア 療養の開始後1年6月を経過していることを証明することができる書類
- イ 障害の程度についての医師の診断書

(3) 障害補償の場合

障害の程度についての医師の診断書

(4) 介護補償の場合

- ア 介護を要する状態についての医師の診断書
- イ 介護に従事した者の氏名及び防災従事者との続柄又は関係を証明する書類
- ウ 介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときは、当該支出額を証明することができる書類

(5) 遺族補償の場合

- ア 死亡診断書、死体検案書、検視調書その他防災従事者の死亡を証明することができる書類又はその写し
- イ 遺族補償を受けるべき者の氏名、生年月日、本籍及び防災従事者との続柄又は関係を証明する市区町村長の証明書（戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本をもってこれに代えることができる。）

ウ 遺族補償を受けるべき者が、婚姻の届出はしなないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

エ 遺族補償を受けるべき者が、防災従事者の死亡当時その収入によって生計を維持していたときは、その事実を認めることができる書類

オ 遺族補償を受けるべき者が、配偶者以外の者であるときは、政令第8条第3項又は政令第9条第2項の規定による先順位者のいないことを証明できる書類

カ 遺族補償を受ける権利を有する先順位者が行方不明のときは、それを証明することができる書類

キ 遺族補償を受けるべき者が、政令第8条第1項第4号に掲げる状態にあったときは、それを証明することができる書類

(6) 葬祭補償の場合

葬祭を行う者であることを証明する書類

(7) 政令附則第3条に規定する他の法律による給付を受ける場合

当該法律の名称、年金又は手当の種類及び額並びに支給開始年月日を記載した書類

2 同一の負傷又は疾病に係る療養補償、休業補償及び介護補償を、2回以上にわたって申請する場合は、第2回以後の申請書には、区長が特に必要があると認める場合を除き、前項に定める添付書類（同項の支払請求書及び同項第4号ウの書類を除く。）を省略することができる。

（補償金額の決定及び通知）

第7条 区長は、第5条に定める補償申請書を受理した場合には、これを審査し、補償金額の決定を行い、別記第5号様式による通知書により、速やかに補償を受けるべき者に通知するものとする。

2 前項の場合において、政令第4条第2項に定める指定医療機関において療養を受けた者の療養費については、直接当該指定医療機関に通知するものとする。

（年金証書の交付）

第8条 区長は、前条に定める補償金額の決定の通知が年金たる損害補償に係るときは、あわせて別記第5号の2様式・別記第6号様式又は別記第7号様式による年金証書を、当該受給権者に交付するものとする。

2 区長は、すでに交付した年金証書の記載事項を変更する必要があるときは、新たに証書を作成し、すでに交付した年金証書と引替えに証書を交付するものとする。

3 区長は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

（年金証書の再交付）

第9条 年金証書の交付を受けた者が、証書を亡失又

はき損し、別記第 8 号様式による年金証書再交付申請書により再交付を申請したときは、年金証書を再交付するものとする。

- 2 前項により年金証書の再交付がなされたときは、従前の年金証書は、効力を失う。
- 3 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、すみやかにこれを区長に返納しなければならない。

(異動届)

第 10 条 年金受給者は、次の各号のいずれかに該当する理由が生じたときは、速やかに別記第 9 号様式による年金受給資格異動届とともに年金証書を、区長に提出しなければならない。この場合において第 1 号から第 3 号までにあつては、住民票の写し及び戸籍の謄本を、第 4 号にあつては、障害の程度を証明する医師の診断書を、第 5 号にあつては、当該変更事項を認めることができる書類を、それぞれ添付しなければならない。

- (1) 政令第 2 条第 3 項各号に掲げる補償基礎額の加算の基礎となる扶養親族の数の変更
- (2) 政令第 8 条第 1 項第 2 号に定める遺族補償年金の補償基礎年額の加算算定の基礎となる遺族の数の変更
- (3) 遺族補償年金を受ける権利者の異動
- (4) 障害の程度の変更
- (5) 前各号のほか、届出を要すべき事項の変更

(再決定の通知)

第 11 条 区長は、前条の年金受給資格異動届を受理したときは、これを審査し、給付金額に変更のある場合には、給付金額の決定を行ない、第 7 条に定める通知書をもって年金受給者に通知するものとする。

(補償の支給方法)

第 12 条 区長は、第 7 条による通知の後、補償費をすみやかに補償を受けるべき者に支給しなければならない。ただし、同条第 2 項の場合の療養費については、直接当該指定医療機関に支払うものとする。

- 2 区長は、療養補償として支給する費用・休業補償及び介護補償については、特別の事情のない限り、毎月 1 回支給するものとする。

(療養費を本人に支給する場合)

第 13 条 政令第 4 条第 3 項の規定により、区長が認定して療養の費用を当該防災従事者に支給する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 災害を受けたとき緊急の必要から、指定医療機関以外の療養機関での療養又は政令第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる療養（同項第 4 号又は第 5 号に掲げる療養にあつては、指定医療機関（薬局を除く。）の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。以下同じ。）を受けた場合
- (2) 付近に指定医療機関がないため、他の療養機関で療養を受けた場合

- (3) 災害の部位又は程度により、指定医療機関以外の療養機関での療養又は政令第 4 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに掲げる療養を必要とする旨の主治医の証明がある場合

(年金の支給停止等)

第 14 条 政令第 8 条の 4 第 1 項に定める年金の支給停止又は同条第 2 項に定める年金支給停止解除の申請は、別記第 11 号様式による年金支給停止申請書又は別記第 12 号様式による年金支給停止解除申請書にその事実を証明する書類を、それぞれ 2 通を添えて区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、その結果を、速やかに別記第 13 号様式による判定書により申請者に通知するものとする。

(補償費の支給制限)

第 15 条 次の各号に掲げる費用は、補償しないものとする。ただし、第 1 号については、緊急の必要があるとき又は事前に区長の承認を得た場合は、この限りでない。

- (1) 同一の傷病を同時に会計を異にする 2 人以上の医師について治療を受けたときの主治医を除く他の医師に要した費用
- (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める療養に要する費用の算定に関する基準を超えた費用

(入退院等の届け出)

第 16 条 療養補償を受けるべき者又は受けている者は、入院・退院又は転院したときは、別記第 14 号様式による入（退・転）院届を、区長に提出しなければならない。

(療養継続の申請)

第 17 条 区長は、療養補償を受けている者が、つぎの各号の一にあてはまるときは、別記第 15 号様式による療養継続申請書に第 3 条に定める認定通知書を添え、療養継続の申請をしなければならない。

- (1) 指定した療養期間内に傷病がなおらないため、引き続き療養を必要とするとき。
- (2) 療養中傷病に著しい異状を生じ、指定の療養区分又は療養方法を変更する必要があるとき。
- (3) 前各号のほか、必要があるとき。

(医療完了の届け出)

第 18 条 療養補償を受けている者は、療養の必要がなくなったときは、別記第 16 号様式による医療完了届を、区長に提出しなければならない。

(就業の届け出)

第 19 条 休業補償を受けている者は、従前の業務に復帰したとき又は他に就業したときは、別記第 17 号様式による就業届を、区長に提出しなければならない。

(現況届)

第 20 条 年金受給者は、毎年 1 月 31 日現在における障害の程度又は遺族の状況等について、その年の 2

月10日までに別記第18号様式による現況届を、区長に提出しなければならない。

(記録簿)

第21条 区長は、別記第19号様式による損害補償記録簿・別記第20号様式による傷病補償年金記録簿・別記第21号様式による障害補償年金記録簿・別記第22号様式による介護補償記録簿及び別記第23号様式による遺族補償年金記録簿を備え、必要な事項を記入するものとする。

(雑則)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (略)

付 則 (昭和57年12月1日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成6年12月1日規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成8年6月28日規則第95号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

付 則 (平成12年12月15日規則第161号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則 (平成14年10月1日規則第97号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年7月1日規則第124号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則及び水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例第10条の2第1項第2号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則の廃止)

2 水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める規則(昭和62年10月目黒区規則第59号)及び水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例第10条の2第1項第2号の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則(平成8年6月目黒区規則第94号)は、廃止する。

付 則 (平成28年3月18日規則第21号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の規則の規定により作成した様式で現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

付 則 (令和3年3月31日規則第5号)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の規則の規定により作成した様式で現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

第12 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則関係規定

※ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第5条の2第1項

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

- 一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。
- 二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして総務省令で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。

※ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第1条

市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。)又は消防団員

等公務災害補償等責任共済等に関する法律(以下「法」という。)第2条第3項に規定する指定法人(以下「指定法人」という。)に対する法第6条第1項又は第2項の請求は、基金又は指定法人が定める様式による支払請求書によつてするものとする。

※ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第8条第3項

遺族補償年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

※ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第9条第2項

遺族補償一時金を受けることができる遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

※ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める

政令第8条第1項

遺族補償年金を受けることができる遺族は、非常勤消防団員等の配偶者(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、非常勤消防団員等の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。)以外の者にあつては、非常勤消防団員等の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- 一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母及び祖父母については、60歳以上であること。
- 二 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
- 三 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。
- 四 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、総務省令で定める障害の状態(次条、第8条の3及び第9条の3において「特定障害状態」という。)にあること。

※ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令附則第3条

① 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定(第12条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

1 傷病補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害	0.73
--	---	------

	共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)	
2 傷病補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては0.81)
3 障害補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81)
5 遺族補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	0.80
6 遺族補償年金 (第11条	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）		
-------------------------	--	--

② 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定（第12条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

1 傷病補償年金 （第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.88
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 傷病補償年金 （第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.92 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては0.91）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由と	0.92

	なつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては0.91）
3 障害補償年金 （第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金 （第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.89 （第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.88）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92 （第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.91）
5 遺族補償年金 （第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年	0.88

	金	
6 遺族補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.92

③ 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の上欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定(第12条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の上欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の下欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

1 傷病補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係る)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る)

ものに限る。)		る傷病補償年金にあつては0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては0.92)
3 障害補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る)

		障害補償年金にあつては 0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては 0.92)
5 遺族補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年	0.93

る。)	金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
-----	--------------------

- ④ 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となつた障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この政令の規定にかかわらず、この政令の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給するものとする。
- 一 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
- 二 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金
- ⑤ 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第5条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

- ⑥ 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第5条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給するものとする。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

- ⑦ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給

の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この政令の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令で定める場合の区分に応じ総務省令で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。

一 当該年金たる損害補償が非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に定める給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める給付

二 当該年金たる損害補償が消防作業従事者、救急業務協力者又は水防従事者に係るものである場合 児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に定める給付

※ **非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第4条第2項**

市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、その経営する医療機関若しくは薬局又は市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の管理者がその同意を得てあらかじめ指定する医療機関若しくは薬局において、前項第1号から第5号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、これらの医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護を除く。）を行うものとする。

※ **非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第2条第3項**

次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とするものとする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

二 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 60歳以上の父母及び祖父母

五 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

※ **非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第8条第1項第2号**

子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

※ **非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第4条第3項**

市町村若しくは都道府県又は水害予防組合は、前項の医療機関若しくは薬局において療養を行うことが困難であると市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の管理者が認めたとき、非常勤消防団員等が同項の医療機関若しくは薬局以外の医師、歯科医師、薬剤師その他の療養機関から診療若しくは手当を受けた場合において緊急その他やむを得ない事情があると市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の管理者が認めたとき、又は非常勤消防団員等が第1項第4号から第6号までに掲げる療養（同項第4号又は第5号に掲げる療養にあつては、前項の医療機関の従業者以外の者が提供する世話その他の看護に限る。）を受けた場合において市町村長、都道府県知事若しくは水害予防組合の管理者が必要と認めたときは、その必要な療養の費用を当該非常勤消防団員等に支払うものとする。

※ **非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第4条第1項第4号から第6号まで**

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

※ **非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第8条の4第1項**

遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止するものとする。この場合において、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

※ **非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第8条の4第2項**

前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

※ **健康保険法第76条第2項**

前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。

第13 目黒区震災復興本部の設置に関する条例

(平成19年3月目黒区条例第17号)

(設置)

第1条 区長は、目黒区が震災により重大な被害を受けた場合において、当該被害の重大性に照らして、区民の生活の再建及び安定並びに都市の復興に関する事業（以下「震災復興事業」という。）を迅速かつ計画的に実施するため必要があると認めるときは、目黒区震災復興本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(本部)

第2条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、区長をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。

4 副本部長及び本部員は、規則で定める職員をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部に、規則で定めるところにより、部を置くことができる。

2 部に部長を置き、規則で定める本部員をもって充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(事務局)

第4条 本部長は、震災復興事業に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため必要があると認めるときは、本部に事務局を置くことができる。

2 事務局に局長を置き、本部長が副本部長のうちから指名する者をもって充てる。

3 局長は、事務局の事務を掌理する。

(廃止)

第5条 区長は、震災復興事業が進ちよくし、本部設置の目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第14 目黒区震災復興本部の設置に関する条例施行規則

(平成19年3月目黒区規則第10号)

(趣旨)

第1条 この規則は、目黒区震災復興本部の設置に関する条例（平成19年3月目黒区条例第17号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、目黒区震災復興本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 条例第2条第4項の規定により副本部長に充てる者として規則で定める職員は、次のとおりとする。

(1) 副区長

(2) 教育長

2 条例第2条第5項の規定により本部長の職務を代理する副本部長の順序は、前項に掲げる順序とする。

(本部員)

第3条 条例第2条第4項の規定により本部員に充てる者として規則で定める職員は、次のとおりとする。

(1) 目黒区組織規則（昭和40年3月目黒区規則第4号）第9条第1項に定める部長及び同条第2項に定める担当部長、福祉事務局長、保健所長、会計管理者、区議会事務局長、教育委員会事務局教育次長、選挙管理委員会事務局長並びに監査事

務局長

(2) 企画経営部広報課長、総務部総務課長、危機管理部危機管理課長、危機管理部生活安全担当課長、危機管理部地域防災推進担当課長及び危機管理部防災課長

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、目黒区に勤務する職員のうちから本部員を指名することができる。

3 本部員は、次の事務をつかさどる。

(1) 本部長の命を受け、又は本部会議（次条第1項に規定する本部会議をいう。以下この項において同じ。）の決定に従い、条例第1条に規定する震災復興事業（以下「震災復興事業」という。）の企画立案を行うこと。

(2) 本部長の命を受け、又は本部会議の決定に従い、震災復興事業を実施すること。

(3) 震災復興事業に関して担任する事務事業の執行状況について本部長又は本部会議に報告すること。

(4) その他本部長の特命に関すること。

4 前項各号に掲げる事務を実施するに当たり、本部員は、通常の行政組織における職務権限に基づいて

所属職員を指揮監督する。

- 5 本部長及び副本部長に事故のあるときは、別に定めるところにより本部員が本部長の職務を代理する。
(一部改正〔平成21年規則24号・令和3年16号・4年33号〕)

(復興本部会議)

第4条 震災復興事業に係る重要事項を審議するため、本部に復興本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
(一部改正〔令和3年規則16号〕)

(部)

第5条 条例第3条第1項の規定により本部に置く部の名称、同条第2項の規定により部長に充てる者として規則で定める本部員及び部の分掌事務は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部長は、特に必要があると認めるときは、部の分掌事務の一部を変更し、又は部に新たな事務を臨時に分掌させることができる。
- 3 部に属すべき本部の職員は、通常の行政組織において指揮監督する職員及び区長が別に定める職員のうちから部長が命ずる。
- 4 前3項に定めるもののほか、部の編成に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第6条 条例第4条第1項の規定により置く事務局（以下「事務局」という。）は、次の事務をつかさどる。

- (1) 震災復興事業に関する重要な方針及び計画に係る国、東京都、他の地方公共団体等との連絡調整に関すること。
- (2) 震災復興事業に係る基本的な方針並びに事業、財政、人事及び組織に関する計画の総合調整に関すること。
- (3) 震災復興事業の推進に係る土地利用その他重要事項の全庁的な調整に関すること。
- (4) その他事務局に係る庶務に関すること。

- 2 事務局に属する職員は、目黒区の職員のうちから本部長が指名する。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の規定（会計管理者及び総務部生活安全課長に係る部分に限る。）は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 副本部長に充てる者は、この規則の施行の日から

平成19年3月31日までの間においては、第2条第1項の規定にかかわらず、助役、収入役及び教育長とする。この場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項に掲げる順序」とあるのは、「助役たる副本部長、収入役たる副本部長、教育長たる副本部長の順」とする。

付 則 (平成21年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和4年4月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

(一部改正〔平成23年規則37号・27年20号・令和3年16号〕)

部の名称 (部長に充てる者)	分掌事務
復興危機管理部 (危機管理部長)	(1) 復興本部活動の統制に関すること。 (2) 本部会議の運営に関すること。 (3) 東京都及び関係防災機関との連絡調整に関すること。(他の部に属するものを除く。) (4) 生活安全対策に関すること。
復興企画経営部 (企画経営部長)	(1) 震災復興事業に係る基本的な方針の策定に関すること。 (2) 震災復興事業を推進するための計画の策定に関すること。 (3) 震災復興事業に係る予算の総括に関すること。 (4) 国及び都への要望事項のとりまとめに関すること。 (5) 広報及び報道機関との調整に関すること。 (6) 情報提供及び相談体制の整備の総括に関すること。 (7) 被災者の安否情報に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、震災復興事業に係る企画、調査及び情報管理に関すること。
復興総務部 (総務部長)	(1) 区有施設の復旧及び再建の総括に関すること。 (2) 施設及び用地の総合的な利用調整に関すること。 (3) 車両等の調達及び調整に関すること。 (4) 職員の配置及び他自治体等からの職

	<p>員派遣に関すること。</p> <p>(5) ボランティア、NPO 等の受入れ及び配置に関すること。(他の部に属するものを除く。)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、他の部に属しないこと。</p>
復興区民生活部 (区民生活部長)	<p>(1) 被災者生活実態調査に関すること。</p> <p>(2) 義援金の募集及び配分に関すること。</p> <p>(3) 税、保険料等の措置に関すること。(他の部に属するものを除く。)</p> <p>(4) 地域区民活動の支援に関すること。</p> <p>(5) 産業の復興に関すること。</p> <p>(6) 外国人に対する支援に関すること。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、震災復興事業に係る区民生活に関すること。</p>
復興健康福祉部 (健康福祉部長)	<p>(1) 被災者生活実態調査の応援に関すること。</p> <p>(2) 医療体制の整備に関すること。</p> <p>(3) 社会福祉施設の再建及びその支援に関すること。</p> <p>(4) 要配慮者に対する支援に関すること。</p> <p>(5) 保健及び衛生対策並びに生活環境の整備に関すること。</p> <p>(6) 生活支援対策に関すること。(他の部に属するものを除く。)</p> <p>(7) 支援物資の受入れ及び配分に関すること。</p> <p>(8) 生活物資の調達及び配分に関すること。</p> <p>(9) 専門ボランティア等の受入れ及び配置に関すること。(他の部に属するものを除く。)</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、震災復興事業に係る福祉に関すること。</p>
復興都市整備部 (都市整備部長)	<p>(1) 都市復興班の設置及び活動の統制に関すること。</p> <p>(2) 家屋被害概況調査に関すること。</p> <p>(3) 家屋被害状況調査に関すること。</p> <p>(4) 都市復興基本計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>(5) 住宅復興計画の策定に関すること。</p> <p>(6) 住宅の供給及び再建支援等に関すること。</p>

	<p>(7) 道路、公園等の復旧及び再建に関すること。</p> <p>(8) がれきの処理の総括に関すること。</p> <p>(9) 専門ボランティア等の受入れ及び配置に関すること。(他の部に属するものを除く。)</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、震災復興事業に係る都市整備に関すること。</p>
復興環境清掃部 (環境清掃部長)	<p>(1) ごみ、し尿及びがれきの処理に関すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、震災復興事業に係る環境保全及び清掃業務に関すること。</p>
復興教育部 (教育次長)	<p>(1) 学校教育活動の継続及び再開に関すること。(他の部に属するものを除く。)</p> <p>(2) 被災児童、生徒等への支援に関すること。</p> <p>(3) 文化財の復旧及び復興支援に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、震災復興に係る教育に関すること。</p>
復興協力部 (会計管理者)	<p>(1) 議会との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 他の部の応援に関すること。</p>
各部共通	<p>(1) 区有施設の復旧及び再建に関すること。</p> <p>(2) 情報提供及び相談体制の整備に関すること。</p>

備考 復興協力部にあつては、部長を補佐する者として次長を置き、区議会事務局長、選挙管理委員会事務局長及び監査事務局長をもって充てる。

第2節 協定

第1 協定等一覧

区分	協力内容	協力団体	締結年月日
相互援助協力協定等			
相互援助協定	災害時における応急対策及び復旧対策に必要な物資に関し、相互に援助協力をを行う。	宮城県角田市	H 4 . 7 . 2 1
	”	宮城県気仙沼市	H 1 3 . 9 . 2 3
	”	長野県長和町	H 1 8 . 2 . 1
	”	大分県白杵市	H 1 8 . 3 . 1
相互応援協定	”	城南5区	H 7 . 1 2 . 1
	”	特別区23区	H 2 6 . 3 . 1 4
	”	東京都／特別区23区／都内26市／都内13町村	R 3 . 1 2 . 2 7
特別区公金取扱い	災害時における指定金融機関との緊急連絡体制及び公金取扱いについて定める。	各特別区指定金融機関(株)みずほ銀行	H 9 . 1 1 . 2 0
災害時の区と郵便局の協力	災害時に必要な対応を円滑に遂行するため各種協力をを行う。	目黒郵便局	H 2 8 . 3 . 1
災害時の区と東京電力の協力	”	東京電力パワーグリッド(株)品川支社	R 2 . 8 . 2 7
施設の使用に関すること			
災害時の学校施設等の使用	災害時に必要な避難施設及び備蓄について各種協力をを行う。	東京都立国際高等学校	H 8 . 1 2 . 4
	”	東京都立桜修館中等教育学校	H 9 . 1 . 2 0
	”	東京都立駒場高等学校	H 9 . 2 . 1
	”	東京都立目黒高等学校	H 1 1 . 3 . 1 5
	”	学校法人自由ヶ丘学園	H 3 1 . 1 . 3 0
	”	学校法人日本工業大学	H 2 2 . 3 . 2 6
	”	学校法人目黒学院	R 6 . 1 2 . 1 3
	”	学校法人田村学園	H 2 4 . 3 . 2 7
	”	学校法人八雲学園	H 2 4 . 3 . 3 0
	”	東京都教育庁	H 2 4 . 4 . 1
災害時の民間施設等の使用	災害時の避難所として施設の一部を使用する。	東急スポーツシステム(株) (アトリオドゥーエ碑文谷)	H 2 4 . 7 . 3 1
	”	宗教法人円融寺	H 2 4 . 1 2 . 1 0
	”	宗教法人祐天寺	H 2 5 . 1 0 . 8
	”	立正佼成会	H 2 9 . 1 2 . 5
	災害時の一時滞在施設として施設の一部を使用する。	トヨタモビリティ東京(株)	R 2 . 3 . 1 9
	”	宗教法人正覚寺	R 3 . 3 . 2 9
災害時の区や防災関係行政機関職員等の待機場所として施設の一部を使用する。	裕幸計装(株)	R 3 . 6 . 2 9	
大規模災害時の施設の提供	大規模災害により目黒警察署庁舎が使用不能の場合の応急活動場所を提供する。	目黒警察署	H 2 4 . 1 2 . 2 8
避難通路の開放	中目黒公園一帯に避難する住民に対し、防衛装備庁艦艇装備研究所、陸上自衛隊教育訓練研究本部及び航空自衛隊幹部学校の敷地を開放し、避難者の安全を確保する。	防衛装備庁艦艇装備研究所総務課長 ／陸上自衛隊教育訓練研究本部総務課長 ／航空自衛隊幹部学校計画課長	H 1 4 . 1 2 . 1 0
避難所の使用	津波等の発生時に避難所としての施設使用の協力をを行う。	興津区	H 2 2 . 8 . 4
緊急一時避難施設の協力	”	勝浦市	H 2 7 . 1 2 . 1
災害時の区有施設の使用	災害時に区有施設の一部を目黒消防署が使用する。	目黒消防署	R 2 . 1 2 . 1
	災害時の一時滞在施設として施設の一部を使用する。	中目黒GT 全体管理組合	R 7 . 4 . 1 5
災害時の都有施設の使用	災害時の広域避難場所として都立公園を使	東京都建設局	R 7 . 3 . 2 1

	用する。		
罹災証明に関すること			
罹災証明書に関する連携	罹災証明書の発行に係る情報提供等を行う。 震災時における火災被害に係る罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査を円滑に行う。	東京都知事 目黒消防署	H29.12.21 H30.3.1
情報の確保			
非常通信の運用	非常無線通信の利用に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信の円滑な運用を図る。	目黒消防署	H20.4.1
災害時の情報発信	災害時に区内被災状況等をヤフーサービス上にて情報発信する。	ヤフー株式会社	H27.9.15
災害時の情報交換	災害時に迅速な対策を行うため各種情報の交換を行う。	国土交通省関東地方整備局	H28.3.30
災害時の通信障害の復旧等	災害時における通信障害復旧について連携する。	東日本電信電話株式会社	R6.9.12
災害時の情報収集等	災害時における無人航空機（ドローン）を活用した支援協力をを行う。	株式会社ハミングバード	R7.11.17
輸送の確保			
道路障害物除去等応急対策活動	災害工作隊、建設資機材の提供による、応急対策活動に要する道路を確保する。	目黒建設業防災連合会	H30.5.2
	道路に放置された自動車の移動を行い、緊急車両の通行を確保する。	東京都自動車整備振興会新品川支部	H25.6.25
緊急輸送業務	保有するトラック等により、物資、人員の輸送に協力する。	東京都トラック協会目黒支部	S61.5.29
	災害時における応急対策業務に必要な軽自動車による物資輸送に協力する。	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部	H18.2.13
	災害時における物資輸送等について協力する。	ヤマト運輸株式会社南東京主管支店	H30.1.25
車両の確保	災害時における車両提供について協力する。	日進レンタカー株式会社	R3.3.24
遺体搬送業務	災害時における霊柩自動車による遺体搬送について協力する。	社団法人全国霊柩自動車協会	H18.2.13
	災害時における遺体搬送について協力する。 （※同協定では葬祭用品等の供給協力についても記載しているため、協定書は「応急物資の確保にて記載する。」）	東京都葬祭業協同組合目黒支部	H29.3.21
医療救護・衛生活動関係			
医療救護活動	特別区防災課長会その他関係機関で災害時の医療救護活動の適切な実施を図る。	-	S58.7.1
	医療救護班を編成し、救護所等で傷病者への応急措置、医療機関への転送の可否の決定等。	目黒区医師会	H25.3.1
	歯科医療救護班を編成し、救護所等で歯科医療を要する者に対する応急措置、医療機関への転送の可否等、検視・検案に際する法歯学上の協力をを行う。	東京都目黒区歯科医師会	H25.3.1
応急救護活動	薬剤師班を編成し、医療救護所等における傷病者等への調剤・服用指導、目黒区医薬品ストックセンター等における医薬品の仕分け・管理を行う。	目黒区薬剤師会	H25.2.28
	医師の指示に従い、傷病者に対する手当を行う。	柔道接骨師会目黒支部	H25.3.5
防疫活動の協力	災害時に、区が行う防疫活動に対し協力をを行う。	公益社団法人東京都ベストコントロール協会	H25.3.25
衛生活動の協力	災害時の、被災者への衛生活動に対し協力をを行う。	東京都理容生活衛生同業組合目黒支部	H25.3.19
	災害時の避難所における施設清掃等メンテナンスの協力をを行う。	目黒メンテナンス事業協同組合	H29.4.26
	災害時の、被災者への衛生活動に対し協力をを行う。	東京都美容生活衛生同業組合目黒支部	R7.3.26
救護活動の援助	災害時の、高齢者等の救護活動に関し、相互に援助協力をを行う。	目黒区社会福祉事業団	H19.1.15
	〃	社会福祉法人愛燐会	H19.1.15

	〃	社会福祉法人三交会	H19. 1. 15
	〃	社会福祉法人清徳会	H19. 1. 15
動物救護活動	災害時の、動物救護活動に対し協力をを行う。	東京都獣医師会目黒支部	H20. 2. 28
医薬品の供給	医薬品を災害時に供給する。	(株)マルタケ	H25. 12. 16
	〃	東邦薬品(株)	H25. 12. 18
	〃	(株)メディセオ	H25. 12. 18
	〃	(株)バイタルネット	H25. 12. 19
	〃	アルフレッサ(株)	H25. 12. 26
〃	(株)スズケン	H25. 12. 26	
要配慮者支援			
避難行動要支援者等の支援	災害時に、避難行動要支援者等に対する支援を行う。(北部包括支援センター)	(株)やさしい手	H27. 4. 1
	〃(東部包括支援センター)	奉優会	R2. 4. 1
	〃(中央包括支援センター)	奉優会	R2. 4. 1
	〃(南部包括支援センター)	目黒区社会福祉協議会	H27. 4. 1
	〃(西部包括支援センター)	目黒区社会福祉事業団	H27. 4. 1
	〃	目黒区介護事業者連絡会	H27. 4. 1
	〃	目黒区内介護等福祉サービス事業者 目黒区内障害福祉サービス等事業者	H27. 9. 16 以降随時締結 R6. 5. 10 以降随時締結
福祉避難所の設置及び管理運営	災害時に、福祉避難所の設置及び管理運営の協力をを行う。(あいアイ館)	目黒区社会福祉事業団	H28. 1. 1
	〃(大橋えのき園)	目黒区社会福祉事業団	H28. 1. 1
	〃(かみよん工房)	目黒区社会福祉事業団	H28. 1. 1
	〃(東が丘障害福祉施設)	社会福祉法人東京援護協会	H28. 1. 1
	〃(目黒本町福祉工房)	社会福祉法人いたるセンター	H28. 1. 1
	〃(中目黒ホーム・東が丘ホーム・東山ホーム)	目黒区社会福祉事業団	H28. 2. 1
	〃(高齢者センター・在宅ケア多機能センター)	社会福祉法人奉優会	H28. 2. 1
	〃(在宅ケア多機能センター)	特定非営利活動法人ほっとステーション	R2. 4. 1
	〃(駒場苑)	社会福祉法人愛隣会	H28. 2. 1
	〃(青葉台さくら苑)	社会福祉法人三交会	H28. 2. 1
	〃(清徳苑)	社会福祉法人清徳会	H28. 2. 1
	〃(目黒中央の家)	社会福祉法人奉優会	R1. 6. 11
	〃(こぶしえん)	社会福祉法人徳心会	R3. 3. 1
	〃(さんホーム目黒)	目黒区社会福祉事業団	R3. 7. 30
水の確保			
給水施設の維持管理及び運用	林試の森公園内に設置してある給水施設の維持管理及び運用を定める。	東京都知事(細目は東京都水道局長)	H2. 7. 20
震災時協力井戸	震災時協力井戸制度に登録し、災害時に生活用水を提供する。	趣旨を理解した地域の方	随時締結
生活用水の確保・浴場の営業	災害時に生活用水を提供する。(なお、浴場が営業可能な場合は、浴場を営業する)	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合目黒支部	H9. 2. 10
給排水設備の応急復旧	災害時における避難所及び区所管施設の給排水設備の応急復旧活動に協力する。	東京都管工事工業共同組合	H18. 6. 1
食糧の確保			
米穀の供給	可能な範囲で、災害時に指定場所へ供給する。	東京都米穀小売商業組合目黒支部	R6. 9. 27
めん類の提供	めん類等給食の実施、設備の提供、労務の提供を行う。	東京都麺類協同組合 目黒支部/碑文谷支部	S55. 12. 26
食肉等の供給	災害時における非常用食糧(食肉等)の供給について運用を定める。	東京都食肉事業協同組合 目黒支部	H18. 11. 9
飲料の供給	災害時における飲料の供給について運用を定める。	サントリーフーズ(株)	H19. 11. 1
燃料等の確保			
燃料の供給	災害時に一部給油所において燃料の優先供給を行う。	東京都石油商業組合目黒支部/東京都石油業協同組合品川目黒支部	H27. 12. 2
LPガス等の供給	災害時におけるLPガス等の供給を定める。	東京都協定	H26. 5. 19
電源の確保			
電源の確保	災害時における給電車両の貸与について定	トヨタモビリティ東京(株)	R2. 11. 2

	める。		
	”	東日本三菱自動車販売(株)／三菱自動車工業(株)	R 3 . 7 . 1
	”	日産自動車株式会社中日本リージョナルセールスオフィス／日産東京販売株式会社	R 7 . 1 . 2 3
応急物資の確保			
災害時における応急物資の優先供給	災害時における食料品及び日用品(応急物資)の優先供給及び店舗の営業について運用を定める。	(株)東急ストア	H 1 8 . 5 . 2 9
	災害時における食料品及び日用品(応急物資)の優先供給及び店舗の営業について運用を定める。	目黒区商店街連合会	H 1 8 . 1 0 . 2 5
	災害時におけるペットフード等の供給について運用を定める。	(株)コジマ	H 2 6 . 2 . 2 5
	災害時における物資の優先供給について運用を定める。	イオン(株)(イオンスタイル碑文谷店)	H 2 9 . 1 . 2 3
	災害時における棺及び葬祭用品の供給等について協力する。(※同協定では遺体搬送に関する内容も記載している。)	東京都葬祭業協同組合 目黒支部	H 2 9 . 3 . 2 1
水防活動			
災害時における水防活動	災害時における水防活動について運用を定める。	目黒建設業防災連合会	H 3 0 . 5 . 2
災害廃棄物及びし尿処理			
震災時のマンホール用仮設トイレの設置	震災時及び防災訓練時に設置するマンホール用仮設トイレに関する事項を定める。	下水道局南部下水道事務所	H 1 8 . 3 . 1 3
災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入	災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設への搬入及び受入れについて運用を定める。		H 1 8 . 3 . 2 8
災害時における水処理施設へのし尿搬入及び受入れ	災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設(水再生センター及び管路)への搬入及び受入れについて運用を定める。		H 1 9 . 4 . 1
災害廃棄物の共同処理等	災害時において東京23区内で発生する災害廃棄物の共同処理等について運用を定める。	東京23区及び東京二十三区清掃一部事務組合	R 2 . 4 . 1
災害時における廃棄物及びし尿収集運搬車両等の供給	災害時に避難所等から発生する廃棄物及びし尿を収集運搬する車両等の供給について運用を定める。	協和興業株式会社	R 7 . 3 . 1 9
災害派遣トイレネットワークの取り組み及び「みんな元気になるトイレ」の派遣協力	災害派遣トイレネットワークの取り組み及び災害時における「みんな元気になるトイレ」の派遣協力について運用を定める。	一般社団法人助けあいジャパン	R 7 . 1 2 . 1 6
相談体制			
災害時における法律相談	災害時における区民生活の円滑な復興を図るため、法律相談に必要な相談員を区に派遣する。	目黒区法曹会	H 1 3 . 1 2 . 2 7
災害時における行政書士相談	災害時における被災者の各種行政手続きに関し、行政書士による無料相談を行う。	東京都行政書士会目黒支部	R 3 . 4 . 2 0
ボランティア活動			
災害時におけるボランティア活動	災害時における円滑なボランティア活動を推進するため、ボランティアセンターの設置、運営等に関する事項を定める。	目黒区社会福祉協議会	H 2 3 . 3 . 2 9
建築支援関係			
平常時及び災害時における防災対策・復興対策等に関する協力	平常時及び災害時における防災対策・復興対策等に関する協力について定める。	東京建築士会目黒支部／一般社団法人東京都建築士事務所協会目黒支部／公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部目黒地域会／目黒区住宅リフォーム協会	H 2 7 . 9 . 1
地域貢献型広告			
地域に必要な公共的な情報を発信	平常時及び災害時における地域に必要な公共的な情報を発信する。	東電タウンプランニング株式会社東京総支社	H 2 8 . 9 . 2 0

第2 相互援助協定等

1 目黒区と角田市との相互援助協定

災害時における相互援助の精神に基づき、東京都目黒区（以下「甲」という。）と宮城県角田市（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、災害時における応急対策及び復旧対策に必要な物資（以下「応急物資」という。）に関し、この協定に定めるところにより相互に援助協力をを行うものとする。

（援助の内容）

第2条 甲及び乙が相互に行う援助について、協力要請があった時は、積極的に協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は、つぎのとおりとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) 応急対策資器材
- (4) その他

3 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙協

議のうえ事業内容を追加することができる。

（輸送）

第3条 前条に定める応急物資の輸送については、援助を要請した側が行うものとする。ただし、要請した側において特別の理由により輸送が困難な状況にある場合は、甲、乙協議のうえ、その輸送の一部または全部を援助する側に依頼することができる。

（経費）

第4条 第2条に定める事業に要する費用（輸送料を含む）は当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については、甲、乙協議のうえ定める。

（協議）

第5条 この協定に疑義を生じた事項及びこの協定に定めない事項については、甲、乙が協議して定める。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成4年7月21日

甲 東京都目黒区中央町二丁目4番5号
目黒区長 河原 勇 印

乙 宮城県角田市角田字大坊41番地
角田市長 高山 彰 印

目黒区と角田市との相互援助協定に基づく覚書

平成4年7月21日に締結した「目黒区と角田市との相互援助協定」（以下「協定」という。）第5条に基づき、この覚書を交換する。

1 協定第2条第2項第4号は、職員派遣を含むもの

平成24年8月28日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二 印

乙 宮城県角田市角田字大坊41番地
角田市長 大友 喜助 印

とする。

以上覚書交換の証として、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2 目黒区と気仙沼市との相互援助協定

災害時における相互援助の精神に基づき、目黒区（以下「甲」という。）と気仙沼市（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、災害時における応急対策及び復旧対策に必要な物資（以下「応急物資」という。）に関し、この協定に定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

（援助の内容）

第2条 甲及び乙が相互に行う援助について、協力要請があった時は、積極的に協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) 応急対策資器材

3 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙協議のうえ事業内容を追加することができる。

（輸送）

第3条 前条に定める応急物資の輸送については、援助を要請した側が行うものとする。ただし、要請した側において特別の理由により輸送が困難な状況にある場合は、甲、乙協議のうえ、その輸送の一部又は全部を援助する側に依頼することができる。

（経費）


第4条 第2条に定める事業に要する費用（輸送料を含む）は当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については、甲、乙協議のうえ定める。


（協議）

第5条 この協定に疑義を生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙が協議のうえ定める。

以上協定締結の証しとして、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成13年9月23日

甲 東京都目黒区中央町二丁目4番5号
目黒区長 薬師寺 克一 

乙 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号
気仙沼市長 鈴木 昇 

目黒区と気仙沼市との相互援助協定に基づく覚書

平成13年9月23日に締結した「目黒区と気仙沼市との相互援助協定」（以下「協定」という。）第2条第3項に基づき、この覚書を交換する。


1 協定第2条第2項に次の1号を追加する。

平成24年9月3日

（4） 職員の派遣

以上覚書交換の証しとして、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青 木 英 二 

乙 宮城県気仙沼市八日町一丁目1番1号
気仙沼市長 菅 原 茂 

3 目黒区と長和町との相互援助協定

災害時における相互援助の精神に基づき、目黒区（以下「甲」という。）と長和町（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、災害時における応急対策及び復旧対策に必要な物資（以下「応急物資」という。）に関し、この協定に定めるところにより相互に援助協力をを行うものとする。

（援助の内容）

第2条 甲及び乙が相互に行う援助について、協力要請があった時は、積極的に協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は、つぎのとおりとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) 応急対策資器材
- (4) その他

3 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲、乙協

議のうえ事業内容を追加することができる。

（輸送）

第3条 前条に定める応急物資の輸送については、援助を要請した側が行うものとする。ただし、要請した側において特別の理由により輸送が困難な状況にある場合は、甲、乙協議のうえ、その輸送の一部または全部を援助する側に依頼することができる。

（経費）


第4条 第2条に定める事業に要する費用（輸送料を含む）は当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については、甲、乙協議のうえ定める。


（協議）

第5条 この協定に疑義を生じた事項及びこの協定に定めない事項については、甲、乙が協議して定める。

以上協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年2月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木英二 

乙 長野県小県郡長和町長久保525-1
長和町長 羽田健一郎 

目黒区と長和町との相互援助協定に基づく覚書


平成18年2月1日に締結した「目黒区と長和町との相互援助協定」（以下「協定」という。）第5条に基づき、この覚書を交換する。


1 協定第2条第2項第4号は、職員派遣を含むもの

平成24年9月1日

とする。

以上覚書交換の証として、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木英二 

乙 長野県小県郡長和町長久保525-1
長和町長 羽田健一郎 

4 目黒区と臼杵市との相互援助協定

目黒区（以下「甲」という。）と大分県臼杵市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時の相互援助活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域において法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互の援助活動について必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（援助の内容）

第2条 甲及び乙が相互に行う援助について、協力要請があったときは、積極的に協力するものとする。

2 前項の援助は、次に掲げる物資の提供又はあっせんとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) 応急対策資機材

3 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議

の上、事業内容を追加することができる。

（輸送）

第3条 前条第2項に定める応急物資の輸送については、援助を要請した側が行うものとする。ただし、要請した側において特別の理由により輸送が困難な状況にある場合は、甲乙協議の上、その輸送の一部又は全部を援助する側に依頼することができる。

（経費）

第4条 第2条に定める事業に要する経費（輸送料を含む。）は当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については、甲乙協議の上定める。

（協議）

第5条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項若しくは疑義の生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年3月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木英二 印

乙 大分県臼杵市大字臼杵72番1
臼杵市長 後藤國利 印

目黒区と臼杵市との相互援助協定に基づく覚書

平成18年3月1日に締結した「目黒区と臼杵市との相互援助協定」（以下「協定」という。）第2条第3項に基づき、この覚書を交換する。

1 協定第2条第2項を次のように改める。

2 前項の援助は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧品の提供又はあっせん

- (2) 生活必需品の提供又はあっせん
- (3) 応急対策資機材の提供又はあっせん
- (4) 職員の派遣

以上覚書交換の証として、本覚書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年9月3日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木英二 印

乙 大分県臼杵市大字臼杵72番の1
臼杵市長 中野五郎 印

5 災害時における城南5区相互応援協定

品川区、目黒区、大田区、世田谷区及び渋谷区の5区（以下「城南5区」という。）は、地震等による災害が発生した場合に、隣保共助の精神に基づいて、災害時における相互応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害においては、隣接区といえども、被害の程度は必ずしも一様ではなく、大きな被害を受ける区、比較的被害が軽い区とが生じることが有り得ることに鑑み、このような場合において、余力のある区が、被害の大きい区の要請を受け、又は、状況によっては要請を待たずに、応援を円滑に行うことを目的とする。

（応援の内容）

第2条 城南5区が、相互に応援する業務は、次のとおりとする。

- (1) 備蓄品による応急物資、資材の供給
- (2) 応援対策及び復旧に要する職員の派遣
- (3) 避難所における避難住民の受け入れと救護
- (4) 物資集積所等の後方支援基地の提供
- (5) 連絡業務、発注業務等の事務処理の協力

2 前項に定める業務のほか、必要に応じて、各区間の協議により、業務を追加することができる。

（応急物資等の輸送）

第3条 応急物資等及び派遣職員の輸送は、応援の要請を受けた区が行うものとする。

（経費の負担）

第4条 応急物資等の供給に要する経費（輸送に要する経費を含む。）は、原則として、当該応援を要請した区が負担するものとし、その額は供給をする区と供給を受ける区で協議のうえ定める。ただし、避難

住民の受け入れ及び救援に要する費用は、受け入れ区で負担する。

2 前項の経費の支払は、供与を受けたものと同一のものを提供することによって、代えることができる。

（応援の調整）

第5条 この協定に基づいて、応援を行う区が複数あるときは、応援を有効に行うために応援を行う区間で協議し、応援の調整を行う区を定めることができる。

（緊急応援）

第6条 応援を行う区は、応援を受ける区が、災害による被害によって応援の要請を行うことができないと判断した場合は、応援を受ける区の要請を待たずに応援を開始することができる。

2 前項の規定により、応援を開始した場合においては、速やかに当該応援にかかる協議を行うものとする。

（連絡会の設置）

第7条 災害時の相互応援を円滑に行うため必要に応じて、城南5区で連絡、情報交換を行う連絡会を開催する。

2 前項の連絡会は、城南5区の防災主管課長によって構成し、事務局は第三ブロックの防災主管課長会の幹事区が担当する。

（協議）

第8条 この協定の解釈、運用について疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、城南5区間で協議のうえ決定する。

この協議締結の証として、本協定書5通作成し、連署のうえ各1通を保有する。

平成7年12月1日

品川区長	高橋	久二
目黒区長	河原	勇
大田区長	西野	善雄
世田谷区長	大場	啓二
渋谷区長	小倉	基

6 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

(支援対策本部の設置)

- 第2条** 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。
- 2 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。
- 3 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。
- 4 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。
- 5 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。
- 6 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

(支援各区の体制)

- 第3条** 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整え、るとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。
- 2 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。
- 3 支援区は、前2項のほか、本部の活動に協力するものとする。

(支援の要請)

- 第4条** この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。
- 第4条の2** 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

(相互協力及び相互支援の内容)

- 第5条** この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項
- イ 被災区への応援職員の派遣
 - ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供
 - ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

- (2) 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区への救援物資の提供
 - ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供
 - ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (3) 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
- (4) 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項
 - イ 被災区へのボランティアの斡旋
 - ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供
 - ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項
- (5) 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- (6) 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (7) 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (8) ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- (9) 災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
 - イ 被災区への専門職員等の派遣
 - ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
 - ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- (12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- (13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
 - イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
 - ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
 - ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
- (14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- (15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- (16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- (17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請が

あった事項

(支援経費の負担)

第6条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。

2 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

(連絡担当部署)

第7条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

(平常時の措置)

第8条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

(実施細目の作成)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協

議により実施細目を定めるものとする。

(協定内容等の見直し)

第10条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成8年2月16日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本協定書を23通作成し、各区長は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月14日

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

（協力の要求等）

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。

- (1) 災害時等の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) 協力の場所
- (5) その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施

するものとする。

3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

（自主協力）

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

（協力費用の負担区分）

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力を要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。

3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。

4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

（都の役割）

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。

2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和22年法律第226号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、令和3年12月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

令和3年12月27日

東京都
代表者 東京都知事

都内23特別区（別表のとおり）
代表者江東区長（特別区長会会長）

都内26市（別表のとおり）
代表者町田市長（東京都市長会会長）

都内13町村（別表のとおり）
代表者瑞穂町長（東京都町村会会長）

別表

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

8 災害時における特別区公金の取扱いについて

特別区収入役会（以下「甲」という。）と各特別区指定金融機関株式会社富士銀行（以下「乙」という。）とは、大規模災害が発生し、または発生する恐れがあるとして、各特別区が災害対策本部を設置した場合における特別区公金の取扱いを以下の条項に基づいて行なうことを確認する。

（緊急連絡体制）

第1条 各特別区と乙は「災害時の特別区公金の管理に関する総括責任者等連絡体制」を別に定めるものとする。

2 前項に定める総括責任者等に変更があった場合、その都度相互に連絡するものとする。

（災害時の派出所職員の派遣）

第2条 乙は、各特別区派出所へ職員を派遣できる体制を整えることとし、その派遣状況について、遅滞なく調査し、各特別区総括責任者等に連絡するものとする。

（現金の支払い）

第3条 乙は、各特別区が災害対策に必要とする現金の支払に対応できる体制を整えるものとする。但し、

各特別区は必要な現金の額について原則として支払日の前営業日までに乙に連絡するものとする。

（営業時間以外の公金の取扱い）

第4条 乙は、乙の営業時間外における派出所職員の派遣及び現金の支払いについて、各特別区の総括責任者等から指示を受けたときは、相互に協議の上、その取扱いを決めるものとする。

（災害関連基金の取崩し）

第5条 乙は、各特別区から災害関連基金の取崩しの指示を受けた時はそれに応ずるものとする。

（協議）

第6条 交通事情、乙のコンピュータシステムの障害あるいは手形交換所における手形交換の休止等やむを得ない事由により、公金の取扱いに支障を生ずる場合は、各特別区と乙は相互に協議の上、対応策を決めるものとする。

2 この公金の取扱いの解釈に疑義を生じた場合及びこの取扱いに定めがない事項については、その都度、甲乙が協議して決めるものとする。

平成9年11月20日

甲	特別区収入役会 会長	田中貞夫
乙	各特別区指定金融機関 株式会社富士銀行 頭取	山本恵朗

9 災害発生時における目黒区と目黒区内郵便局の協力に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と目黒区内郵便局（以下「乙」という。）は目黒区内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、目黒区内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 帰宅困難者の休憩スペースとして利用可能な施設及びトイレの提供
- (3) 甲が開設した避難所開設状況等の情報提供
- (4) 甲が実施する災害対策活動に関する乙による郵便局ネットワークを活用した周知活動、及び乙の災害救助法適用時における郵便業務に関する甲による避難所等における周知活動
- (5) 乙が郵便物の配達等の公務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 乙は避難所における臨時の郵便差出箱設置等及び郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項
- (7) 前各号にあげるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内可能な範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力し

た者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請したものが負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 目黒区防災課長

乙 日本郵便株式会社 目黒郵便局 総務部課長

（協議）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、両社で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、2016年3月1日から2017年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間延長されたものとみなし、以降もこの例によるものとする。

付則

1 この協定書は、締結の日から適用する。

2 平成11年1月19日付けで目黒区及び目黒郵便局が締結した「災害時における目黒区と目黒区内郵便局の協力に関する覚書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2016年3月1日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

甲 目黒区代表

目黒区長

青木 英二

東京都目黒区目黒本町一丁目15番16号

乙 目黒区内郵便局代表

日本郵便株式会社 目黒郵便局長

高山 明

目黒区内特定郵便局 平成 28 年 10 月 1 日現在

目黒南部会			目黒北部会		
局 名	住 所	電 話	局 名	住 所	電 話
1 目黒碑文谷四	碑文谷 4-16-2	3719-9889	13 下目黒	下目黒 3-2-3	3493-9700
2 目黒本町	目黒本町 6-12-16	3719-9887	14 目黒大橋	大橋 1-10-1-103	3461-9979
3 目黒鷹番	鷹番 1-14-4	3719-9888	15 目黒中町	中町 2-48-31	3719-9884
4 目黒自由が丘	自由が丘 2-11-19	3717-9992	16 上目黒四	上目黒 4-21-13	3719-9890
5 目黒柿ノ木坂	八雲 1-3-4	3717-9975	17 目黒三	目黒 3-1-26	3719-9883
6 目黒南三	南 3-3-11	3717-9991	18 目黒東山一	東山 1-1-1	3719-9893
7 目黒原町	洗足 1-11-20	3719-9886	19 目黒五本木	五本木 1-22-5	3719-9891
8 目黒緑が丘	緑が丘 1-19-6	3717-9990	20 目黒三田	三田 2-4-10	3719-9892
9 目黒四	目黒 4-9-14	3719-9885	21 目黒駒場	駒場 1-9-6	3467-9874
10 目黒八雲五	八雲 5-10-17	3717-9978	22 目黒東山二	東山 2-15-17	3719-9894
11 目黒碑文谷二	碑文谷 2-5-8	3719-9882	23 中目黒駅前	上目黒 2-15-8	3719-9895
12 目黒八雲二	八雲 2-24-18	3717-9994			



区内郵便局一覧図 (平成 28 年 10 月 1 日現在)

10 災害時における相互連携に関する基本協定

目黒区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社品川支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等を行い、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、情報の連携に関し、次に掲げる事項を行う。

（1）甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等をいう。）のリストを作成し、更新の都度当該リストを提供すること。

（2）甲は乙に対し、住民が避難している地域及び避難所の情報を提供すること。

（3）乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況、復旧見込等停電に関連する体制確保状況等の情報を提供すること。

（4）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路の陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況を共有すること。

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時、次に掲げる事項につい

て、自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

（1）電力の復旧に支障となる障害物等の除去及び応急措置の実施

（2）乙が所有する電力設備が甲の施設の管理上支障となっている場合の当該電力設備の除去作業

（3）甲及び乙が所有する施設、駐車場等の利用

（4）住民への停電情報等の周知を目的とした甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月27日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区代表
目黒区長 青木 英二

東京都品川区西五反田五丁目3番1号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
品川支社長 並木 裕

第3 施設の使用に関すること

1 避難所施設に関する協定書（東京都立国際高等学校）

東京都目黒区長を「甲」として、東京都立国際高等学校校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対してその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に関する費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 8年12月 4日

(甲) 東京都目黒区中央町2-4-5
目黒区長 河原 勇

(乙) 東京都目黒区駒場2-19-59
東京都立国際高等学校長 掛川 久

2 避難所施設利用に関する協定書（東京都立桜修館中等教育学校）

東京都目黒区長（以下「甲」という。）と東京都立大学附属高等学校長（以下「乙」という。）は、避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成9年1月20日

(甲) 東京都目黒区長 河原 勇

(乙) 東京都立大学附属高等学校長 中島 平三

3 避難所施設利用に関する協定書 (東京都立駒場高等学校)

目黒区長を「甲」とし、東京都立駒場高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

(目的)

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設の周知)

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の開設)

第3 甲は、災害時において避難所として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

(開設の通知)

第4 甲は、第3に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

(避難所の管理)

第5 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

(避難所解消への努力)

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 9年 2月 1日

(甲) 東京都目黒区中央町2-4-5
目黒区長 河原 勇

(乙) 東京都目黒区大橋2-18-1
東京都立駒場高等学校長 佐野 森彦

4 一時集合場所及び避難所施設利用に関する協定書（東京都立目黒高等学校）

目黒区長を「甲」とし、東京都立目黒高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり一時集合場所及び避難所（以下、「避難所等」という）としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第1 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所等として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等として利用できる施設の周知）

第2 甲は、乙の管理する施設のうち避難所等として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所等の開設）

第3 甲は、災害時において避難所等として開設する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（避難所等の開設通知）

第4 甲は、第3に基づき避難所等を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所等の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所等として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所等の管理）

第5 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所等管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第6 甲は、避難所等の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（避難所の開設期間）

第7 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所等解消への努力）

第8 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第9 甲は、乙の管理する施設を避難所等として終了する際は、乙に避難所等使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協議）

第10 この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成11年 3月15日

(甲) 東京都目黒区中央町2-4-5
東京都目黒区長 薬師寺 克一

(乙) 東京都目黒区祐天寺2-7-15
東京都立目黒高等学校長 齋藤 教子

5 災害時における学校施設の使用に関する協定書（自由ヶ丘学園）

災害時における学校施設の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人 自由ヶ丘学園（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に乙の管理する自由ヶ丘学園高等学校の敷地内に乙が設置した学校施設を、避難所として使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 甲が使用する学校施設は、別紙図面に表示した施設及びその付帯設備（以下「施設等」という。）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合、乙の指定した施設等に避難所を開設することができる。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき施設等に避難所を開設する場合は、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営に関わる費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に、当該使用に関して施設等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（使用期間）

第8条 避難所としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（使用期間の短縮）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての使用期間の短縮に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第10条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し、文書でその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成31年1月30日

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木英二

(乙) 目黒区自由ヶ丘二丁目21番1号
学校法人 自由ヶ丘学園
理事長 若林弘吉

災害用備蓄倉庫の使用に関する協定書

災害用備蓄倉庫の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人 自由ヶ丘学園（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理する自由ヶ丘学園高等学校の敷地内に、甲が災害用の資機材等の物資（以下「備蓄物資」という。）を備蓄するために倉庫を設置し使用することについて、必要な事項を定める。

（対象物件）

第2条 甲が使用する倉庫は、別紙図面に表示した倉庫（以下「本件物件」という。）とする。

（甲の使用等）

第3条 乙は、本件物件を設置するための敷地を無償で甲の使用に供する。

2 乙は、備蓄物資の搬入、搬出等に伴う門の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

（甲の管理）

第4条 本件物件及び本件物件内の備蓄物資の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 本件物件の鍵は、緊急時にも対応できるよう、甲乙双方で管理するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、本件物件の設置及び修繕にかかわる費用、備蓄物資の購入及び搬入、搬出等にかかわる費用を負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するもの

平成23年3月1日

とし、以後もこの例による。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

(乙) 目黒区自由が丘二丁目21番1号
学校法人 自由ヶ丘学園
理事長 藤田 龍二

目黒区地域防災無線局の設置等に関する協定書

目黒区(以下「甲」という。)と学校法人 自由ヶ丘学園(以下「乙」という。)との間において、目黒区地域防災計画に基づく災害対策に関し、相互に緊密な連絡を図り、災害から区民の生命及び財産を守るため、目黒区防災行政無線局管理運用規程(昭和56年8月目黒訓令甲第12号)に定める移動系無線の設置及び管理に関して下記のとおり協定を締結する。

記

(移動系無線の設置)

第1条 乙は、甲が第3条に掲げる移動系無線の無線設備を乙の施設内に無償で設置することを承認する。

2 移動系無線の無線設備の設置場所は、甲乙協議の上で定める。

(設置場所の変更)

第2条 乙は、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示し、協議するものとする。

(設置する移動系無線の無線設備)

第3条 設置する移動系無線の無線設備は、次のとおりとする。

- (1) 携帯型無線装置
- (2) 携帯型無線装置用充電器
- (3) 半固定型無線装置
- (4) 半固定非常用電源装置
- (5) ファクシミリ及びアダプター

(無線取扱責任者等)

第4条 乙は、乙の施設内に設置した移動系無線の使用に当たり、無線取扱責任者及び無線従事員を置く。

2 無線取扱責任者は、目黒区地域防災無線協議会規約に定めた者をもって充てる。

3 無線取扱責任者は、当該無線設備を管理し、無線従事員を指揮監督する。

4 無線従事員は、無線取扱責任者が指名する。

平成31年1月30日

5 無線従事員は、無線取扱責任者の指揮監督のもとに移動系無線の通信操作を行う。

(定期点検等)

第5条 甲は、移動系無線の無線設備を常に確実に作動させるために、無線設備の定期点検を実施するものとする。

2 乙は、甲が前項の定期点検を実施し、又は、無線設備の修理を実施する場合は、その作業に要する範囲において協力するものとする。

(電気料金の負担)

第6条 乙の施設内に設置した移動系無線の運用に要する電気料金は、乙が負担する。

(通信の原則)

第7条 乙は、乙の施設内に設置する移動系無線を防災対策に関する通信に使用するものとする。

(無線局の管理運用)

第8条 乙の施設内に設置した移動系無線の管理運用については、この協定に定めるものを除き、目黒区防災行政無線局管理運用規程を適用する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から特段の申し出がない場合は、本協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

目黒区長 青木英二

(乙) 目黒区自由が丘二丁目21番1号

学校法人 自由ヶ丘学園

理事長 若林弘吉

6 災害時における学校施設の使用に関する協定書（日本工業大学）

災害時における学校施設の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人 日本工業大学（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が開設する第一次避難場所に避難者を収容しきれない場合に、その補完施設（以下「避難所」という。）として、乙の管理する日本工業大学駒場中・高等学校の敷地内に乙が設置した学校施設を使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 甲が使用する学校施設は、別紙図面に表示したアリーナ、100周年ホール、スチューデントホール及びその付帯設備（以下「アリーナ等」という。）とする。

（避難所の開設）

第3条 乙は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、アリーナ等を甲の使用に提供する。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づきアリーナ等に避難所を開設する場合は、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。

2 前項の規定に関わらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に、当該使用に関してアリーナ等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（使用期間）

第7条 避難所としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（使用期間の短縮）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての使用期間の短縮に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し、文書でその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から3箇月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第11条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成22年3月26日

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

目黒区長 青木 英二

(乙) 目黒区駒場一丁目40番14号

学校法人 日本工業大学

理事長 大川 陽康

災害用備蓄倉庫の使用に関する協定書

災害用備蓄倉庫の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人 日本工業大学（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理する日本工業大学駒場中・高等学校の敷地内に、甲が災害用の応急対策用資機材、食糧、飲料水、生活必需品等の物資（以下「備蓄物資」という。）を備蓄するために倉庫を設置し使用することについて、必要な事項を定める。

（対象物件）

第2条 甲が使用する倉庫は、別紙図面に表示した倉

庫（以下「本件物件」という。）とする。

（甲の使用等）

第3条 乙は、本件物件を設置するための敷地を無償で甲の使用に供する。

2 乙は、備蓄物資の搬入、搬出等に伴う門の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

（甲の管理）

第4条 本件物件及び本件物件内の備蓄物資の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 本件物件の鍵は、緊急時にも対応できるよう、甲

乙双方で管理するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、本件物件の設置及び修繕にかかわる費用、備蓄物資の購入及び搬入、搬出等にかかわる費用を負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段

平成23年3月1日

の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

(乙) 目黒区駒場一丁目40番14号
学校法人 日本工業大学
理事長 大川 陽康

目黒区地域防災無線局の設置等に関する協定書

目黒区（以下「甲」という。）と 学校法人 日本工業大学（以下「乙」という。）との間において、目黒区地域防災計画に基づく災害対策に関し、相互に緊密な連絡を図り、災害から区民の生命及び財産を守るため、目黒区防災行政無線局管理運用規程（昭和56年8月目黒訓令甲第12号）に定める移動系無線の設置及び管理に関して下記のとおり協定を締結する。

記

(移動系無線の設置)

第1条 乙は、甲が第3条に掲げる移動系無線の無線設備を乙の施設内に無償で設置することを承認する。

2 移動系無線の無線設備の設置場所は、甲乙協議の上定める。

(設置場所の変更)

第2条 乙は、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示し、協議するものとする。

(設置する移動系無線の無線設備)

第3条 設置する移動系無線の無線設備は、次のとおりとする。

- (1) 携帯型無線装置
- (2) 携帯型無線装置用充電器

(無線取扱責任者等)

第4条 乙は、乙の施設内に設置した移動系無線の使用に当たり、無線取扱責任者及び無線従事員を置く。

2 無線取扱責任者は、目黒区地域防災無線協議会規約に定めた者をもって充てる。

3 無線取扱責任者は、当該無線設備を管理し、無線従事員を指揮監督する。

4 無線従事員は、無線取扱責任者が指名する。

5 無線従事員は、無線取扱責任者の指揮監督のもとに移動系無線の通信操作を行う。

(定期点検等)

第5条 甲は、移動系無線の無線設備を常に確実に作動させるために、無線設備の定期点検を実施するものとする。

2 乙は、甲が前項の定期点検を実施し、又は、無線設備の修理を実施する場合は、その作業に要する範囲において協力するものとする。

(電気料金の負担)

第6条 乙の施設内に設置した移動系無線の運用に要する電気料金は、乙が負担する。

(通信の原則)

第7条 乙は、乙の施設内に設置する移動系無線を防災対策に関する通信に使用するものとする。

(無線局の管理運用)

第8条 乙の施設内に設置した移動系無線の管理運用については、この協定に定めるものを除き、目黒区防災行政無線局管理運用規程を適用する。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から特段の申し出がない場合は、本協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記の協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成23年11月21日

甲

目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

目黒区駒場一丁目40番14号
学校法人 日本工業大学
理事長 大川 陽康

7 災害時における学校施設の使用に関する協定書（目黒学院）

災害時における学校施設の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人 目黒学院（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の管理する目黒学院中学校・高等学校の敷地内に乙が設置した学校施設を避難所として使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 甲が使用する学校施設は、別紙図面に表示した目黒学院本館及びその付帯設備（以下「目黒学院本館等」という。）とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第3条 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第4条 乙は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、目黒学院本館等を甲の使用に供する。ただし、災害時に目黒学院中学校・高等学校生徒及び教職員の避難所としての優先使用権を妨げない。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき体育館等に避難所を開設する場合は、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

（避難所の管理）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に、当該使用に関して

目黒学院本館等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

3 避難所の開設に備え、応急対策用資機材、備蓄物資等の保管にかかる施設を乙は甲に無償で提供する。

4 前項に規定する施設を新たに設ける場合並びに資機材・食糧・飲料水等の備蓄は、甲において費用を負担するものとする。施設並びに資機材・食糧・飲料水等の更新に関しても、甲において費用を負担するものとする。

（使用期間）

第8条 避難所としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（使用期間の短縮）

第9条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての使用期間の短縮に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第10条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し、文書でその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡窓口）

第11条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第1号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、特段の事情が生じた場合を除き、有効期間満了の日から3か月前までに甲又は乙から意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第13条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和6年12月13日

（甲）目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

目黒区長 青木 英二

（乙）目黒区中目黒一丁目1番50号

学校法人 目黒学院

理事長 関口 隆司

災害用備蓄倉庫の使用に関する協定書

災害用備蓄倉庫の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人 目黒学院（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理する目黒学院中学校・

高等学校の敷地内に、甲が災害用の応急対策用資機材等の物資（以下「備蓄物資」という。）を備蓄するために倉庫を設置し使用することについて、必要な事項を定める。

（対象物件）

第2条 甲が使用する倉庫は、別紙図面に表示した倉庫（以下「本件物件」という。）とする。

（甲の使用等）

第3条 乙は、本件物件を設置するための敷地及び乙が所有する倉庫を無償で甲の使用に供する。

2 乙は、備蓄物資の搬入、搬出等に伴う門の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

（甲の管理）

第4条 本件物件及び本件物件内の備蓄物資の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 本件物件の鍵は、緊急時にも対応できるよう、甲乙双方で管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、本件物件の設置及び修繕にかかわる費用、備蓄物資の購入及び搬入、搬出等にかかわる費用を負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後もこの例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和6年12月13日

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

(乙) 目黒区中目黒一丁目1番50号
学校法人 目黒学院
理事長 関口 隆司

目黒区地域防災無線局の設置等に関する協定書

目黒区（以下「甲」という。）と 学校法人 目黒学院（以下「乙」という。）との間において、目黒区地域防災計画に基づく災害対策に関し、相互に緊密な連絡を図り、災害から区民の生命及び財産を守るため、目黒区防災行政無線局管理運用規程（昭和56年8月目黒訓令甲第12号）に定める移動系無線の設置及び管理に関して下記のとおり協定を締結する。

記

（移動系無線の設置）

第1条 乙は、甲が第3条に掲げる移動系無線の無線設備を乙の施設内に無償で設置することを承認する。

2 移動系無線の無線設備の設置場所は、甲乙協議の上定める。

（設置場所の変更）

第2条 乙は、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示し、協議するものとする。

（設置する移動系無線の無線設備）

第3条 設置する移動系無線の無線設備は、次のとおりとする。

- (1) 携帯型無線装置
- (2) 携帯型無線装置用充電器

（無線取扱責任者等）

第4条 乙は、乙の施設内に設置した移動系無線の使

用に当たり、無線取扱責任者及び無線従事員を置く。

2 無線取扱責任者は、目黒区地域防災無線協議会規約に定めた者をもって充てる。

3 無線取扱責任者は、当該無線設備を管理し、無線従事員を指揮監督する。

4 無線従事員は、無線取扱責任者が指名する。

5 無線従事員は、無線取扱責任者の指揮監督のもとに移動系無線の通信操作を行う。

（定期点検等）

第5条 甲は、移動系無線の無線設備を常に確実に作動させるために、無線設備の定期点検を実施するものとする。

2 乙は、甲が前項の定期点検を実施し、又は、無線設備の修理を実施する場合は、その作業に要する範囲において協力するものとする。

（電気料金の負担）

第6条 乙の施設内に設置した移動系無線の運用に要する電気料金は、乙が負担する。

（通信の原則）

第7条 乙は、乙の施設内に設置する移動系無線を防災対策に関する通信に使用するものとする。

（無線局の管理運用）

第8条 乙の施設内に設置した移動系無線の管理運用については、この協定に定めるものを除き、目黒区

防災行政無線局管理運用規程を適用する。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし有効期間満

了の日の1か月前までに、甲又は乙から特段の申し出でない場合は、本協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記の協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成23年12月26日

甲 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 目黒区中目黒一丁目1番50号
学校法人 目黒学院
理事長 関口 隆司

8 災害時における学校施設の使用に関する協定書（田村学園）

災害時における学校施設の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人 田村学園（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が開設する第一次避難場所に避難者を収容しきれない場合に、その補完施設（以下「避難所」という。）として、乙の管理する学校法人田村学園 多摩大学目黒中学・高等学校の敷地内に乙が設置した学校施設を使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 甲が使用する学校施設は、別紙図面に表示した第3校舎体育館及びその付帯設備（以下「第3校舎体育館等」という。）とする。ただし、第3校舎体育館等以外の学校施設を使用する必要がある場合、学校運営に支障のない範囲で甲・乙の協議により使用する範囲を定める。

（避難所の開設）

第3条 乙は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、第3校舎体育館等を甲の使用に供する。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき第3校舎体育館等に避難所を開設する場合は、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負

担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に、当該使用に関して第3校舎体育館等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（使用期間）

第7条 避難所としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（使用期間の短縮）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての使用期間の短縮に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し、文書でその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第1号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年3月27日

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

目黒区長 青木 英二

(乙) 目黒区下目黒四丁目10番24号

学校法人 田村学園

理事長 田村 邦彦

災害用備蓄倉庫の使用に関する協定書

災害用備蓄倉庫の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人 田村学園（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理する多摩大学目黒中学校・高等学校の敷地内に、甲が災害用の資機材等の物

資（以下「備蓄物資」という。）を備蓄するために倉庫を設置し使用することについて、必要な事項を定める。

（対象物件）

第2条 甲が使用する倉庫は、別紙図面に表示した倉庫（以下「本件物件」という。）とする。

（甲の使用等）

第3条 乙は、本件物件を設置するための敷地を無償で甲の使用に供する。

2 乙は、備蓄物資の搬入、搬出等に伴う門の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

(甲の管理)

第4条 本件物件及び本件物件内の備蓄物資の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 本件物件の鍵は、緊急時にも対応できるよう、甲乙双方で管理するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、本件物件の設置及び修繕にかかわる費用、備蓄物資の購入及び搬入、搬出等にかかわる費用を負担するものとする。

平成25年12月1日

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

(乙) 目黒区下目黒四丁目10番24号
学校法人 田村学園
理事長 田村 邦彦

目黒区地域防災無線局の設置等に関する協定書

目黒区(以下「甲」という。)と学校法人 田村学園(以下「乙」という。)との間において、目黒区地域防災計画に基づく災害対策に関し、相互に緊密な連絡を図り、災害から区民の生命及び財産を守るため、目黒区防災行政無線局管理運用規程(昭和56年8月目黒訓令甲第12号)に定める移動系無線の設置及び管理に関して下記のとおり協定を締結する。

記

(移動系無線の設置)

第1条 乙は、甲が第3条に掲げる移動系無線の無線設備を乙の施設内に無償で設置することを承認する。

2 移動系無線の無線設備の設置場所は、甲乙協議の上定める。

(設置場所の変更)

第2条 乙は、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示し、協議するものとする。

(設置する移動系無線の無線設備)

第3条 設置する移動系無線の無線設備は、次のとおりとする。

- (1) 携帯型無線装置
- (2) 携帯型無線装置用充電器

(無線取扱責任者等)

第4条 乙は、乙の施設内に設置した移動系無線の使用に当たり、無線取扱責任者及び無線従事員を置く。

2 無線取扱責任者は、目黒区地域防災無線協議会規約に定めた者をもって充てる。

3 無線取扱責任者は、当該無線設備を管理し、無線従事員を指揮監督する。

4 無線従事員は、無線取扱責任者が指名する。

5 無線従事員は、無線取扱責任者の指揮監督のもとに移動系無線の通信操作を行う。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

(定期点検等)

第5条 甲は、移動系無線の無線設備を常に確実に作動させるために、無線設備の定期点検を実施するものとする。

2 乙は、甲が前項の定期点検を実施し、又は、無線設備の修理を実施する場合は、その作業に要する範囲において協力するものとする。

(電気料金の負担)

第6条 乙の施設内に設置した移動系無線の運用に要する電気料金は、乙が負担する。

(通信の原則)

第7条 乙は、乙の施設内に設置する移動系無線を防災対策に関する通信に使用するものとする。

(無線局の管理運用)

第8条 乙の施設内に設置した移動系無線の管理運用については、この協定に定めるものを除き、目黒区防災行政無線局管理運用規程を適用する。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から特段の申し出がない場合は、本協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記の協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成25年12月1日

甲 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 目黒区下目黒四丁目10番24号
学校法人 田村学園
理事長 田村 邦彦

9 災害時における学校施設の使用に関する協定書（八雲学園）

災害時における学校施設の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人 八雲学園（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が開設する第一次避難場所に避難者を収容しきれない場合に、その補完施設（以下「避難所」という。）として、乙の管理する八雲学園中学・高等学校の敷地内に乙が設置した学校施設を使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 甲が使用する学校施設は、別紙図面に表示した体育館及びその付帯設備（以下「体育館」という。）とする。

（避難所の開設）

第3条 乙は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、体育館を甲の使用に供する。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき体育館等に避難所を開設する場合は、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に、当該使用に関して体育館等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（使用期間）

第7条 避難所としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（使用期間の短縮）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての使用期間の短縮に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し、文書でその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第1号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年3月30日

（甲）目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

目黒区長 青木 英二

（乙）目黒区八雲二丁目14番1号

学校法人 八雲学園

理事長 近藤 彰郎

災害用備蓄倉庫の使用に関する協定書

災害用備蓄倉庫の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人 八雲学園（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理する八雲学園中学校高等学校の敷地内に、甲が災害用の資機材等の物資（以下「備蓄物資」という。）を備蓄するために倉庫を設置し使用することについて、必要な事項を定める。

（対象物件）

第2条 甲が使用する倉庫は、別紙図面に表示した倉庫（以下「本件物件」という。）とする。

（甲の使用等）

第3条 乙は、本件物件を設置するための敷地を無償で甲の使用に供する。

2 乙は、備蓄物資の搬入、搬出等に伴う門の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

(甲の管理)

第4条 本件物件及び本件物件内の備蓄物資の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 本件物件の鍵は、緊急時にも対応できるよう、甲乙双方で管理するものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、本件物件の設置及び修繕にかかわる費用、備蓄物資の購入及び搬入、搬出等にかかわる費用を負担するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効

平成25年12月1日

期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

(乙) 目黒区八雲二丁目14番1号
学校法人 八雲学園
理事長 近藤 彰郎

目黒区地域防災無線局の設置等に関する協定書

目黒区(以下「甲」という。)と 学校法人 八雲学院(以下「乙」という。)との間において、目黒区地域防災計画に基づく災害対策に関し、相互に緊密な連絡を図り、災害から区民の生命及び財産を守るため、目黒区防災行政無線局管理運用規程(昭和56年8月目黒訓令甲第12号)に定める移動系無線の設置及び管理に関して下記のとおり協定を締結する。

記

(移動系無線の設置)

第1条 乙は、甲が第3条に掲げる移動系無線の無線設備を乙の施設内に無償で設置することを承認する。

2 移動系無線の無線設備の設置場所は、甲乙協議の上定める。

(設置場所の変更)

第2条 乙は、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示し、協議するものとする。

(設置する移動系無線の無線設備)

第3条 設置する移動系無線の無線設備は、次のとおりとする。

- (1) 携帯型無線装置
- (2) 携帯型無線装置用充電器

(無線取扱責任者等)

第4条 乙は、乙の施設内に設置した移動系無線の使用に当たり、無線取扱責任者及び無線従事員を置く。

2 無線取扱責任者は、目黒区地域防災無線協議会規約に定めた者をもって充てる。

3 無線取扱責任者は、当該無線設備を管理し、無線従事員を指揮監督する。

4 無線従事員は、無線取扱責任者が指名する。

5 無線従事員は、無線取扱責任者の指揮監督のもと

に移動系無線の通信操作を行う。

(定期点検等)

第5条 甲は、移動系無線の無線設備を常に確実に作動させるために、無線設備の定期点検を実施するものとする。

2 乙は、甲が前項の定期点検を実施し、又は、無線設備の修理を実施する場合は、その作業に要する範囲において協力するものとする。

(電気料金の負担)

第6条 乙の施設内に設置した移動系無線の運用に要する電気料金は、乙が負担する。

(通信の原則)

第7条 乙は、乙の施設内に設置する移動系無線を防災対策に関する通信に使用するものとする。

(無線局の管理運用)

第8条 乙の施設内に設置した移動系無線の管理運用については、この協定に定めるものを除き、目黒区防災行政無線局管理運用規程を適用する。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から特段の申し出がない場合は、本協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記の協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上その1通を保有する。

平成26年3月29日

甲 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 目黒区八雲二丁目14番1号
学校法人 八雲学園
理事長 近藤 彰郎

10 旧東京都立芸術高等学校の避難所施設利用に関する協定書

目黒区長を「甲」とし、東京都教育庁都立学校教育部長を「乙」として、甲乙の間において、次のとおり、旧東京都立芸術高等学校の施設を避難所として利用することに関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する旧東京都立芸術高等学校（以下「旧芸術高校」という。）の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所の開設)

第2条 甲は、災害時において旧芸術高校の施設を避難所として開設する必要がある場合、別紙図面に表示した体育館（以下「体育館」という。）に避難所を開設することができる。

ただし、災害の状況により、体育館以外の施設を使用する必要がある場合、支障のない範囲で甲乙の協議により使用する範囲を定める。

(開設の通知)

第3条 甲は、第3条の規定に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し避難所を開設した旨通知するものとする。

平成24年4月1日

(避難所の管理)

第4条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(開設期間)

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、延長することができるものとする。

(避難所の終了)

第7条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し、文書でその旨を通知する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から旧芸術高校の解体工事等の開始日前日までとする。

2 乙は、旧芸術高校の解体工事等に関する日程が決まった段階で、甲に事前連絡するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

(甲) 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

(乙) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都教育庁
都立学校教育部長 直原 裕

目黒区（以下「甲」という。）と学校法人東京音楽大学（以下「乙」という。）は、災害に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、地震、風水害、その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、地域住民及び乙の学生・生徒・教職員並びに帰宅困難者等の安全確保を図るため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難者 避難者及び帰宅困難者をいう。
- (2) 一時滞在施設 甲が実施する帰宅困難者対策の応急活動に伴う帰宅困難者の一時的な滞在施設をいう。
- (3) 補完避難所 甲が開設する地域避難所に避難者を収容しきれない場合の補完施設をいう。
- (4) 避難所 一時滞在施設及び補完避難所をいう。

（対象施設）

第3条 この協定書において、乙が提供する避難所（以下「当該避難所」という。）は、「東京音楽大学中目黒・代官山キャンパス（東京都目黒区上目黒1丁目9番1号）」の一部及びその付帯設備とし、その範囲は別表に定めるところとする。

（当該避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において当該避難所を開設する必要が生じた場合、乙の承諾のもとに開設することができる。

2 乙は、当該避難所が開設された場合、次に掲げる事項について可能な範囲で人員を提供し協力する。

- (1) 乙の施設を避難所として提供することに関すること。
- (2) 飲料水、食糧等の備蓄物資を避難者へ提供及び配布すること。
- (3) その他乙が避難者の受入れ等に関すること。

（開設の通知等）

第5条 甲は、前条に基づき当該避難所を開設する必要が生じた場合、乙に対して文書により通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、口頭、電話、ファクシミリ等の方法により通知し、その後速やかに文書で通知するものとする。

2 当該避難所の開設については、乙は前項による甲からの通知がない場合においても、乙の判断により開設することができる。この場合、乙は、開設後速やかに甲に連絡するものとする。

（避難者の受入れ）

第6条 乙は、前条第1項の通知があった場合には、当該避難所内の安全点検を実施し、受入れが可能と判断したときは、当該通知を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条第1項の通知に応じることができない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。

（当該避難所の管理運営）

第7条 当該避難所の管理運営は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該の各号に定めるところによる。

よる。

(1) 一時滞在施設

ア 管理運営は、乙は東京都帰宅困難者対策条例（平成24年3月東京都条例第17号）及び乙が定める管理規則等に基づき行うものとする。

イ 運営に必要な飲料水、食料等の備蓄は、乙が行うものとする。

ウ 甲は、乙がア又はイを実施するに当たり、必要に応じて協力するよう努めるものとする。

(2) 補完避難所

ア 管理運営は、甲の責任において行うものとする。

イ 乙は、甲がアを実施するに当たり、必要に応じて協力するよう努めるものとする。

（開設期間）

第8条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とし、補完避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、これを行うことができるものとする。

（当該避難所の終了）

第9条 甲は、乙の管理する当該避難所としての使用を終了するときは、乙に対し、文書でその旨を通知するものとする。

（受入れの解除）

第10条 乙は、次のいずれかに該当する場合、当該避難所を閉鎖し、かつ、避難者に退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、帰宅困難者のための一時滞在施設が必要なくなったと判断し、乙に連絡した場合。
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、乙が避難所としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承されたとき。
- (3) 乙の施設管理者が第6条第1項に基づき当該避難所の安全点検を実施した結果、避難所としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承されたとき。
- (4) その他甲乙協議の上、当該避難所を閉鎖する必要があると認めた場合。

（使用解消への努力）

第11条 甲は、乙が早期に業務活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（費用負担）

第12条 当該避難所の運営に係った水道光熱費等の費用は、乙が一時的に立て替え、その後、乙の請求に基づいて甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が補填する経費は、災害直前における価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（従事者の損害賠償）

第13条 第5条により開設した当該避難所において、乙の従業員が応急措置の業務に従事したことにより負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態になったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（平成18年12月

目黒区条例第51号)に基づき、甲がこれを補償するものとする。

(費用負担)

第14条 乙は、当該避難所の開設、管理及び運営で知り得た個人情報を、甲以外の者に知らせてはならない。

(周知)

第15条 甲は、原則として、乙が提供する当該避難所について、平常時から地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙が周知を希望しない場合には、防災関係機関との情報共有災害発生時の公表等を除き周知を行わないものとする。

令和元年9月10日

(協定期間)

第16条 この協定書は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第17条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

(甲) 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

目黒区長

青木

英二

(乙) 東京都目黒区上目黒一丁目9番1号

学校法人 東京音楽大学

理事長

鈴木

勝利

災害時における学校施設の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と学校法人目黒日本大学学園（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が開設する地域避難所に避難者を収容しきれない場合に、その補完施設（以下「避難所」という。）として、乙の管理する目黒日本大学中学校高等学校（以下「学校」という。）の敷地内に乙が設置した学校施設を使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 甲が使用する学校施設は、別紙図面に表示した体育館及びその付帯設備（以下「体育館等」という。）とする。

（避難所の開設）

第3条 乙は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、体育館等を甲の使用に供する。ただし、災害時に学校生徒、目黒日本大学幼稚園園児及び乙教職員の避難所としての優先使用権を妨げない。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、学校運営に支障のない限り協力するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき体育館等に避難所を開設する場合は、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に、当該使用に関して体育館等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

3 避難所の開設に備え、応急対策用資機材、備蓄物資等の保管にかかる施設を乙は甲に無償で提供する。

4 前項に規定する施設を新たに設ける場合並びに資

機材・食糧・飲料水等の備蓄は、甲において費用を負担するものとする。施設並びに資機材・食糧・飲料水等の更新に関しても、甲において費用を負担するものとする。

第7条 避難所としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況等により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（使用期間の短縮）

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての使用期間の短縮に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し、文書でその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。要に応じて協力するよう努めるものとする。

（開設期間）

第8条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とし、補完避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、これを行うことができるものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第1号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、特段の事情が生じた場合を除き、有効期間満了の日から3か月前までに甲又は乙から意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和6年3月19日

(甲) 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区
目黒区長 青木 英二

(乙) 東京都目黒区目黒一丁目6番15号

学校法人 目黒日本大学学園
理事長 小 柳 治 宣

目黒区（以下「甲」という。）と東急スポーツシステム株式会社（以下「乙」という。）は、乙が設置管理する「アトリオドゥーエ碑文谷」の施設等の災害時における使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が開設する第一次避難場所に避難者を収容しきれない場合に、甲がその補完施設（以下「避難所」という。）として、乙が設置管理する東京都目黒区碑文谷五丁目13番12号に所在する「アトリオドゥーエ碑文谷」の施設等を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第2条 甲が避難所として使用する施設等は、別紙図面に表示されたAスタジオ及びBスタジオ並びにこれらの付帯設備（以下「Aスタジオ等」という。）とする。

（避難所の開設）

第3条 乙は、災害時に甲において避難所を開設する必要が生じた場合は、Aスタジオ等を甲の使用に供するものとする。

2 乙は、Aスタジオ等を甲の使用に供する場合に、門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申出があったときは、運営に支障のない限り協力するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定に基づき、Aスタジオ等を避難所として開設する場合は、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、水道光熱費等の避難所の管理運営にか

かわる費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に、当該使用に関して施設等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（使用期間等）

第7条 避難所としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害の状況により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

2 使用期間が過ぎても退去しない者がいる場合は、甲の責任により退去させることとする。

（使用期間の短縮）

第8条 甲は、乙が早期に活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての使用期間の短縮に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し、文書でその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第1号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年7月31日

(甲) 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区
目黒区長 青木 英二 印

(乙) 東京都渋谷区円山町5番5号

東急スポーツシステム株式会社
代表取締役 志村 恒治 印

災害時における、宗教法人円融寺が管理運営する「円融寺示真殿」及び「円融寺幼稚園」の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と宗教法人円融寺（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が開設する第一次避難場所に避難者を収容しきれない場合に、その補完施設（以下「避難所」という。）として、乙の管理する東京都目黒区碑文谷1丁目22番地22号の敷地内に乙が設置する「円融寺示真殿」及び「円融寺幼稚園」の施設を使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 甲が使用する施設は、別紙図面に表示した円融寺示真殿1階（116㎡）、2階（156㎡）とその付帯設備及び円融寺幼稚園園舎（1,131㎡）とする。

（避難所の開設）

第3条 乙は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、はじめに円融寺示真殿の1階及び2階の控室・客室とその付帯設備を甲の使用に供し、示真殿における収容に限界が生じた場合、円融寺幼稚園園舎を使用する。ただし、示真殿利用者や幼稚園園児が施設に滞在している場合はこの限りではない。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、運営に支障のない限り協力するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所を示真殿及び円融寺幼稚園に開設する場合は、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、水道光熱費等の避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に、当該使用に関して施設等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（使用期間）

第7条 避難所としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とし、甲乙協議の上決定する。ただし、被害の状況により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

2 使用期間が過ぎても退去しない者がいる場合は、甲の責任により退去させることとする。

（使用期間の短縮）

第8条 甲は、乙が早期に活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての使用期間の短縮に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し、文書でその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第1号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年12月10日

(甲) 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

(乙) 東京都目黒区碑文谷一丁目22番22号
宗教法人円融寺
代表役員 阿 純 孝

15 災害時における施設の使用に関する協定書（祐天寺）

災害時における、宗教法人祐天寺が管理運営する「祐光殿」の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と宗教法人祐天寺（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が開設する地域避難所に避難者を収容しきれない場合に、その補完施設（以下「避難所」という。）として、乙の管理する東京都目黒区中目黒五丁目24番53号の敷地内に乙が設置する「祐光殿」の施設を使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 甲が使用する施設は、別紙図面に表示した祐光殿1階（925.71㎡）・2階（274.37㎡）とその付帯設備とする。

（避難所の開設）

第3条 乙は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合は、「祐光殿」とその付帯設備を甲の使用に供するものとする。

2 乙は、避難所の開設に伴い門及び扉の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、運営に支障のない限り協力するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づきに避難所を「祐光殿」に開設する場合は、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、文書で通知する暇がないときは、口頭でその旨を通知した後、速やかに文書で通知するものとする。

（避難所の管理）

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、水道光熱費等の避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 避難所としての使用期間中に、当該使用に関して

施設等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（使用期間）

第7条 避難所としての使用期間は、災害発生の日から7日以内とし、甲乙協議の上決定する。ただし、被害の状況により、当該使用期間を延長する必要がある場合には、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

2 使用期間が過ぎても退去しない者がいる場合は、甲の責任により退去させることとする。

（使用期間の短縮）

第8条 甲は、乙が早期に活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての使用期間の短縮に努めるものとする。

（避難所の閉鎖）

第9条 甲は、避難所を閉鎖するときは、乙に対し、文書でその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡窓口）

第10条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第1号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成25年10月8日

(甲) 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

(乙) 東京都目黒区中目黒五丁目24番53号
宗教法人祐天寺
代表役員 巖谷 勝正

目黒区（以下「甲」という。）と立正佼成会目黒教会（以下「乙」という。）は、災害時における乙が管理運営する施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が開設する地域避難所に避難者を収容しきれない場合の補完施設及び甲が行う帰宅困難者対策の実施に伴う帰宅困難者の一時滞在施設（以下「避難所」という。）として、乙が管理運営する施設の一部及びその付帯設備を使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 避難所として使用する施設は、次のとおりとする。

名称	位置
立正佼成会 目黒教会	東京都目黒区碑文谷五丁目5番8号

（使用範囲）

第3条 避難所として使用する施設の範囲及びその付帯設備は、別紙のとおりとする。

（対象施設の提供）

第4条 乙は、甲が避難所を開設する必要が生じた場合には、前条に規定する施設の範囲及びその付帯設備を甲の使用に供するものとする。ただし、乙が被災その他の事由により当該施設の提供が困難と判断した時は、この限りではない。

（開設の通知）

第5条 甲は、避難所を開設する場合には、当該避難所を開設する前に、当該避難所を開設する旨を文書で乙に通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合には、当該避難所を開設する旨を口頭で通知した後に、速やかに文書で通知するものとする。

（避難所の管理運営の協力）

第6条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、前条の規定による通知を受けた場合には、可能な限りにおいて、避難者の受入及び避難所の管理運営に協力するものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき避難者を受入れた場合には、甲に避難者の受入れ人数等を報告するものとする。

4 甲は、避難所開設期間中において、乙の宗教行事等を極力妨げないものとする。

（開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内（帰宅困難者の一時滞在施設として使用する場合は、災害発生の日から3日以内）とする。ただし、災害の状況によって当該開設期間を延長す

る必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第8条 甲は、水道光熱費等の避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 避難所の使用に伴い、施設等に損害が生じた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（開設期間の短縮）

第9条 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての開設期間の短縮に努めるものとする。

（損害賠償）

第10条 避難所に収容した避難者に事故等の損害が発生した場合には、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（避難所の閉鎖）

第11条 甲は、避難所を閉鎖するときには、文書で乙にその旨を通知する。

（避難者の退去）

第12条 前条の規定に基づき避難所を閉鎖する場合は、甲の責任において速やかに避難者を退去させるものとする。

（原状復旧義務）

第13条 甲は、通常の使用に伴い生じる損耗を除き、避難所の使用によって汚損した箇所を甲乙協議の上定める期間内に原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡体制）

第14条 甲及び乙は、災害時緊急連絡体制表（第1号様式）により、この協定に関する連絡体制を明らかにしておくものとする。

（災害時の情報共有）

第15条 甲及び乙は、避難所の管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

（守秘義務）

第16条 乙は、第6条及び前条において知り得た個人情報、甲以外のものに知らせてはならない。

（支援体制の確立）

第17条 甲及び乙は、避難者受入のため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するように努めるものとする。

（有効期間）

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から3カ月前までに甲又は乙から協定解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第19条 乙は、前条の規定にかかわらず、第3条に規定する施設の使用範囲及びその付帯設備が、用途変更などにより避難所としての提供に応じられなくなる場合は、甲へその旨を通知し、本協定を解除できるものとする。

(協議)

平成29年12月5日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都杉並区和田二丁目11番1号
立正佼成会
代表役員 川端 健之

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

目黒区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における乙が管理運営する施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が行う帰宅困難者対策の実施に伴う帰宅困難者の一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として、乙が管理運営する施設の一部及びその付帯設備を使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 一時滞在施設として使用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称
トヨタモビリティ東京目黒本町店
- (2) 位置
東京都目黒区目黒本町二丁目16番24号
- (3) 受入人数
100名

（使用範囲）

第3条 一時滞在施設として使用する施設の範囲及びその付帯設備は、別紙のとおりとする。

（対象施設の提供）

第4条 乙は、甲が一時滞在施設を開設する必要がある場合には、前条に規定する施設の範囲及びその付帯設備を甲の使用に供するものとする。ただし、乙が被災その他の事由により当該施設の提供が困難と判断した時は、この限りではない。

（開設の通知）

第5条 甲は、一時滞在施設を開設する場合には、開設前にその旨を文書で乙に通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合には、当該一時滞在施設を開設する旨を口頭又は電話で通知した後に、速やかに文書で通知するものとする。

（一時滞在施設の管理運営の協力）

第6条 一時滞在施設の管理運営は、乙は東京都帰宅困難者対策条例（平成24年3月東京都条例第17号）及び乙が定める管理規則等に基づき行うものとする。

2 運営に必要な飲料水、食料等の備蓄は、乙が行うものとする。

3 甲は、乙が前2項を実施するに当たり、必要に応じて協力するよう努めるものとする。

（備蓄品）

第7条 一時滞在施設において、帰宅困難者及び通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量は別表のとおりとする。

2 乙は、前項に規定する備蓄品を、帰宅困難者及び

通常在館者が一時滞在施設に3日間留まることができない量確保するとともに、当該備蓄品の管理及び更新を行うものとする。

（開設期間）

第8条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況によって当該開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（開設期間の短縮）

第9条 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、一時滞在施設としての開設期間の短縮に努めるものとする。

（費用負担）

第10条 甲は、水道光熱費等の一時滞在施設の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 一時滞在施設の使用に伴い、施設等に損害が生じた場合（乙の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（損害賠償）

第11条 一時滞在施設に収容した避難者に事故等の損害が発生した場合には、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（一時滞在施設の閉鎖）

第12条 甲は、一時滞在施設を閉鎖するときには、文書で乙にその旨を通知する。

（帰宅困難者の退去）

第13条 前条の規定により一時滞在施設を閉鎖する場合は、甲の責任において速やかに帰宅困難者を退去させるものとする。

（原状復旧義務）

第14条 甲は、通常の使用に伴い生じる損耗を除き、施設の使用によって汚損した箇所を甲乙協議の上定める期間内に原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡体制）

第15条 甲及び乙は、災害時緊急連絡体制表（別記第1号様式）を作成し、この協定に関する連絡体制を明らかにしておくものとする。

（災害時の情報共有）

第16条 甲及び乙は、一時滞在施設の管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

（守秘義務）

第17条 乙は、第6条及び前条において知り得た個人情報を、甲以外のものに知らせてはならない。

（支援体制の確立）

第18条 甲及び乙は、帰宅困難者受入のため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支

援体制を確立するように努めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から3か月前までに甲又は乙から協定解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第20条 乙は、前条の規定にかかわらず、第3条に規定する施設の使用範囲及びその付帯設備が、用途

変更などにより一時滞在施設としての提供に応じられなくなる場合は、甲へその旨を通知し、本協定を解除できるものとする。

(協議)

第21条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和2年3月19日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 片山 守

災害発生時における施設の使用に関する協定書の変更協定書

目黒区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）は、令和2年3月19日付で締結した「災害発生時における施設の使用に関する協定書」（以下「原協定」という。）の一部変更について、次のとおり協定を締結する。

第1条 原協定第2条を次のように改める。

(対象施設)

第2条 一時滞在施設として使用する施設は、次のとおりとする。

名称	所在地	受入人数
トヨタモビリティ東京株式会社目黒本町店	東京都目黒区目黒本町二丁目16番24号	100名
トヨタモビリティ東京株式会社目黒碑文谷店	東京都目黒区目黒本町二丁目28番15号	100名
トヨタモビリティ東京株式会社レクサス目黒	東京都目黒区碑文谷二丁目11番17号	100名

第2条 原協定第3条に規定する施設の範囲及びその付帯設備を別紙のとおり改める。

第3条 原協定第7条に規定する帰宅困難者及び通常在館者に提供するために保管する備蓄品の品名及び数量を別表のとおり改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年2月15日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 関島 誠一

目黒区（以下「甲」という。）と宗教法人正覚寺（以下「乙」という。）は、災害時における乙が管理運営する施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が行う帰宅困難者対策として、乙が管理運営する施設の一部及びその付帯設備を帰宅困難者の一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 一時滞在施設として使用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 正覚寺
- (2) 位置 東京都目黒区中目黒三丁目1番6号
- (3) 受入人数 300名

（使用範囲）

第3条 一時滞在施設として使用する施設の範囲及びその付帯設備は、別紙のとおりとする。

（対象施設の提供）

第4条 乙は、甲が一時滞在施設を開設する必要がある場合には、前条に規定する施設の範囲及びその付帯設備を甲の使用に供するものとする。ただし、乙が被災その他の事由により当該施設の提供が困難と判断した時は、この限りでない。

（開設の通知）

第5条 甲は、一時滞在施設を開設する場合には、開設前にその旨を文書で乙に通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合には、当該一時滞在施設を開設する旨を口頭で通知した後に、速やかに文書で通知するものとする。

（一時滞在施設の管理運営の協力）

第6条 一時滞在施設の管理運営は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年3月東京都条例第17号）及び乙が定める管理規則等に基づき乙が行うものとする。

2 一時滞在施設の運営に必要な飲料水、食料等の備蓄は、乙が行うものとする。

3 甲は、乙が前2項に定める事項を実施するに当たり、必要に応じて協力するよう努めるものとする。

（開設期間）

第7条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況によって当該開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長することができる。

（開設期間の短縮）

第8条 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、一時滞在施設の開設期間の短縮に努めるものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、水道光熱費等の一時滞在施設の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 一時滞在施設の使用に伴い、施設等に損害が生じた場合（乙の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（損害賠償）

第10条 一時滞在施設に収容した避難者に事故等の損害が発生した場合には、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（一時滞在施設の閉鎖）

第11条 甲は、一時滞在施設を閉鎖するときには、文書で乙にその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡体制）

第12条 甲及び乙は、災害時緊急連絡体制表（別記様式）を作成し、この協定に関する連絡体制を明らかにしておくものとする。

（災害時の情報共有）

第13条 甲及び乙は、一時滞在施設の管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、第6条及び前条において知り得た個人情報等を、甲以外のものに知らせてはならない。

（支援体制の確立）

第15条 甲及び乙は、帰宅困難者受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するように努めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から3月前までに甲又は乙から協定解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第17条 乙は、前条の規定にかかわらず、第3条に規定する施設の使用範囲及びその付帯設備が、用途変更などにより一時滞在施設としての提供に応じられなくなる場合は、甲へその旨を通知し、本協定を解除できるものとする。

（協議）

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月29日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区中目黒三丁目1番6号
宗教法人正覚寺
代表役員 池田 真一

目黒区（以下「甲」という。）と裕幸計装株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における乙が管理運営する施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等により大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲の応急復旧対策の拠点となる防災センターで活動する区職員及び防災関係行政機関等の職員の待機場所（以下「待機場所」という。）として、乙の管理する施設の一部及びその付帯設備を使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 待機場所として使用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 裕幸計装株式会社
 (2) 位置 東京都目黒区中央町二丁目8番8号

（使用範囲）

第3条 待機場所として使用する施設の範囲及びその付帯設備は、別紙のとおりとする。

（対象施設の提供）

第4条 乙は、災害発生時において、甲から申出があった場合には、前条に規定する施設の範囲及びその付帯設備を甲の使用に供するものとする。ただし、乙が被災その他の事由により当該施設の提供が困難と判断した時は、この限りではない。

（開設の通知）

第5条 甲は、対象施設を待機場所として使用する場合には、乙に対し、事前に使用の可否について確認し、使用要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（待機場所の管理運営）

第6条 待機場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（使用期間）

第7条 待機場所の使用期間は、災害発生時の状況等を考慮し、甲乙協議の上定めるものとする。

（使用期間の短縮）

第8条 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、待機場所の使用期間の短縮に努めるものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、水道光熱費等の待機場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 待機場所の使用に伴い、施設等に損害が生じた場合（乙の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（損害賠償）

第10条 待機場所としての使用期間中に、事故等の損害が発生した場合には、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（待機場所の閉鎖）

第11条 甲は、待機場所を閉鎖するときには、乙に対し、使用終了書（第2号様式）を提出するものとする。

（原状復旧義務）

第12条 甲は、通常の使用に伴い生じる損耗を除き、施設の使用によって汚損した箇所を甲乙協議の上定める期間内に原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から協定解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第14条 乙は、前条の規定にかかわらず、第3条に規定する施設の使用範囲及びその付帯設備が、用途変更などにより待機場所としての提供に応じられなくなる場合は、甲へその旨を通知し、本協定を解除できるものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月29日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区中目黒三丁目1番6号
宗教法人正覚寺
代表役員 池田 真一

警視庁目黒警察署（以下「甲」という。）と目黒区（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、甲に対し、乙が所有する施設を提供するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において大規模災害とは、次のものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める「災害」
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める「武力攻撃災害」及び「緊急対処事態における災害」

（施設等の提供）

第3条 甲は、大規模災害時において、目黒警察署庁舎が倒壊又は損壊等により使用不能となった場合、乙に対し、第2項に定める施設の提供を求め、乙はこれに応じるものとする。ただし、当該施設の提供が困難な場合は、乙は施設を提供しないことができる。

2 乙の提供する施設は、別紙図面に表示された川の資料館施設を含む目黒川船入場（目黒区中目黒一丁目11番18号）とし、甲の管理下において、警察による仮設応急活動場所として使用するものとする。

（要請）

第4条 甲は、乙に対し前条第2項の施設の提供を要請する場合は、要請日時、使用目的、使用期間等の

必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、書面で要請する間がなく、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭をもって必要な事項を通知するものとし、事後速やかに書面を交付するものとする。

（施設の管理運営）

第5条 甲が施設を使用する間は、施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

（費用負担）

第6条 甲が施設を使用する間は、甲が水道光熱費等の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 甲が施設を使用する間に施設等に損害を生じさせた場合は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

3 甲は、施設の使用期間が終了した場合又は使用目的が終了した場合は、施設を原状回復した上で、乙に返還するものとする。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通保有する。

平成24年12月28日

甲 東京都目黒区中目黒二丁目7番13号
警視庁目黒警察署
代表者 目黒警察署長 宮橋圭祐

乙 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
代表者 目黒区長 青木英二

21 避難通路開放に関する覚書

目黒区危機管理室長を甲、防衛装備庁艦艇装備研究所総務課長を乙、陸上自衛隊教育訓練研究本部総務課長を丙、航空自衛隊幹部学校計画課長を丁とし、甲、乙、丙及び丁間において、次の条項により覚書を交換する。

(目的)

第1条 この覚書は、災害時において、東京都指定避難場所の中目黒公園一帯に避難する住民等に対し、避難場所一帯を広域的に開放することにより、迅速で安全な避難を確保することを目的とする。

(正門、南門及び中目黒公園非常用門扉の開放)

第2条 甲は、災害時の火災延焼・拡大によって、住民等の避難に危険があると認められる場合には、災害時優先電話又は職員の使送等により、乙、丙及び丁に対し別図に示す正門、南門（以下「正門等」という。）並びに中目黒公園非常用門扉（以下「非常用門扉」という。）の開放を要請するものとし、要請を受けた乙、丙及び丁は特段の支障がない限り速やかに正門等と非常用門扉を開放する。

2 前項の規定にかかわらず、災害により中目黒公園一帯の周辺で火災が延焼・拡大し、住民等の避難に危険があると認められる場合には、乙、丙及び丁は、

自らの判断により正門等及び非常用門扉を開放する。
(避難経路と避難誘導)

第3条 正門等から非常用門扉に至る避難経路は別図のとおりとし、乙、丙及び丁が、協力して避難者の避難誘導を行う。

2 甲、乙、丙及び丁は、それぞれの管理地域に危険や使用上の不都合を生じた場合は、相互に連絡調整のうえ安全な管理地域に避難誘導する。

(非常用門扉の鍵の管理)

第4条 甲は、乙及び丁に非常用門扉の鍵各1本の保管を依頼する。

2 乙及び丁は、その保管する鍵を紛失した場合には、速やかに甲にその旨を書面又は口頭で通知するものとし、通知を受けた甲は、遅滞なく鍵を再交付する。

(協議)

第5条 この覚書について定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議のうえ定める。

甲、乙、丙及び丁は、本覚書を4通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年9月30日

甲	東京都目黒区上目黒2丁目19番15号 目黒区危機管理室長	谷合 祐之
乙	東京都目黒区中目黒2丁目2番1号 防衛装備庁艦艇装備研究所総務課長	櫻井 慎二
丙	東京都目黒区中目黒2丁目2番1号 陸上自衛隊教育訓練研究本部総務課長	大戸 英円
丁	東京都目黒区中目黒2丁目2番1号 航空自衛隊幹部学校計画課長	甲部 昭広

22 避難所使用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定書は、甲が、乙の管理する目黒区興津自然学園（所在地千葉県勝浦市興津143番地。以下「学園」という。）の一部を、津波災害からの第1次緊急避難場所（以下「避難所」という。）として使用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として使用できる施設の周知)

第2条 甲は、学園のうち避難所として使用できる施設の範囲を、近隣住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

(避難所の設置)

第3条 甲は、千葉県勝浦市に大津波警報又は津波警報が発令された場合、学園内の乙の指定した場所に避難所を設置することができる。

(設置の通知)

第4条 甲は、前条の定めに基づき避難所を設置するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の設置に緊急を要するときは、前項の定めにかかわらず、事前に乙が承認する学園の一部に避難所を設置することができるものとする。ただし、速やかに甲は乙に対し避難所を設置した旨通知するものとする。

(避難所の管理)

第5条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

(避難所終了への努力)

第7条 甲は、避難所を設置したときは、乙の学園の管理運営に配慮するとともに、当該避難所の早期終了に努めるものとする。

(避難所の終了)

第8条 甲は、避難所として学園の使用を終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、学園を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年8月4日

甲 千葉県勝浦市興津307番地
興津区長 関川 彰

乙 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区教育委員会教育長 大塩 晃 雄

23 津波等発生時における緊急一時避難施設の協力に関する協定書

目黒区（以下「甲」という。）と勝浦市（以下「乙」という。）は津波等発生時における緊急一時避難施設の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、勝浦市内沿岸部に津波または高潮等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、地域住民等の緊急避難に供するため、甲の協力のもと、甲の管理する施設を緊急一時避難場所として使用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（施設）

第2条 甲は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を緊急一時避難場所として使用させるものとする。

施設名称 目黒区興津自然学園
所在地 千葉県勝浦市興津143番地
使用範囲 職員用駐車場150㎡（10m×15m）

（緊急一時避難場所の指定）

第3条 乙は、前条に定める使用施設を、緊急一時避難場所として認定し、市民等に周知するものとする。

（施設変更の報告）

第4条 甲は、使用施設の増改築等により、敷地内の形状または出入口の場所、面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる場合には、速やかに乙に通知するものとする。

（緊急一時避難場所の解消）

第5条 乙は、緊急一時避難場所に避難した避難者の

安全確保が図られると認められる場合、速やかに甲の本来の業務が再開できるように配慮し、当該施設の避難者の早期解消に努めるものとする。

2 使用施設について避難者の解消が完了した場合、乙は、甲に遅滞なく通知するとともに、使用施設を現状に復し、甲の確認を受けるものとする。

（費用の負担）

第6条 使用施設の利用料金等は無償とする。

2 使用施設を緊急避難に供したことにより生じた物的損害は、甲の請求により乙が負担するものとする。

（事故等に係る責任）

第7条 甲または使用施設に過失がある場合をのぞき、甲は、避難者の事故等に係る責任を一切負わないものとする。

（協定期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを決定する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成27年12月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木英二

乙 千葉県勝浦市新宮1343番地の1
勝浦市長 猿田寿男

24 災害時における区有施設の使用に関する覚書

災害時における区施設の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と東京消防庁目黒消防署（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時に乙が目黒消防署員の待機場所（以下「待機場所」という。）として、甲の管理する区施設を使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 乙が使用する区施設は、目黒区総合庁舎及び目黒区防災センター（以下「総合庁舎等」という。）内の一部とする。

目黒区総合庁舎 目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区防災センター 目黒区中央町一丁目9番7号

（待機場所の開設）

第3条 甲は、災害時において乙から申出があった場合は、行政運営に支障のない限り総合庁舎等を乙の使用に供する。

（開設の通知）

第4条 乙は、前条に基づき総合庁舎等を待機場所として使用する場合は、甲に対し、事前に使用の可否について確認し、施設管理担当課へ甲所定の様式の

申請書を提出するものとする。

（待機場所の管理）

第5条 待機場所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

（連絡窓口）

第6条 この覚書に関する甲及び乙の連絡窓口は、次のとおりとする。

（甲）	目黒区総合庁舎	総務課庁舎管理係
	目黒区防災センター	防災課防災係
（乙）	目黒消防署	総務課管理係

（協議）

第7条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（覚書の期間）

第8条 この覚書の期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日から3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月1日

（甲） 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木英二

（乙） 目黒区下目黒六丁目1番22号
東京消防庁
目黒消防署長 平松一隆

目黒区（以下「甲」という。）と中目黒GT 全体管理組合（以下「乙」という。）は、災害時における乙が管理運営する施設の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が行う帰宅困難者対策として、乙が管理運営する施設の一部及びその付帯設備を帰宅困難者の一時滞在施設（以下「一時滞在施設」という。）として使用することについて、必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 一時滞在施設として使用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 中目黒GT
- (2) 位置 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
- (3) 受入人数 90名

（使用範囲）

第3条 一時滞在施設として使用する施設の範囲及びその付帯設備は、別紙のとおりとする。

（対象施設の提供）

第4条 乙は、甲が一時滞在施設を開設する必要がある場合には、前条に規定する施設の範囲及びその付帯設備を甲の使用に供するものとする。ただし、乙が被災その他の事由により当該施設の提供が困難と判断した時は、この限りでない。

（開設の通知）

第5条 甲は、一時滞在施設を開設する場合には、開設前にその旨を文書で乙に通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合には、当該一時滞在施設を開設する旨を口頭で通知した後に、速やかに文書で通知するものとする。

（一時滞在施設の管理運営の協力）

第6条 一時滞在施設の管理運営は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年3月東京都条例第17号）及び乙が定める管理規則等に基づき乙が行うものとする。

2 乙は、甲が災害が発生した場合に搬送する飲料水、食料、毛布（ブランケットを含む。）、簡易トイレ等の支援物資を帰宅困難者に配布を行うものとする。

3 乙は、帰宅困難者の受入に必要な飲料水、食料、毛布（ブランケットを含む。）、簡易トイレ等の物資の備蓄に努めるものとする。

4 甲は、乙が前2項に定める事項を実施するに当たり、必要に応じて協力するよう努めるものとする。

（開設期間）

第7条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害の状況によって当該開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、延長することができる。

（開設期間の短縮）

第8条 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、一時滞在施設の開設期間の短

縮に努めるものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、水道光熱費等の一時滞在施設の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 一時滞在施設の使用に伴い、施設等に損害が生じた場合（乙の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）は、甲がその修繕を行うとともに、その費用を負担するものとする。

（損害賠償）

第10条 一時滞在施設に収容した避難者に事故等の損害が発生した場合には、甲乙協議の上、対応を検討するものとする。

（一時滞在施設の閉鎖）

第11条 甲は、一時滞在施設を閉鎖するときには、文書で乙にその旨を通知するとともに、甲乙協議の上定める期間内に原状に復帰し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（連絡体制）

第12条 甲及び乙は、災害時緊急連絡体制表（別記様式）を作成し、この協定に関する連絡体制を明らかにしておくものとする。

（災害時の情報共有）

第13条 甲及び乙は、一時滞在施設の管理及び運営で知り得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

（守秘義務）

第14条 乙は、前条において知り得た個人情報を、甲以外のものに知らせてはならない。

（支援体制の確立）

第15条 甲及び乙は、帰宅困難者受入れのため、物資の配備や訓練の実施等を行う場合において、その支援体制を確立するように努めるものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から3月前までに甲又は乙から協定解除又は変更の申出がないときには、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の解除）

第17条 乙は、前条の規定にかかわらず、第3条に規定する施設の使用範囲及びその付帯設備が、用途変更などにより一時滞在施設としての提供に応じられなくなる場合は、甲へその旨を通知し、本協定を解除できるものとする。

（協議）

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定めがある事項でその解釈に疑義が生じたものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年4月15日

- 甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二
- 乙 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号
中目黒GT 全体管理組合
理事長 朝倉 健吾

震災時等に避難場所の運営を行う目黒区（以下「甲」という。）と都立公園の管理者である東京都建設局（以下「乙」という。）とは、避難場所となる都立公園における避難者（区市民、在勤在学者、来園者、帰宅困難者等）対応等に必要な連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、震災時等に避難場所となる甲の区域内の都立公園において、甲が行う避難場所の運営等に係る甲と乙の連携協力に関し、基本的な事項を定める。

（対象都立公園）

第2条 本協定の対象となる都立公園（以下「当該公園」という。）は、別表のとおりとする。

（基本理念）

第3条 震災時等に避難場所となる都立公園において、甲と乙は、迅速かつ的確な避難者対応のため、連携

協力するものとし、乙は、甲が円滑に避難場所の運営等ができるよう、当該公園の指定管理者（以下「指定管理者」という。）を適切に指導する。

（連携協力）

第4条 甲が行う避難場所の運営等に必要な具体的な取組については、乙の指導に基づき、指定管理者が甲の災害対策所管部署と別途協議のうえ、確認書により定める。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

上記協定締結の証として、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年4月15日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都建設局長 花井 徹夫

都立林試の森公園における連携協力に関する確認書

目黒区（以下「甲」という。）と都立林試の森公園の指定管理者である公益財団法人東京都公園協会（以下「乙」という。）とは、甲と東京都建設局の間において令和7年3月21日付けで締結した「避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり確認書を締結する。

（目的）

第1条 この確認書は、都立林試の森公園（以下「公園」という。）における震災時等の避難場所の円滑な運営等を図るため、甲及び乙の連携協力の具体的な取組に関し、必要な事項を定める。

（初動対応に係る連携協力）

第2条 乙は、災害時の初動対応に必要な態勢をあらかじめ構築し、発災後は、迅速に公園内の点検及び応急対策を講じるとともに、避難者（災害時要配慮者を含む。以下同じ。）及び避難場所の状況等を甲の指定する連絡手段などにより、速やかに連絡し、甲による避難場所の状況把握等に協力する。

2 乙は、甲による避難者の安全保持等の対応を連携して行えるよう、必要な準備を整える。

（避難場所に係る連携協力）

第3条 乙は、災害時に、甲の要請に基づき、甲と連携して可能な範囲で次の避難者対応等の協力を行う。

（1）避難者の支援

ア 災害情報、避難所情報等の提供

イ けが人、急病人などの応急救護等

ウ 災害時要配慮者の支援

（2）公園内の防災関連施設（防災トイレ等。以下同じ。）の使用に係る支援

（3）その他、避難者対応において特に甲の要請があった場合の協力

2 災害時に東京都災害対策本部の調整及び決定により、震災時利用計画案に基づき、公園内で災害時臨時離着陸場等の使用がなされる場合には、甲及び乙は、避難者の安全保持や活動拠点の機能確保等に連携協力する。

（平常時からの連携協力）

第4条 乙は、甲が災害時に避難場所としての円滑な運営等が行えるよう、平常時から次の協力を行う。

（1）災害時の公園内の防災関連施設の運用に関する協議

（2）災害時における甲との連絡等のため、甲の指定する連絡手段などによる定期的な訓練の実施

（3）甲が行う住民等への防災意識の普及啓発に協力するとともに、公園の近隣住民等との次の連携及び協力の推進

ア 避難場所、災害時臨時離着陸場としての役割及び防災関連施設等の近隣住民等への周知

イ 地域連携による防災訓練、近隣住民との防災意見交換等の実施

ウ 避難場所における近隣住民による自助及び共
助推進の普及

エ 近隣住民等による避難場所運営協力の依頼

(費用の負担)

第5条 前2条に規定する連携協力事項の実施に係る
費用の負担については、甲、乙及び隣接区と協議の
上、定めるものとする。

(損害賠償)

第6条 第4条及び第5条に規定する連携協力事項の
実施に伴い、第三者に損害が生じた場合、その補償
については、甲、乙及び隣接区と協議の上、定める
ものとする。

(協議)

第7条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書
に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第8条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日か
ら乙が公園の指定管理者として管理を行う期間（以
下「指定管理期間」という。）の終了する日までとす
る。

2 前項の有効期間は、当該指定管理期間終了後、乙
が引き続き公園の指定管理者として管理を行う場合
は、新たな指定管理期間の終了する日まで更新され
るものとし、以後も同様とする。

3 甲及び乙は、有効期間中であっても、協議してこ
の確認書を改定することができる。

上記確認の証として、甲と乙とはこの確認書を2通作
成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月21日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
危機管理部長 橋本 知 明

乙 東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号
都立林試の森公園
指定管理者 公益財団法人東京都公園協会
理事長 矢岡 俊 樹

都立駒沢オリンピック公園における連携協力に関する確認書

目黒区（以下「甲」という。）と都立駒沢オリンピック
公園の指定管理者である公益財団法人東京都公園協会
（以下「乙」という。）とは、甲と東京都建設局とが令
和7年3月21日付けで締結した「避難場所となる都
立公園における連携協力に関する基本協定書」第4条
の規定に基づき、次のとおり確認書を締結する。

(目的)

第1条 この確認書は、都立駒沢オリンピック公園（以
下「公園」という。）における震災時等の避難場所の
円滑な運営等を図るため、甲及び乙の連携協力の具
体的な取組に関し、必要な事項を定める。

(初動対応に係る連携協力)

第2条 乙は、災害時の初動対応に必要な態勢をあら
かじめ構築し、発災後は、迅速に公園内の点検及び
応急対策を講じるとともに、避難者（災害時要配慮
者を含む。以下同じ。）及び避難場所の状況等を甲の
指定する連絡手段などにより、速やかに連絡し、甲
による避難場所の状況把握等に協力する。

2 乙は、甲による避難者の安全保持等の対応を連携
して行えるよう、必要な準備を整える。

(避難場所に係る連携協力)

第3条 乙は、災害時に、甲の要請に基づき、甲と連
携して可能な範囲で次の避難者対応等の協力を行う。

(1) 避難者の支援

- ア 災害情報、避難所情報等の提供
- イ けが人、急病人などの応急救護等
- ウ 災害時要配慮者の支援

(2) 公園内の防災関連施設（防災トイレ等。以下同

じ。）の使用に係る支援

**(3) その他、避難者対応において特に甲の要請があ
った場合の協力**

2 災害時に東京都災害対策本部の調整及び決定によ
り、震災時利用計画案に基づき、公園内で災害時臨
時離着陸場等の使用がなされる場合には、甲及び乙
は、避難者の安全保持や活動拠点の機能確保等に連
携協力する。

(平常時からの連携協力)

第4条 乙は、甲が災害時に避難場所としての円滑な
運営等が行えるよう、平常時から次の協力を行う。

**(1) 災害時の公園内の防災関連施設の運用に関する
協議**

**(2) 災害時における甲との連絡等のため、甲の指定
する連絡手段などによる定期的な訓練の実施**

**(3) 甲が行う住民等への防災意識の普及啓発に協力
するとともに、公園の近隣住民等との次の連携及び
協力の推進**

ア 避難場所、大規模救出救助活動拠点としての
役割及び防災関連施設等の近隣住民等への周知

イ 地域連携による防災訓練、近隣住民との防災
意見交換等の実施

ウ 避難場所における近隣住民による自助及び共
助推進の普及

エ 近隣住民等による避難場所運営協力の依頼

(費用の負担)

第5条 前2条に規定する連携協力事項の実施に係る
費用の負担については、甲、乙及び隣接区と協議の

上、定めるものとする。

(損害賠償)

第6条 第4条及び第5条に規定する連携協力事項の実施に伴い、第三者に損害が生じた場合、その補償については、甲、乙及び隣接区と協議の上、定めるものとする。

(協議)

第7条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第8条 この確認書の有効期間は、確認書締結の日から乙が公園の指定管理者として管理を行う期間（以

下「指定管理期間」という。）の終了する日までとする。

2 前項の有効期間は、当該指定管理期間終了後、乙が引き続き公園の指定管理者として管理を行う場合は、新たな指定管理期間の終了する日まで更新されるものとし、以後も同様とする。

3 甲及び乙は、有効期間中であっても、協議してこの確認書を改定することができる。

上記確認の証として、甲と乙とはこの確認書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月21日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
危機管理部長 橋本 知明

乙 東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号
駒沢オリンピック公園
指定管理者 公益財団法人東京都公園協会
理事長 矢岡 俊樹

第4 罹災証明に関すること

1 り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定

東京都（以下「甲」という。）及び目黒区（以下「乙」という。）は、東京都内における災害の発生に備え、東京都震災復興マニュアル（平成28年3月東京都総務局修正。以下「震災復興マニュアル」という。）に基づき、相互連携と協力の下、被災者の生活再建支援の業務を円滑に遂行するため、り災証明書の発行に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「家屋台帳の情報」とは、次に掲げるものをいう。

（1）固定資産家屋課税台帳のうち第14条の実施細目に定める項目

（2）前号の項目に係るコードの読替表

（家屋台帳の情報の提供）

第2条 甲は、乙がり災証明書の発行及び被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル第1章第2-1「都民被害の状況把握」並びに標準マニュアル第1章第2-1「家屋・住家の被害状況の把握」及び同章第3-1「り災証明書交付の準備」に基づく乙からの要請により、家屋台帳の情報を乙に提供するものとする。

（目的外利用の禁止）

第3条 乙（乙が指定した者を含む。次条第一項及び第三項において同じ。）は、甲から提供された家屋台帳の情報をり災証明書の発行及び被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

（家屋台帳の情報の管理）

第4条 乙は、家屋台帳の情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。

2 乙は、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙の故意又は過失により、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、乙が負うものとする。

（過年度情報の消去等）

第5条 乙は、第2条の規定により家屋台帳の情報提供を受けた場合において、過去に提供を受けた家屋台帳の情報（以下この条において「過年度情報」という。）があるときは、過年度情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての過年度情報を消去し、破壊し、又は破棄しなければならない。

2 乙は、新たに家屋台帳の情報の提供を受けた日から14日以内に、前項の規定により乙が保有する全ての過年度情報の消去等を行った旨を記録した書面

を、甲に提出しなければならない。

（被災者情報の提供）

第6条 乙は、甲が被災者の生活再建支援の業務に利用するため、震災復興マニュアル第1章第2-1「都民被害の状況把握」及び同章第2-3「都民生活の復旧・復興状況把握」並びに標準マニュアル第1章第2-2「住民の被害・被災後の生活状況の把握」及び同章第2-5「住民生活の再建状況等の把握」に基づく甲からの要請により、り災証明書を発行する際に乙が作成した被災者に関する情報（以下「被災者情報」という。）を甲に提供するものとする。

2 前項の規定による甲からの要請は、提供を求める被災者情報の内容を記載した書面をもって行うものとする。

3 乙は、被災者にり災証明書を発行するときは、被災者情報を甲に提供する旨を周知するものとする。

（目的外使用の禁止）

第7条 甲（甲が指定した者を含む。次条第一項及び第三項において同じ。）は、乙から提供された被災者情報を被災者の生活再建支援の業務以外の目的で利用してはならない。

（被災者情報の管理）

第8条 甲は、被災者情報を記録した電磁的記録媒体、書面その他の媒体を適切に管理しなければならない。

2 甲は、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を乙に提出しなければならない。

3 甲の故意又は過失により、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償等に関する一切の責任は、甲が負うものとする。

（被災者情報の消去等）

第9条 甲は、被災者の生活再建支援の業務が終了したときは、速やかに、電磁的記録媒体、書面その他の媒体に含まれる全ての被災者情報を消去し、破壊し、又は破棄しなければならない。

2 甲は、前項の規定により甲が保有する全ての被災者情報の消去等を行った旨を記載した書面を、速やかに乙に提出しなければならない。

（情報提供の頻度）

第10条 甲は、第2条の規定にかかわらず、乙に対して年1回、家屋台帳の情報を提供するものとする。

2 乙は、第6条第1項の規定にかかわらず、災害による被害状況に応じて甲との連携及び協力をより円滑に行う必要があると判断したときは、甲に対し、被災者情報を提供するものとする。

（費用負担）

第11条 この協定の締結後、この協定に定める事項に関して新たな費用負担が発生する場合は、別途、甲及び乙で協議して定める。

（個人情報保護手続きの完了）

第12条 甲及び乙は、この協定の締結に当たり、個人情報の目的外提供及び収集について、それぞれ東京都個人情報保護に関する条例（平成2年東京都条

例第113号)、目黒区個人情報保護条例(昭和63年10月目黒区条例第16号)及び目黒区情報公開・個人情報保護審議会条例(昭和63年10月目黒区条例第17号)の規定に基づき、それぞれ東京都情報公開・個人情報審議会及び目黒区情報公開・個人情報保護審議会の承認を得る等必要な手続きを完了しておかなければならない。

(協議)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合及

平成29年12月21日

びこの協定に定めのない事項は、甲及び乙が協議して定める。

(委任)

第14条 この協定に定めるもののほか、り災証明書の発行に係る情報提供等に関し必要な事項は、別に定める実施細目に基づき行うものとする。

この協定の合意の証として、甲及び乙は、正本2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 小池百合子

乙 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
代表者 目黒区長 青木英二

り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定実施細目

東京都(以下「甲」という。)及び目黒区(以下「乙」という。)は、り災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定(以下「協定」という。)第14条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

(用語の意義)

第1条 この実施細目で使用する用語の意義は、協定で使用する用語の例による。

(家屋台帳の情報提供方法)

第2条 協定第2条の規定による甲が提供する家屋台帳の情報は、一般家屋、区分所有家屋(全件分)、区分所有家屋(主棟分)及び共有者の四つのファイルに分割するものとする。

2 協定第1条第2項第1号の固定示唆案家屋課税台帳のうち実施細目に定める項目は、前項のファイルの種類に応じて、次のとおりとする。

(1) 一般家屋ファイル・区分所有家屋(全件分)ファイル・区分所有家屋(主棟分)ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
物件明細一棟コード本棟	物件明細一棟コード枝番	主符棟コード
所在番号(街区符号)	所在番号(住所番号)	所在番号(枝番)
建物番号	家屋番号	所有者氏名
所有者都道府県名	所有者共有者名	所有者住所
所有者方書	所有者共有者数	登記種別用途コード
登記構造コード	登記屋根コード	登記地上階建
登記地下階建	登記居住階(自)	登記居住階(至)
登記有香面積		

(2) 共有者ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
共有者番号	共有者氏名	主符棟コード
共有者区市郡名	共有者住所	所在番号(枝番)
共有者持分分母	共有者持分分子	

3 協定第1条第2項第2号のコードの読替表は、次に掲げるコード表とする。

- (1) 登記種別用途コード表
- (2) 登記構造コード表
- (3) 登記屋根コード表

(家屋台帳の情報の提供形態)

第3条 前条のファイルの形態は、テキストファイル(CSV形式)とする。

2 甲は、前項のファイルについて、暗号化処理し、かつ、電磁的記録媒体に記録したうえ、乙に提供する。この場合において、当該電磁的記録媒体は、甲が用意するものとする。

(情報記録媒体の授受及び搬送等)

第4条 家屋台帳の情報を記録した電子的記録媒体(以下この条において「情報記録媒体」という。)の授受は、甲が指定する方法により、日時及び場所を指定して行うものとする。

2 情報記録媒体の搬送は、乙の責任において、乙の職員が行うものとする。

3 乙は、情報記録媒体の搬送中における盗難、紛失、破損(記録内容の破損を含む。第7条第3項において同じ。)及び汚損の防止に努めなければならない。

(被災者情報の提供形態)

第5条 協定第6条の規定により乙が提供する被災者情報の形態は、テキストファイル(CSV形式)と

する。

2 乙は、前項に規定するファイルについて、電磁的記録媒体に記録した上、甲に提供する。この場合において、当該電磁的記録媒体は、乙が用意するものとする。

3 善2項の規定にかかわらず、乙は、災害等の状況による電磁的記録媒体での提供が困難であると認めるときは、甲に協議の上、被災者情報を書面で提供することができる。

(家屋台帳の情報の提供時期)

第6条 協定第10条第1項の規定により甲が乙に対して情報を提供する時期は、おおむね7月とする。ただし、協定締結初年度の提供時期については、甲及び乙が協議して定める。

(被災者情報記録媒体の授受及び搬送等)

第7条 被災者情報を記録した電磁的記録媒体又は書面(以下この条において「被災者情報記録媒体」という。)の授受は、甲及び乙が協議の上、方法、日時及び場所を指定して行うものとする。

2 被災者情報記録媒体の搬送は、甲の責任において、甲の職員が行うものとする。

3 甲は、被災者情報記録媒体の搬送中における盗難、紛失、破損及び汚損の防止に努めなければならない。

附 則

この実施細目は、平成29年12月21日から施行する。

2 震災時におけるり災証明書に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と東京消防庁目黒消防署（以下「乙」という。）とは、相互協力により震災時における火災被害に係るり災証明書の発行及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、震災時における火災被害に係るり災証明書の発行及びその根拠となる火災調査に関する事項を定めることで、被災者の生活再建支援等の業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（連絡会の開催）

第2条 甲と乙とは、地震災害発生後に協議を行い、連携してり災証明書の発行を行うことが必要と認められた場合は、連絡会を開催して次に掲げる項目を定める。

- (1) 被害状況調査開始時期に関すること。
- (2) 被害状況調査体制に関すること。
- (3) 情報の共有に関すること。
- (4) 発行場所に関すること。
- (5) 発行窓口業務に関すること。
- (6) 発行開始時期及び終了時期に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

（被災情報の提供）

第3条 甲は、乙が火災被害に対する被害状況調査を行うために必要があると認められる場合は、乙の求めに応じて、被災者に係る居住及び建物についての情報を提供する。

2 乙は、甲がり災証明書の発行及び被災者台帳（被災者の被害情報や生活再建支援施策の実施状況を管

理する台帳をいう。以下同じ。）の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災被害状況調査結果についての情報を提供する。

3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要があると認められる情報を乙に提供する。

（発行窓口業務）

第4条 乙は、甲が開設するり災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて、火災被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

（情報管理）

第5条 甲及び乙は、第3条の規定により、提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

2 甲及び乙は、提供を受けた情報について、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

（提供情報の目的外利用の禁止）

第6条 乙は、甲から提供を受けた情報を、第3条第1項に規定する業務以外の目的に利用してはならない。

2 甲は、乙から提供を受けた情報を、第3条第2項に規定する業務以外の目的に利用してはならない。

（その他）

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年3月1日

甲 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長

青木英二

乙 目黒区下目黒六丁目1番22号
東京消防庁目黒消防署長

榎本 暁

第5 情報の確保

1 非常通信の運用に関する協定書（目黒消防署）

目黒区（以下「甲」という。）及び東京消防庁目黒消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第2条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第3条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第4条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自

ら受領し持ち帰るものとする。

（非常通信の受付）

第5条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第6条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第7条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第8条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

（疑義の決定方法）

第9条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年4月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区目黒本町二丁目25番13号
東京消防庁目黒消防署
目黒消防署長 須賀澤 茂

2 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

目黒区（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、目黒区の区域内（以下「区内」という。）の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が区民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲及び乙が協力して実施する取組みについて定めることを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乙が、甲の運営する公式ホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営する公式ホームページのキャッシュサイトを乙の提供するインターネットサービス（以下「ヤフーサービス」という。）上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、区内の避難所等の防災に関する情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲が、災害発生時の区内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報等を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲が、区内の避難所等における必要な救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 前項各号に掲げる取組みについては、災害の状況等を考慮に入れ適宜協議を行い、合意したものについて、随時実行するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号の事項が円滑になされ

るよう、相互の窓口となる連絡先および担当者名を相手方に通知するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、合意した取組みを随時実行するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（乙の提携する者への提供、ヤフーサービス以外のインターネットサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用してはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 甲及び乙は本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合は、公表の時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、さらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関する疑義が生じた事項については、甲および乙が協議して解決を図ることとする。

甲及び乙は、本協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成27年9月15日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木 英二

東京都港区赤坂九丁目7番1号
乙 ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂 学

3 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と目黒区（以下「乙」という。）は、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時機）

第2条 情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 目黒区内で重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると甲若しくは乙が判断したとき。
- (2) 目黒区災害対策本部が設置されたとき
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、甲又は乙が情報交換を行うことが必要と判断したとき。

（情報交換の内容）

第3条 情報交換において交換する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般被害（住民の安否、住宅の破損等をいう。）の状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、砂防、都市施設等をいう。）の被害状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と判断した情報

（情報連絡員の派遣）

第4条 第2条各号のいずれかに該当し、乙が甲に情報連絡員の派遣を要請し、又は甲が情報連絡員を派

遣する必要があると判断した場合は、甲が乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し、情報交換を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互の連絡部署及び担当者を明確にし、情報連絡員の派遣に関して事前に調整を行うものとする。

（費用負担）

第5条 情報連絡員の派遣に係る費用並びに活動に必要な機器及び食糧等の費用については、甲が全て負担するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に係る訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日から3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年3月30日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 石川 雄一

乙 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

4 災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、自然災害等が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、通信障害復旧の連携等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲及び乙は、災害時に相互の協力が必要なときは、お互いに協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、支援協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要すると認めるときは、口頭、電話等により協力の要請をすることができる。

3 前項ただし書の場合において、事後速やかに支援協力要請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

（態勢の構築等）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、事業に支障のない範囲において協力態勢を構築し、甲の指示に基づく対応を行うよう努めるものとする。

2 乙は、対応可能な協力の内容について、協力可能事項等措置状況報告書（別記第2号様式）により甲に連絡する。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を情報連絡員として相互に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第5条 甲及び乙は、災害時に次の各号に掲げる情報の提供を相互に行うものとする。

(1) 甲は乙に対し、優先的な復旧を希望する区の重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等をいう。）リストを、更新の都度随時提供すること。

(2) 甲は、住民が避難している地域及び避難所の情報を乙に対し提供すること。

(3) 乙は、通信障害の発生状況や復旧見込等に関連する情報を甲に対し提供すること。

(4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況を共有すること。

（災害時の相互協力）

第6条 甲及び乙は、災害時に次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

(1) 甲及び乙が所有する施設や通信障害の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施

(2) 甲及び乙が所有する施設、駐車場等の利用

(3) 住民への通信障害等の周知のため、甲の広報手段の利用

(4) 通信復旧に関わる罹災状況確認のため、無人航空機（ドローン）等で撮影した映像の利用

（平時の相互協力）

第7条 甲及び乙は、平時においても次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

(1) 甲及び乙が実施する防災訓練等への参加及び視察

(2) 防災対策に関わる最新の技術動向等に関する意見交換及び提案

（実施細目の締結）

第8条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に実施細目等により定めるものとする。

（費用の負担）

第9条 本協定に係る費用の負担は、細目協定に定めのない限り、原則として双方において発生しないものとする。ただし、甲及び乙が必要と認めた場合は、この限りではない。

（費用の請求）

第10条 前条ただし書の規定により費用が発生した場合は、乙は、細目協定に規定する支援協力の完了後、甲の確認をもって、甲に請求するものとする。

2 乙は、前項の規定により請求する場合は、自己の名義をもって費用請求書により、請求するものとする。

（費用の支払）

第11条 甲は、前条の規定による請求があったときは、内容を審査し、適正と認める場合は、速やかにその費用を支払うものとする。

（情報の提供）

第12条 甲及び乙は、平時から本協定が円滑に運用されるよう、あらかじめ次の情報を提供し、災害時に備えるものとする。

(1) 甲の災害対応拠点一覧

(2) 乙の災害対応拠点一覧

2 前項各号に掲げる情報に変更があった場合は、速やかに相手方へ連絡するものとする。

（秘密の保持）

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た個人情報を含む秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

（連絡責任者）

第14条 甲及び乙は、支援協力を速やかに遂行するため、本協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者等名簿（別記第3号様式）を相互に提出するものとし、連絡責任者に変更が生じた際は、速やかに相手方へ報告するものとする。

（有効期間）

第15条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第16条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年9月12日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都中央区銀座八丁目2番7号
東日本電信電話株式会社
東京南支店長 米沢 忠大

災害時等における情報連絡員の派遣に関する細目協定書

目黒区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和6年9月12日に締結した「災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定」（以下「原協定」という。）に基づき、災害時等における情報連絡員の派遣に関し、甲乙間において次のとおり細目協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、目黒区地域防災計画等に基づき、災害時の相互協力の一環として、甲及び乙が災害時の緊急対応を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（情報連絡員の派遣内容）

第2条 甲及び乙は、通信環境の復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、災害時の連携を図るため、甲乙協議の上、甲又は乙の職員をそれぞれが指定する場所に派遣し、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図る態勢を確立する。

2 情報連絡員の派遣を行う場合は、甲及び乙は速やかに情報連絡員を手配し、それぞれ情報連絡員の受入れに必要な執務スペース、休憩場所等の準備をする。

3 情報連絡員の派遣を行わない場合は、原協定第14条に定める連絡責任者を通じて、情報の共有及び要請を行う。

4 情報連絡員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

（情報連絡員の役割）

第3条 情報連絡員は、必要に応じて、甲及び乙がそれぞれ開催する災害対策本部会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携及び要請窓口としての役割を担う。

2 甲及び乙が情報連絡員を通じて共有する主な情報は、次の各号に定めるところによる。

(1) 甲が乙に提供する情報は次のとおりとする。

ア 交通機関、道路等状況、避難所情報、孤立情

報、ライフライン状況、建物被害等

イ 被災者（住民）の通信関連の状況

ウ 停電、復電状況等の情報

エ 携帯電話事業者のサービス状況

オ 自治体等の重要施設の通信状況

カ 移動電源車、可搬型発電機等の余剰機材に関する情報

(2) 乙が甲に提供する情報は次のとおりとする。

ア 通信支障有無等情報、設備被災状況

イ 通信支障見込み情報

ウ 被災者支援状況

エ 提供可能なICT環境

オ 故障受付案内

カ 無人航空機（ドローン）等で撮影した映像提供

3 情報連絡員は、第1項に定める役割以外については、甲乙協議の上支障にならない範囲で実施するものとする。

（携行品等）

第4条 前条の役割を遂行するために必要な物資、食料等については、情報連絡員が持参するものとするが、受け入れ側の甲又は乙が必要と認める場合は、受け入れ側の甲又は乙が有するコピー機、ファックス等の什器、電源等の借用ができるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 第本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年9月12日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都中央区銀座八丁目2番7号
東日本電信電話株式会社
東京南支店長 米沢 忠大

災害時等における通信障害時の緊急対応に関する細目協定書

目黒区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和6年9月12日に締結した「災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定」（以下「原協定」という。）に基づき、災害時等における通信障害時の緊急対応に関し、甲乙間において次のとおり細目協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、目黒区地域防災計画等に基づき、災害時の相互協力の一環として、甲及び乙が災害時の緊急対応を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急対応に必要な機器の提供内容）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、甲が指定する引渡し場所に緊急対応に必要な機器の資機材等（以下「資機材等」という。）を配送するものとする。ただし、乙による配送が困難な場合は、甲の職員等が配送するものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき、甲が指定する場所において資機材等を甲に引渡すものとする。この場合において、事前に配送時間及び配送数量等を甲乙双方確認するものとし、引渡し場所においても、甲（甲の指定する者を含む。この項において同じ。）乙双方が品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。

3 第1項に規定する資機材等の配送場所は、甲及び乙が事前に協議の上定める場所とする。ただし、当該配送場所は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

（1）トラックによる資機材等の積み降ろしが可能

な場所であること。

（2）前号のほか、資機材等の配送に当たり乙が適当であると判断した場所であること。

4 第2項の規定により定めた引渡し場所における資機材等の引渡しが、交通途絶その他のやむを得ない事情により困難であると甲又は乙が判断した場合は、資機材等の引渡し場所は、甲乙の協議により指定した場所とする。

（協力業務の内容）

第3条 乙は、被災状況を鑑み、次の各号に掲げるサービスを避難所等に提供するものとする。

- （1）衛星を利用した電話サービス
- （2）無線機器を利用した電話サービス
- （3）非常用可搬型加入者線収容装置による電話サービス
- （4）応急復旧光ケーブルによる通信環境
- （5）無線装置によるWi-Fiでのインターネット環境
- （6）無人航空機（ドローン）等を利用した映像サービス

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年9月12日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都中央区銀座八丁目2番7号
東日本電信電話株式会社
東京南支店長 米沢 忠大

災害時等における啓開作業の相互協力に関する細目協定書

目黒区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和6年9月12日に締結した「災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定」（以下「原協定」という。）に基づき、災害時等における啓開作業に関し、甲乙間において次のとおり細目協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、目黒区地域防災計画等に基づき、災害時の相互協力の一環として、甲及び乙が災害時の緊急対応を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（対象区域）

第2条 本協定の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、啓開作業に必要と判断された場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第44条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲及び乙が協議の上必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第3条 本協定の対象となる作業は、甲乙が前条に定める区域において行う以下の各号の作業とする。

- (1) 甲が行う啓開作業
- (2) 乙が行う復旧作業の支障となる樹木及び土砂等の障害物等の除去作業
- (3) 道路啓開に必要な乙が行う電柱・通信線等の通信設備の除去作業

（道路区域における作業の実施）

第4条 前条に規定する対象作業を行うに当たり、甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業

務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

2 甲は、迅速な啓開作業に支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり電柱・通信線等の通信設備の障害物の除去作業を実施することができる。

3 前項に規定する作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

（費用の負担）

第5条 前条の規定に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添「災害時における障害物の除去等に係る通信復旧作業・啓開作業の費用負担」に基づき、甲乙協議の上、都度定めるものとする。

2 費用は、災害発生時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（実施責任）

第6条 関係機関への周知、第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 作業に伴い発生した事故及び災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年9月12日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都中央区銀座八丁目2番7号
東日本電信電話株式会社
東京南支店長 米沢 忠大

目黒区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、令和6年9月12日に締結した「災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定」（以下「原協定」という。）に基づき、災害時等における特設公衆電話の設置、利用等に関し、甲乙間において次のとおり細目協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、目黒区地域防災計画等に基づき、災害時の相互協力の一環として、甲及び乙が災害時の緊急対応を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（特設公衆電話の利用）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、特設公衆電話の利用開始の判断を行う。

2 乙が特設公衆電話の利用開始を決定した場合において、甲は、特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、特設公衆電話の利用を開始することができるものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話の利用を開始した際の、特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所、地番及び建物名をいう。以下同じ。）、設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）を連絡責任者に通知するものとする。

4 第1項及び前項において特設公衆電話を開設した場合、甲は利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（情設置場所及び設置箇所の決定）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所及び電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

3 前2項の規定により決定した設置場所等情報は、甲乙双方が保管するものとする。

（移転、廃止等）

第4条 甲は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等が行われ、又は新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面により報告しなければならない。

2 設置箇所の移動に係る費用については、甲の費用負担で行うものとする。

（特設公衆電話に関する設備の配備及び費用負担）

第5条 前2条にかかわる特設公衆電話の配備に必要な設備のうち、配管、引込み柱、端子盤、電話機等の通信機器等は、甲の費用負担で設置するものとする。屋内配線（モジュラージャックを含む。）等の電話回線等は、乙の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時において、特設公衆電話が

即座に利用可能な状態となるよう、電話機等を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（利用の終了）

第6条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。この場合において、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が利用終了を通知する前に、特設公衆電話を設置する避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去するものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話を撤去した設置場所等情報を原協定に定める連絡責任者に通知するものとする。

（設置場所の公開）

第7条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）

第8条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙「特設公衆電話定期試験項目」に定める試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第9条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

（平時の取組み）

第10条 乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努める。

2 前項の防災訓練等にかかる費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における特設公衆電話の有効性について、平時において広報活動に努める。

（目的外利用の禁止）

第11条 甲は、第2条に規定する特設公衆電話の利用及び第8条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的な検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年9月12日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都中央区銀座八丁目2番7号
東日本電信電話株式会社
東京南支店長 米沢 忠大

別記

第1号様式（第2条関係）

第 年 月 日
号 日

様

目黒区長

支 援 協 力 要 請 書

災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

記

要 請 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 担 当 者	
担 当 者 連 絡 先	
要 請 内 容	
要 請 理 由	
履 行 場 所	
履 行 希 望 日 時	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
備 考	

第 号
年 月 日

目黒区長宛て

協力可能事項等措置状況報告書

災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定に基づき、下記のとおり報告します。

記

番 号	
日 時	年 月 日 () 時 分
対 応 内 容	
履 行 場 所	
履 行 日 時	年 月 日 時～ 年 月 日 時
担 当 者	
担当者連絡先	
備 考	

連絡責任者等名簿

年 月 日現在

【目黒区】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副責任者
所属・役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

【NTT 東日本 東京南支店】

1 連絡責任者等

	連絡責任者	副責任者
所属・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先
所属・氏名		
電話番号		
携帯番号		
FAX番号		

5 災害時における無人航空機（ドローン）を活用した支援協力に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と株式会社ハミングバード（以下「乙」という。）は、災害時における乙が実施する無人航空機（以下「ドローン」という。）を活用した支援協力に関し、甲乙間において次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、目黒区地域防災計画等に基づき甲が行う災害応急対策活動及び災害復旧活動（以下「災害対応」という。）を行うことについて、災害時の民間協力の一環として、乙が実施するドローンによる情報収集等に関し必要な事項を定める。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、乙の支援協力が必要であると認められた場合には、乙に対し、支援協力要請書（別記第1号様式）により支援協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の他の手段により要請することができるものとし、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（態勢の構築等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の事業に支障のない範囲において協力態勢を構築し、甲の指示に基づく対応を行うよう努めるものとする。

（協力業務の内容）

第4条 乙は、次の内容について協力する。
（1）ドローンにより目黒区内の被災状況の情報収集、調査及び搜索活動を行うこと。
（2）ドローンにより撮影した情報を甲又は甲が指定する防災行政機関等に提供すること。
（3）前2号に掲げるもののほか、甲乙の協議により定めた事項に関するものとする。

（連絡体制）

第5条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、連絡体制を確立するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第4条に規定する協力業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、第4条に規定する協力業務を終了し、甲の確認を受けた後において、前条の費用を甲に請

求するものとする。

2 乙は、前項の規定により請求する場合は、自己の名義又は乙が指定する第三者の名義をもって費用請求書により、請求するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定による請求があったときは、内容を審査し、適正と認める場合は、速やかにその費用を支払うものとする。

（映像等を提供する際の媒体物の所有権等）

第9条 乙が本協定に基づき実施した協力業務において撮影した映像等（以下「映像等」という。）を甲に提供したときは、当該映像等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に移転するものとする。

2 乙は、映像等に係る著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権を、甲又は甲が指定する第三者に対して行使しないものとする。

（平時の協力）

第10条 甲及び乙は、平時から各々が実施する防災訓練等について相互に情報提供を行うものとする。

（損害の負担）

第11条 本活動の実施に伴い、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲乙にて協議し誠意をもって対処するものとする。

（秘密の保持）

第12条 乙は、本協定に関して知り得た甲の業務上の秘密及びデータを外部に漏らしてはならない。本協定が終了した後においても同様とする。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲乙のいずれからも本協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間はさらに1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年11月17日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都港区赤坂二丁目23番1号
株式会社ハミングバード
代表取締役 鈴木 伸彦

第6 輸送の確保

1 災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と目黒建設業防災連合会（以下「乙」という。）は、災害時における道路障害物の除去等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に道路障害物除去等を必要とする災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、目黒区地域防災計画に基づく道路確保の一環として、区内建設業者等の協力を得て、応急対策活動に要する道路の確保を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲の要請に基づき乙が行う協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害工作隊の出勤
- (2) 応急措置に必要な建設資機材の提供

2 前項第1号の災害工作隊の業務は、障害物の除去及び道路の損壊箇所に対する応急措置（以下「応急活動」という。）とする。

3 前項第2号の建設資機材には、応急活動に必要な重機を含むものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要となった場合は、日時、場所、業務内容及びその他必要事項を明らかにして乙に要請するものとする。

2 前項の要請は、道路障害物除去等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙に要請するいとまがないときは、直接乙の組合員に口頭で要請することができる。

4 前項の規定により直接乙の組合員に口頭で要請した場合は、その後速やかに乙に文書を交付するものとする。

5 乙に対する甲の要請手続は、目黒区災害対策本部条例施行規則（昭和38年9月目黒区規則第22号）に定める災対都市整備部の部長（以下「部長」という。）が担当する。

（応急活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、特別な事由がない限り、協定の内容に従い、応急活動を実施するものとする。

2 乙は応急活動を実施するため出勤したときは、速

やかに出勤報告書（第2号様式）を部長に提出するものとする。

（指示）

第5条 乙への指示及び連絡調整は、甲が指定する職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（応急活動の報告）

第6条 乙は、応急活動が終了したときは、速やかに応急活動終了報告書（第3号様式）を部長に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が応急活動を実施した場合に要する次の経費については、甲が負担する。

- (1) 災害工作隊の出勤に要する経費
- (2) 建設資機材の提供に要する経費

（請求及び支払）

第8条 乙は、応急活動終了後、前条に定める経費を道路障害物除去等に係る請求書（第4号様式）により、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請により、乙が行った応急活動実施中において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月目黒区条例13号）の規定に基づき、又は準じて、損害を補償するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和3年5月13日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木英二 印

乙 東京都目黒区東が丘1丁目1番3号
目黒建設業防災連合会
会長 加藤公章 印

別記

(第1号様式)

道路障害物除去等要請書

年 月 日

目黒建設業防災連合会

会長

様

目黒区長

印

「災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定」第3条に基づき、障害物除去等について下記のとおり要請します。

記

1 日時 年 月 日 時から
 年 月 日 時

2 場所

3 業務内容

4 人員

5 資機材

6 その他

出動報告書

年 月 日

目黒区災害対策本部
災対都市整備部長 あて

目黒建設業防災連合会
会長 印

「災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定」第4条に定める
応急活動実施のため、出動したので報告します。

記

- 1 出動日時 年 月 日 時 分
- 2 出動場所
- 3 出動人員
- 4 現場責任者
- 5 災害状況
- 6 その他

応急活動終了報告書

年 月 日

目黒区災害対策本部
災対都市整備部長 あて

目黒建設業防災連合会
会長 印

「災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定」に基づく応急活動が終了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 応急活動終了日時 年 月 日 時 分
- 2 場所
- 3 現場責任者
- 4 応急活動終了状況
- 5 応急活動内訳
別紙内訳書のとおり
- 6 その他

(第4号様式)

道路障害物除去等に係る請求書

年 月 日

目黒区長 あて

目黒建設業防災連合会
会長

印

「災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定」第8条に基づき、応急活動実施に要した経費について下記のとおり請求します。

記

金 円也

内 訳

別添のとおり。

2 災害時における障害物除去等応急措置に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と東京都自動車整備振興会新品川支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合の災害応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき、道路啓開等の災害応急対策活動を実施するにあたり、乙の協力を得るために必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生したとき、または発生する恐れがある場合、乙に対し、災害の状況に応じて業務内容、日時及び場所を指定して業務への協力を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による協力を要請するときは、書面により行うものとする。ただし、書面による要請の時間がない場合は、口頭により要請し、後日、書面により要請するものとする。

3 甲と乙との間で連絡が取れない場合で、乙が緊急に災害対策活動に関する協力の必要があると判断したときは、前項の規定による甲からの要請があったものとみなす。

（協力業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り、次の業務に協力するものとする。

- (1) 緊急車両等の通行の妨げとなる放置車両等の移動
- (2) 災害対策業務に従事する車両および資器材の優先整備
- (3) 前2号の業務に必要な資器材、部品等および労務の提供
- (4) その他甲が特に必要と認めた指示事項

（報告）

第4条 乙は、前条に規定する業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の請求および支払）

第5条 乙は、業務終了後、当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 甲は、乙の第3条に規定する業務の実施に伴い、第三者に損害を与えたときは、当該第三者に対し、その賠償の責を負うものとする。ただし、乙に故意または明らかな過失があった場合には、この限りではない。

2 甲は、その責に帰する理由により使用中の資器材を損傷し、または滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲は、本協定に基づき、乙の従業者が応急処置の業務に従事したことにより負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した者に対しては、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（平成18年12月目黒区条例第51号）に基づき、その損害を補償する。

（防災訓練）

第8条 乙は、甲からの要請があったときは、甲の実施する防災訓練に参加し、協力するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年6月26日

(甲) 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

区長

青木 英二

(乙) 東京都品川区南品川二丁目3番8号

東京都自動車整備振興会新品川支部

代表者 新品川支部長 植松 好一郎

3 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定

災害時における食料等の緊急輸送の確保に関し、東京都目黒区（以下「甲」という。）と東京都トラック協会目黒支部（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、区内に緊急輸送を必要とする災害が発生した場合、または、発生するおそれがある場合に東京都トラック協会目黒支部の積極的な協力を得ることにより、応急物資等を迅速に輸送し、区民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、災害時における甲の緊急車両の供給要請に対し、積極的に協力するものとする。

前項の協力の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資および応急資器材の輸送
- (2) 飲料水の輸送
- (3) 区民・職員等の輸送
- (4) 道路・区公共施設等の障害物、その他の物の輸送

（要請手続）

第3条 甲は、災害が発生し、緊急車両を調達する必要がある場合に乙に対して緊急車両の供給を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、東京都目黒区災害対策本部条例施行規則に準じて総務部長が担当する。

3 甲は、乙に供給要請する場合は、車種、台数、日時、場所、その他必要事項を指示するものとする。

（活動業務）

第4条 緊急輸送の業務は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資等の保管場所から目的地までの輸送
- (2) 待機場所から目的地までの輸送
- (3) その他、輸送を必要とする場所から指定する場所の輸送

（実費弁償）

第5条 甲の要請に基づき、乙が緊急輸送を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

（請求および支払）

第6条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ、すみやかに支払うものとする。

（協力店の表示）

第7条 甲は、乙に対して、乙が支部員の承諾を得て、各店舗に甲が作成した「目黒区災害時緊急輸送協力店」の看板を掲示するよう要請することができる。

（災害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙の支部員がこの協定による活動に従事したことにより、負傷し、もしくは病気にかかり、または死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月東京都目黒区条例第13号）の規定に基づき、または、この条例の規定に準じて、これを補償するものとする。

（細目）

第9条 この協定の実施に関する必要事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、または、この協定の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

（付則）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和61年5月29日

甲 東京都目黒区
（代表者）東京都目黒区長
塚本 俊雄

乙 東京都トラック協会目黒支部
（代表者）支部長
三橋 太良

緊急輸送要請書

年 月 日

東京都トラック協会目黒支部
支部長 様

目黒区長 印

「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」第3条に基づき、緊急輸送について下記のとおり要請します。

記

- 1 日時 年 月 日 時から
 年 月 日 時
- 2 場所
- 3 業務内容
- 4 車両台数
- 5 その他

出動報告書

年 月 日

目黒区長

あて

東京都トラック協会目黒支部

支部長

印

「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」第4条に定める応急活動実施のため、出動したので報告します。

記

- 1 出動日時 年 月 日 時 分
- 2 出動場所
- 3 出動台数
- 4 出動内容
- 5 その他

活動業務終了報告書

年 月 日

目黒区長

あて

東京都トラック協会目黒支部

支部長

印

「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」に基づく緊急輸送が終了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 応急活動終了日時 年 月 日 時 分
- 2 場所
- 3 終了状況
- 4 緊急輸送内訳
- 5 その他

緊急輸送にかかる請求書

年 月 日

目黒区長

あて

東京都トラック協会目黒支部
支部長 印

「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」第6条に基づき、緊急輸送実施に要した経費について下記のとおり請求します。

記

金 円也

内 訳

別添のとおり。

災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定細目

「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」(以下「協定」という。)第9条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

(要請手続)

第1条 協定第3条に定める甲の要請は、緊急輸送要請書(別記第1号様式)により、乙に対しておこなうものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の支部員に口頭で要請することができる。

3 前項に基づき直接乙の支部員に要請した場合は、後日文書をもって乙に報告するものとする。

(応急活動の実施)

第2条 乙は協定第4条に定める活動業務を実施したときは、すみやかに、活動内容を東京都目黒区災害対策本部条例施行規則に定める総務部長(以下「部長」という。)に出動報告書(別記第2号様式)により報告しなければならない。

(応急活動終了報告)

第3条 乙は、前条の活動業務を終了したときは、活動業務終了報告書(別記第3号様式)により、すみやかに、部長に報告しなければならない。

(実費弁償)

第4条 協定第5条に基づく実費の弁償は、次のとおりとする。

(1) 借上料

乙が定める通常の価格とする。

(2) 価格表の提出

(1)の価格について、乙は甲に対して価格表を提出するものとする。

(3) 価格の変更

乙は、価格を変更したときは、すみやかに甲に変更した価格表を提出するものとする。

(請求手続)

第5条 協定第6条に定める請求は、緊急輸送にかかる請求書(別記第4号様式)により請求するものとする。

4 災害時における軽自動車緊急輸送業務の供給に関する協定

災害時における応急対策業務に必要な軽自動車による物資輸送の協力に関し、目黒区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、目黒区地域防災計画に基づき甲が行う物資の輸送業務に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に輸送業務の協力が必要となったときは、乙に対し、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部災害対策協力隊（以下「協力隊」という。）の出動及び車両の供給を要請することができる。

（協力隊の出動等）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、直ちに協力隊を編成し、甲が指定した場所に出動するとともに、特別の理由がない限り車両を供給するものとする。

2 乙は、供給した車両が故障その他の理由により運行を継続できなくなったときは、速やかに当該車両を交換して、その供給を継続しなければならない。

3 甲は、出動した協力隊を指揮するものとする。

4 乙は、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、甲の要請を待たずに出動することができる。

（応急活動業務）

第4条 甲の要請により出動した協力隊は、次の業務を行う。

（1）応急救援物資等の輸送に関すること。

（2）その他甲が必要と認める応急対策業務に関すること。

（資料提供及び報告）

第5条 甲は、乙に対して、備蓄倉庫の所在、啓開道路等の緊急物資輸送に必要な防災関係資料を提供するものとする。

2 乙は、甲に対して毎年4月末日までに緊急連絡時に使用するため、組合員名簿及び車両台数等を報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が第4条に規定する業務の実施に要

した経費を負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生の直前における乙の定める金額を基準として、甲乙協議の上算定するものとする。

（請求）

第7条 乙は、第4条に規定する業務の終了後、甲の確認を受け、前条の経費を甲に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

（損害賠償）

第9条 乙は、第4条に規定する業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき理由により車両の使用者若しくは同乗者に損害が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、甲に対し速やかにその状況を報告し、その賠償の責めを負うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により使用中の車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償するものとする。

（従事者の損害賠償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が行う第4条に規定する業務の従事中において、当該業務に従事する者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月目黒区条例第13号）の規定に基づき、又は準じて、損害を補償するものとする。

（細目）

第11条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）

第12条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びに疑義が生じた事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

（付則）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有する。

上記協定締結の証として、本協定書二通を作成し、甲乙記名押印の上各一通を保有する。

平成18年2月13日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二 印

乙 東京都港区港南五丁目4番38号
松岡品川埠頭ビル1F
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部
支部長 田中 良典 印

5 災害時における物資輸送等に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送

- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の提供

（協力要請の手続き）

第3条 前条第1項に規定する要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前条第1項に規定する要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速

やかに代替の貨物自動車を手配の上、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任）

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を含め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年1月25日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都大田区羽田旭町11番1号
ヤマト運輸株式会社
南東京主管支店長 高松 徹

6 災害時における車両提供の協力に関する協定書

災害時における車両の提供に関し、目黒区(以下「甲」という。)と日進レンタカー株式会社(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、目黒区内又はその周辺で災害が発生し、又は発生のおそれのある場合(以下「災害時」という。)において、甲が保有する車両のみでは十分な緊急輸送業務を実施することができないときに、乙の協力により車両を確保し、もって円滑な緊急輸送業務を実施することを目的とする。

(提供要請)

第2条 甲は、災害時においてこの協定に基づく車両が必要なときは、乙に対して、車両提供要請書(第1号様式)により車両の提供を要請するものとする。ただし、文書により要請する時間的余裕がないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別の事由がない限り保有する車両を提供するものとする。

(費用負担)

第4条 この協定により、乙が車両の提供に要した次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 乙が提供した車両の貸与に係る費用
- (2) ガソリン代その他甲が負担すべき費用

2 前項第1号に掲げる費用は、乙が提供する車両に係る災害発生直前におけるレンタル料金を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の請求)

第5条 甲は、緊急輸送業務の終了後、速やかに乙に車両を返却し、乙は、甲に対し前条第1項に規定する費用を請求する。

2 甲は、前項の規定による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

(賠償)

第6条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、この協定に基づき提供された車両に損害を与え、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は、第2条の規定による手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿(第2号様式)を作成し、相互に通知するものとする。

2 前項に規定する通知は、協定の締結の日から30日以内に行い、名簿の内容に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(締結期間及び更新)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了1月前までに、甲又は乙のいずれかからもこの協定を解除し、又は変更する意思表示がないときは、この協定の期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和3年3月24日

- 甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長
- 乙 東京都目黒区下目黒二丁目19番8号
日進レンタカー株式会社
代表取締役社長

7 災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と、社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における霊柩自動車等による輸送の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における霊柩自動車等による遺体の搬送のための応急救助（以下「輸送」という。）の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において遺体の搬送のための車両を必要とするときは、乙に対して輸送の協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に輸送の協力を要請する場合には、次に掲げる事項を口頭で通知するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式による書面を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び連絡担当者の氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両台数
- (4) 履行の期日及び場所
- (5) その他必要な事項

（参集）

第4条 乙の協会員は、甲の要請があったときは、実施細目で定める参集場所へ参集するものとする。

（従事する業務）

第5条 乙の協会員は、職員の指示に従い、斎場等への遺体の搬送業務に従事するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭で通知するものとし、事後、実施細目で定める様式による書面を甲に提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第7条 輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における関東運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙協議の上算定するものとする。

（経費の請求）

第8条 乙は、甲の要請事項に係る協会員の輸送の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払）

平成18年2月13日

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときには、乙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（遺族等への請求）

第10条 乙は、遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超えて業務を行った場合は、当該業務に係る経費は、乙が当該業務の要請を行った遺族等に請求するものとする。

（支援体制の整備）

第11条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力ができるように、関東各支部のほか、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部防災課長とし、乙にあっては東京都支部長とする。

（災害時の情報提供）

第13条 乙は、輸送活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

（職員の同乗等）

第14条 甲は、必要に応じ、乙の輸送車両に職員を同乗させることができる。

2 乙は、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲に職員の同乗を要請することができる。

（従事者の損害補償）

第15条 甲の要請に基づき、乙が行なう第5条に規定する業務の従事中において、当該業務に従事する者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月目黒区条例第13号）の規定に基づき、又は準じて、損害を補償するものとする。

（協定実施の円滑化）

第16条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、参集場所等の重要な事項に変更があったときは、その都度乙に通知するとともに、実施方法等について定期的に協議するものとする。

（実施細目）

第17条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上実施細目で定める。

（有効期間）

第18条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

甲

目黒区
目黒区長 青木英二

乙

東京都新宿区四谷三丁目2番地
社団法人全国霊柩自動車協会
会長 一柳 鏝

第7 医療救護・衛生活動関係

1 災害時の医療救護活動に関する特別区防災課長会その他関係機関の確認事項

東京都特別区防災課長会、同衛生主管課長会、東京都総務局災害対策部企画課、同衛生局医務部救急災害医療対策室及び東京消防庁救急部救急管理課は、災害時の医療救護活動の適切な実施を図るため、以下の事項について協議確認した。

- 1 各特別区と当該地区医師会との間に締結されている「災害時の医療救護活動についての協定書」を適用する場合の「災害」は、災害対策基本法第2条に定める「災害」をいい、この中には航空機墜落、列車転覆、地下街爆発などの事故発生原因者がいる大規模事故も含むものであること。
- 2 各特別区は、東京消防庁等からの災害通報に備え、連絡体制を確立するとともに、区長は医療救護班の

出動の可否を直ちに決定するものとする。

なお、特別区長が口頭又は電話で医師会に対し、医療救護班の出動を要請した場合には、事後文書をもって送達するものとする。

- 3 東京消防庁等は、特別区に対して通報後、速やかに災害現場の諸状況を地区医師会長に連絡するものとする。
- 4 災害救助法の適用を受けない災害発生時において、特別区が実施した医療救護活動に要した経費の財源については、そのつど当該特別区と東京都とが協議するものとする。

昭和58年7月1日

2 災害時の医療救護活動についての協定書

目黒区を「甲」とし、社団法人目黒区医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、目黒区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、毎年度災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 医師 | } 人員については、甲乙協議の上決定する。 |
| (2) 看護師 | |
| (3) その他補助事務 | |

(医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の医療救護班は、甲が設置する医療救護所及び地域避難所等において医療救護活動を実施するものとする。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置
- (2) 医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- (4) 死亡の確認

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。ただし、状況に応じて乙は備蓄する医薬品も使用の対象とする。

2 医療救護所において必要とする給食及び給水は、

甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療機関における医療救護)

第9条 医療救護所または避難所等において医療機関での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は東京都が指定する災害拠点病院及び災害拠点連携病院に対しその受入を要請することができる。

(医療費)

第10条 医療救護所における医療費は、災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)等国の指示によるものとする。また、乙が備蓄する医薬品の使用については、甲はその実費を支弁する。

(合同訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに当該訓練の一般参加中傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成・派遣に伴うもの
 - ア 医療救護班の編成・派遣に要する経費
 - イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
 - ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(目黒区連絡調整会議の設置)

第13条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する目黒区連絡調整会議を設置するものとする。

(細目)

第14条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第15条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成25年3月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番5号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都目黒区鷹番二丁目6番7号
社団法人目黒区医師会
会長 伊藤 圭史

災害時の医療救護活動実施細目

平成 25 年 3 月 1 日付をもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」(以下「協定書」という。)第 14 条に基づく細目は次のとおりとする。

(医療救護班の緊急活動)

第 1 条 乙は、災害状況により緊急を要すると判断した場合は、協定書第 2 条第 1 項の定めによる甲からの要請をまたずに医療救護活動を実施し、初動後直ちに甲に報告するものとする。

2 前項の定めによる報告があったものについては、医療救護の初動期において甲の要請があったものとみなす。

3 医療救護班は、原則として甲が別に定める医療救護所に備える医薬品・医療資器材等を使用するものとする。

(医療救護所設置の特例)

第 2 条 甲は、災害状況により必要を認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に医療救護所を設置する。

(費用弁償等)

第 3 条 前条により医療救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷については、甲が負担する。

(費用弁償等の請求・報告)

第 4 条 協定書第 12 条及び前条の定めによる費用弁償等の請求・報告については、医療救護活動終了後すみやかに乙が一括して次により甲に請求・報告するものとする。

(1) 医療救護派遣に係る費用弁償は、費用弁償等請

求書(様式 1)に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告・医療救護班員名簿(様式 1-1)及び医療救護班診療記録(様式 1-2)を添えて請求するものとする。

(2) 医療救護班が遂行した医薬品・衛生材料等を使用した場合の実費弁償は、前(1)による様式 1 に薬品・衛生材料使用報告書(様式 2)を添えて請求するものとする。

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、事故報告書(様式 3)に事故傷病者概要(様式 3-1)を添えて報告するものとする。

(4) 甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会(三者協)の定めによる。

(5) 医療救護所を設置した医療施設において医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費弁償は前(1)による様式 1 に物件損傷等報告書(様式 4)を添えて請求するものとする。

(6) その他医療救護活動のために必要となる様式等については、災害救助法施行細則(昭和 38 年東京都規則第 136 号)で定める様式を準用するものとする。

(費用弁償等の支払)

第 5 条 甲は、前条により請求・報告された実費弁償請求書等の内容を調査し適当と認めるときは、協定書第 12 条第 2 項による基準により算定した額をすみやかに乙に支払うものとする。

費用弁償等請求書

年 月 日から同 年 月 日までにおける（災害・訓練）
時医療救護活動に係る費用弁償等を、下記のとおり請求します。

記

金

円也

	職 種	延人員数	単 価	金 額	備 考
医療救護班 実費弁償					延 班 詳細は別紙の とおり
小計					
薬品・衛生材料 実費弁償					詳細は別紙の とおり
施設・設備 実費弁償					
計					

年 月 日

印

目黒区長 あて

医療救護班活動報告・医療救護班員名簿

地区 ブロック 名	所属医療 機関責任 者名	氏名	職種	救護 活動 場所	救護 活動 期間	救護実績				計
						死亡	重症	中等症	軽症	
					月 日 時 分 から 月 日 時 分 まで					
計										

医療救護班診療記録

地区 ブロック 名	所属医療 機関 所療責任 者名	番号	氏名	性別	年齢	住所	傷病名	程度	処置 概要	備考
				男 女				重 中 軽		

(注) 備考欄には、死亡又は転送先等を記入のこと。

事故報告書

年 月 日から同 年 月 日までにおける（災害・訓練）
時医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

印

目黒区長 あて

事故傷病者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種		所属医療機関・団体名					
傷病名		程度	重症・中等症・軽症		転帰		
外来・入院(月日)		診療(入院)医療機関名					
受傷(発病)日時							
受傷(発病)場所							
受傷(発病)時の状況							

物件損傷報告書

医療施設名 及び所在地	物件名	損傷の 種 類	損傷の 程 度	数量	単価	金額	備考
計							

- (注) 1 医療施設ごとに記入のこと。
 2 物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入のこと。
 3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入のこと。
 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能と具体的に記入のこと。

3 災害時の歯科医療救護活動についての協定書

目黒区を「甲」とし、社団法人東京都目黒区歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、目黒区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、毎年度災害医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 歯科医師 | } 甲が要請する人員とする。 |
| (2) 歯科衛生士 | |
| (3) その他の補助事務 | |

(歯科医療救護班の活動場所)

第4条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が設置する医療救護所及び地域避難所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽症患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(指揮命令)

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医療品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 医療救護所等における医療費は、災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)等国の指示によるものとする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの
ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
イ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護班活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合。

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の際に要する第1号に掲げる経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(目黒区連絡調整会議への参画)

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する目黒区連絡調整会議へ参画するものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、その1通を保有する。

平成25年3月1日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
代表者 目黒区長 青木英二

東京都目黒区中央町二丁目13番11号
乙 社団法人東京都目黒区歯科医師会
代表者 会長 勝俣正之

4 災害時の救護活動についての協定書（目黒区薬剤師会）

災害時の救護活動に関し、目黒区を「甲」とし、目黒区薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、目黒区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導および医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、直ちに、乙の災害医療救護活動組織に基づき薬剤師班を編成し、目黒区医薬品ストックセンター及び医療救護所並びに医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、毎年度災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第4条 薬剤師班は、目黒区医薬品ストックセンター及び医療救護所並びに医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は次のとおりとする。

- (1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 目黒区医薬品ストックセンター及び医療救護所並びに医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（指揮命令）

第6条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第7条 薬剤師班の輸送は原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第8条 薬剤師班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 医療救護所等において薬剤師班が必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）

第9条 医療救護所における調剤費は、災害救助法等国の指示によるものとする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せて担当するものとする。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの
 - ア 薬剤師班の編成、派遣に要する経費
 - イ 薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (2) 合同訓練時における医療救護活動の前（1）に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（目黒区連絡調整会議への参画）

第12条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する目黒区連絡調整会議に参画するものとする。

（細則）

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保管する。

平成25年2月28日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
代表者 目黒区長 青木英二

東京都目黒区鷹番一丁目7番11号クレール鷹番102
乙 目黒区薬剤師会
代表者 会長 中村忍

5 災害時の救護活動についての協定書 (東京都柔道接骨師会目黒支部)

目黒区(以下「甲」という。)と、公益社団法人東京都柔道接骨師会目黒支部(以下「乙」という。)との間において災害時における協力について次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき、甲が行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

(1) 傷病者に対する応急救護〔柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲〕の実施

(2) 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

2 乙が医療救護所において行う応急救護は、原則として医療救護所の医師の指示により実施するものとする。

(協力要請の手続)

第3条 甲は、目黒区地域防災計画に基づき救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、医療救護所等に派遣するものとする。

(費用弁償)

第4条 甲は、乙の協力によって提供された衛生材料等については、その実費を負担するものとする。

(損害補償)

第5条 甲の要請に基づき、乙が行った救護活動に係る従事者の損害補償については、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(平成18年12月目黒区条例51号)の例による。

(防災訓練への参加)

第6条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

(救護計画の策定)

第7条 乙は、本協定で定める救護活動を実施するため、災害救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害救護計画を策定するに当たっては、社団法人目黒区医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月5日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
代表者 目黒区長 青木英二

東京都目黒区碑文谷一丁目12番19号
乙 公益社団法人東京都柔道接骨師会目黒支部
代表者 目黒支部長 喜島成道

6 災害時における防疫活動に関する協定（ペストコントロール協会）

災害時における防疫活動に関し、目黒区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都ペストコントロール協会（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、区内に災害が発生した場合に、甲が行う防疫活動に対し、乙の協力を得ることにより災害時の衛生状態の悪化を防止し、感染症の予防及びまん延防止を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、防疫活動について甲から協力の要請があったときは、積極的に協力するものとする。

2 乙の協力の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 消毒活動
- (2) ねずみ・衛生害虫等の駆除活動
- (3) 上記防疫活動に係る調査・分析・計画等

（要請手続）

第3条 甲は、乙に要請する場合は、日時、場所、業務内容、その他必要事項を指示するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、保健衛生業務を担当する部長（以下「部長」という。）が担当する。

（活動業務）

第4条 乙の業務は、甲の指定する被災地域において、前条により指示のあった作業を行なうこととする。

（費用弁償）

第5条 甲の要請に基づき、乙が防疫活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害等の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（請求および支払）

第6条 乙は、業務終了後、前条に定める経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ、適当と認めるときはすみやかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の協会員がこの協定による活動に従事したことにより、負傷し、もしくは病気にかかり、または死亡した場合の損害補償については、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（平成18年12月目黒区条例第51号）の例による。

（細目）

第8条 この規定の実施に関する必要事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、または、この協定の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

（付則）

第10条 この協定の期間は、締結の日から当該年度末の3月31日までとし、以降は、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前に当事者の一方から協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし以降はこの例によるものとする。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 目黒区
（代表者）目黒区長
青 木 英 二

乙 公益社団法人 東京都ペストコントロール協会
（代表者）会長
玉 田 昭 男

災害時における防疫活動に関する協定細目

「災害時における防疫活動に関する協定」（以下「協定」という。）第8条に基づく細目はつぎのとおりとする。

（要請手続）

第1条 協定第3条に定める甲の要請は、防疫活動要請書（別記第1号様式）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の協会員に口頭で要請することができる。

3 前項の規定に基づき直接乙の協会員に要請した場合は、後日文書をもって乙に報告するものとする。

（防疫活動の実施）

第2条 乙は、協定第4条に定める活動業務を実施したときは、すみやかに、活動内容を保健衛生業務を担当する部長（以下「部長」という。）に出動報告書（別記第2号様式）により報告しなければならない。

（防疫活動終了報告）

第3条 乙は、前条の活動業務を終了したときは、防疫活動終了報告書（別記第3号様式）により、すみやかに、部長に報告しなければならない。

（費用弁償）

第4条 協定第5条に基づく費用の弁償は、次のとおりとする。

- (1) 防疫活動に要する経費

乙が定める発災直前の通常価格とする。

(2) 価格表の提出

前号の価格について、乙は甲に対して価格表を提出するものとする。

(3) 価格の変更

乙は、価格を変更したときは、すみやかに甲に

変更した価格表を提出するものとする。

(請求手続)

第5条 協定第6条に定める請求は、防疫活動に係る請求書（別記第4号様式）により請求するものとする。

防疫活動要請書

年 月 日

公益社団法人
東京都ペストコントロール協会
会長 様

目黒区長 印

「災害時における防疫活動に関する協定」第3条に基づき、防疫活動を、下記のとおり要請します。

記

1 日時 年 月 日 時から
年 月 日 時

2 場所

3 業務内容

4 その他

出動報告書

年 月 日

目黒区長

あて

公益社団法人

東京都ペストコントロール協会

会長

印

「災害時における防疫活動に関する協定」第4条に定める防疫活動実施のため、
出動したので報告します。

記

- 1 出動日時 年 月 日 時 分
- 2 出動場所
- 3 出動人数
- 4 出動内容
- 5 その他

防疫活動終了報告書

年 月 日

目黒区長

あて

公益社団法人
東京都ペストコントロール協会
会長 印

「災害時における防疫活動に関する協定」に基づく防疫活動が終了したので、
下記のとおり報告します。

記

- 1 防疫活動終了日時 年 月 日 時 分
- 2 場所
- 3 現場責任者
- 4 終了状況
- 5 防疫活動内容
別紙内訳書のとおり
- 6 その他

防疫活動に係る請求書

年 月 日

目黒区長

あて

公益社団法人
東京都ペストコントロール協会
会長 印

「災害時における防疫活動に関する協定」第6条に基づき、防疫活動に要した経費について下記のとおり請求します。

記

金 円也

内 訳
別紙のとおり

7 災害時における衛生活動に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合目黒支部（以下「乙」という。）は、災害時における衛生活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における衛生活動に関する協力体制を確立し、区民の安定した生活確保を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲の要請に基づき乙が行う協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における理容の実施
- (2) 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要となった場合は、活動協力要請書（第1号様式）により、その旨を乙に通知するものとする。

ただし、緊急の場合で文書により通知できないときは、口頭で通知し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、特別な事由がない限り、協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 乙は、甲と円滑に連絡を行えるよう担当窓口を設置するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき実施した理容に係る費用は、無料とする。ただし、乙が提供し、又は使用した資器材及び消耗品に係る費用については、甲が負担する。この場合における費用の額は、当該災害が発生した直前の価格に基づき算定するものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請により、乙が行った業務実施中において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または障害の状態となった場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（平成18年12月目黒区条例51号）の規定に基づき、又は準じて、損害を補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成25年3月19日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木英二

乙 東京都目黒区柿の木坂一丁目34番15号
東京都理容生活衛生同業組合
目黒支部長 島田健吾

8 災害時における避難所へのメンテナンス協力に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と目黒メンテナンス事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震等の災害時における避難所のメンテナンス協力（以下「協力」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内で地震等の災害が発生し、住民の避難生活が長期化した場合に甲が設置した避難所（以下「避難所」という。）における乙の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 本協定に基づき乙が実施する協力の内容は、次のとおりとする。

（1）避難所における施設清掃等メンテナンスに関わるもの

（2）避難所における整理整頓の手助け

（3）上記活動に係る調査、分析、計画等

（協力要請）

第3条 甲は、前条に規定する協力（以下「協力」という。）を要請するときは、次に掲げる事項を記載した要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、要請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

（1）協力の期間

（2）協力を実施する場所

（3）協力の内容

（4）その他必要な事項

（協力の実施及び報告）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請があった場合、乙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙は、業務を完了したときは、出勤報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が業務を提供するために要した薬剤等の消耗品（以下「消耗品」という。）に係る費用は、甲の

負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の通常価格を標準として、甲乙協議の上決定する。

（費用の請求及び支払）

第6条 乙は、業務終了後速やかに前条第2項の規定により決定した消耗品の費用を明細書添付の上、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙の請求があった場合は、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに当該損害を賠償するものとする。

（資料提供及び組合員名簿の提出）

第8条 甲は、乙に対して避難所の所在地等の防災関係書類を提出するものとする。

2 乙は、毎年4月に組合員名簿（事業所名、所在地、連絡先及び担当者が記載されたものをいう。）を甲に提出するものとする。

（協定期間）

第9条 この協定期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了日の3か月前までに甲又は乙のいずれかから協定締結終了の申出がない場合は、引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた時は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年4月26日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区中町二丁目44番13号
目黒メンテナンス事業協同組合
理事長 松田 祐二

9 災害時における衛生活動に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と東京都美容生活衛生同業組合目黒支部（以下「乙」という。）は、災害時における衛生活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における衛生活動に関する協力体制を確立し、区民の安定した生活確保を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲の要請に基づき乙が行う協力業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における美容サービス業務の実施
- (2) 美容活動に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙の協力が必要となった場合は、活動協力要請書（第1号様式）により、その旨を乙に通知するものとする。

ただし、緊急の場合で文書により通知できないときは、口頭で通知し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、特別な事由がない限り、協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（連絡窓口）

第5条 乙は、甲と円滑に連絡を行えるよう担当窓口を設置するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定に基づき実施した美容に係る費用は、無料とする。ただし、乙が提供し、又は使用した資器材及び消耗品に係る費用については、甲が負担する。この場合における費用の額は、当該災害が発生した直前の価格に基づき算定するものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請により、乙が行った業務実施中において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（平成18年12月目黒区条例51号）の規定に基づき、又は準じて、損害を補償するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

以上、この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和7年3月26日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木英二

乙 東京都目黒区原町一丁目9番9号
東京都美容生活衛生同業組合
目黒支部長 武藤涉

目黒区（以下「甲」という。）と目黒区社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、災害時における救護活動に関し、次のとおり相互援助協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内に災害が発生し、高齢者又は乙の施設利用者の救護が必要となった場合に、甲と乙が相互援助を行うことにより、救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「施設」とは、乙が管理運営している特別養護老人ホームとする。

（甲の乙に対する要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し次の要請をすることができる。

- (1) 被災住民のうち、原則として常時介護の必要な高齢者（以下「要介護高齢者」という。）の施設への受入れ及び当該受入れに必要な事項の要請
- (2) その他甲の実施する災害応急対策活動に関し、必要な事項の要請

（乙の甲に対する要請）

第4条 乙は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、甲に対し次の要請をすることができる。

- (1) 甲が備蓄している食料品、生活物資等の提供要請
- (2) 前条第1号の要請に基づき乙が受け入れた要介護高齢者の介護のための人員派遣要請
- (3) その他施設利用者及び施設職員の救護に関し、必要な事項の要請

平成19年1月15日

（責務）

第5条 甲及び乙は、前2条の規定による要請があった場合は、可能な限りその要請に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 救護活動に要した経費は、原則として甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議して決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（平成18年目黒区条例第51号）の規定に基づき、又は準じて、行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間同一条件を持って更新されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意を持って協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木 英二

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
乙 社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
理事長 佐藤 良春

11 災害時における救護活動に関する目黒区と社会福祉法人愛隣会との相互援助協定

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛隣会（以下「乙」という。）とは、災害時における救護活動に関し、次のとおり相互援助協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内に災害が発生し、高齢者又は乙の施設利用者の救護が必要となった場合に、甲と乙が相互援助を行うことにより、救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「施設」とは、乙が管理運営している特別養護老人ホームとする。

（甲の乙に対する要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し次の要請をすることができる。

- (1) 被災住民のうち、原則として常時介護の必要な高齢者（以下「要介護高齢者」という。）の施設への受入れ及び当該受入れに必要な事項の要請
- (2) その他甲の実施する災害応急対策活動に関し、必要な事項の要請

（乙の甲に対する要請）

第4条 乙は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、甲に対し次の要請をすることができる。

- (1) 甲が備蓄している食料品、生活物資等の提供要請
- (2) 前条第1号の要請に基づき乙が受け入れた要介護高齢者の介護のための人員派遣要請
- (3) その他施設利用者及び施設職員の救護に関し、必要な事項の要請

（責務）

第5条 甲及び乙は、前2条の規定による要請があった場合は、可能な限りその要請に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 救護活動に要した経費は、原則として甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議して決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（平成18年目黒区条例第51号）の規定に基づき、又は準じて、行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間同一条件を持って更新されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意を持って協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年1月15日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木 英二

東京都目黒区大橋二丁目19番1号
乙 社会福祉法人 愛隣会
理事長 守永 誠治

12 災害時における救護活動に関する目黒区と社会福祉法人三交会との相互援助協定

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人三交会（以下「乙」という。）とは、災害時における救護活動に関し、次のとおり相互援助協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内に災害が発生し、高齢者又は乙の施設利用者の救護が必要となった場合に、甲と乙が相互援助を行うことにより、救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「施設」とは、乙が管理運営している特別養護老人ホームとする。

（甲の乙に対する要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し次の要請をすることができる。

- (1) 被災住民のうち、原則として常時介護の必要な高齢者（以下「要介護高齢者」という。）の施設への受入れ及び当該受入れに必要な事項の要請
- (2) その他甲の実施する災害応急対策活動に関し、必要な事項の要請

（乙の甲に対する要請）

第4条 乙は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、甲に対し次の要請をすることができる。

- (1) 甲が備蓄している食料品、生活物資等の提供要請
- (2) 前条第1号の要請に基づき乙が受け入れた要介護高齢者の介護のための人員派遣要請
- (3) その他施設利用者及び施設職員の救護に関し、必要な事項の要請

平成19年1月15日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都目黒区青葉台三丁目21番6号
社会福祉法人 三交会
理事長 石田 寛治

（責務）

第5条 甲及び乙は、前2条の規定による要請があった場合は、可能な限りその要請に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 救護活動に要した経費は、原則として甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議して決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（平成18年目黒区条例第51号）の規定に基づき、又は準じて、行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間同一条件を持って更新されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意を持って協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

13 災害時における救護活動に関する目黒区と社会福祉法人清徳会との相互援助協定

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人清徳会（以下「乙」という。）とは、災害時における救護活動に関し、次のとおり相互援助協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内に災害が発生し、高齢者又は乙の施設利用者の救護が必要となった場合に、甲と乙が相互援助を行うことにより、救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「施設」とは、乙が管理運営している特別養護老人ホームとする。

（甲の乙に対する要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し次の要請をすることができる。

- (1) 被災住民のうち、原則として常時介護の必要な高齢者（以下「要介護高齢者」という。）の施設への受入れ及び当該受入れに必要な事項の要請
- (2) その他甲の実施する災害応急対策活動に関し、必要な事項の要請

（乙の甲に対する要請）

第4条 乙は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、甲に対し次の要請をすることができる。

- (1) 甲が備蓄している食料品、生活物資等の提供要請
- (2) 前条第1号の要請に基づき乙が受け入れた要介護高齢者の介護のための人員派遣要請
- (3) その他施設利用者及び施設職員の救護に関し、必要な事項の要請

（責務）

第5条 甲及び乙は、前2条の規定による要請があった場合は、可能な限りその要請に協力するものとする。

（費用負担）

第6条 救護活動に要した経費は、原則として甲が負担するものとし、その額については、甲乙協議して決定するものとする。

（従事者の損害補償）

第7条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（平成18年目黒区条例第51号）の規定に基づき、又は準じて、行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙から何らの申し出がない場合は、更に1年間同一条件を持って更新されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意を持って協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年1月15日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木 英二

東京都目黒区目黒本町四丁目2番1号
乙 社会福祉法人 清徳会
理事長 松井 清徳

14 災害時における動物救護活動に関する協定

目黒区（以下、「甲」という。）と社団法人東京都獣医師会目黒支部（以下、「乙」という。）とは、目黒区地域防災計画（以下、「計画」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、計画に基づき、災害時に動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。

（動物救護活動の実施場所）

第3条 乙は、甲があらかじめ指定する避難場所等に設置する救護場所等において動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第4条 乙の行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- 1 負傷した動物の応急手当に関すること。
- 2 被災した動物の保護及び管理に関すること。
- 3 被災した動物に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 4 動物の死亡の確認に関すること。

（負担）

第5条 甲は、乙に対し、この動物救護活動のために必要とする用地、施設、設備、物資等を可能な限り提供するものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、動物救護活動が終了したときは、甲に

対し速やかに活動内容の報告を行うとともに、活動に要した費用を請求するものとする。

2 前項の規定により乙が甲に対し請求する費用の額は、甲乙協議のうえ、別に決定するものとする。

（損害賠償）

第7条 甲の要請に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者が死亡し、負傷し、疾病にかかったときは、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」（昭和41年6月目黒区条例第13号）の規定に基づき、甲が補償を行うものとする。

（連絡会）

第8条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るために、必要な都度、連絡会を開催するものとする。

（連絡調整）

第9条 この協定に関する事項の連絡調整を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 前項の連絡責任者は、甲及び乙がそれぞれ指定する者とする。

（実施細目）

第10条 この協定に関する実施細目は、別途甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項、及び協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成20年2月28日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木英二

東京都目黒区中目黒四丁目6番3号
乙 社団法人東京都獣医師会目黒支部
支部長 湯地俊郎

15 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（マルタケ）

目黒区（以下「甲」という。）と株式会社マルタケ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の対応等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかな対応に努めるとともに、その対応状況について甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、医薬品ストックセンター（目黒区総合庁舎内）及び別表第1のとおりとする。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書を受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月16日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

乙 東京都世田谷区若林三丁目35番13号
株式会社マルタケ
西部営業所長 諸橋 一則

別表第1（第5条関係）

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	東が丘2-5-1
東邦大学医療センター 大橋病院	大橋2-17-6
国家公務員共済組合連合会 三宿病院	上目黒5-33-12
国家公務員共済組合連合会 東京共済病院	中目黒2-3-8
総合病院 厚生中央病院	三田1-11-7
医療法人社団董会 目黒病院	中央町2-12-6
医療法人社団爽玄会 碑文谷病院	南2-9-7
医療法人財団 日扇会第一病院	中根2-10-20
本田病院	柿の木坂1-30-5
目黒区 鷹番休日診療所	鷹番2-6-10
目黒区 中目黒休日診療所	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区 あいアイ館診療所	八雲1-1-8 あいアイ館
目黒区薬剤師会 鷹番薬局	鷹番1-7-11 クレール鷹番101
目黒区薬剤師会 中目黒薬局	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区薬剤師会 八雲あいアイ館	八雲1-1-8 あいアイ館

16 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（東邦薬品）

目黒区（以下「甲」という。）と東邦薬品株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の対応等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかな対応に努めるとともに、その対応状況について甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、医薬品ストックセンター（目黒区総合庁舎内）及び別表第1のとおりとする。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書を受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月18日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

乙 東京都世田谷区代沢五丁目2番1号
東邦薬品株式会社
渋谷・目黒営業所長 立沢 和男

別表第1（第5条関係）

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	東が丘2-5-1
東邦大学医療センター 大橋病院	大橋2-17-6
国家公務員共済組合連合会 三宿病院	上目黒5-33-12
国家公務員共済組合連合会 東京共済病院	中目黒2-3-8
総合病院 厚生中央病院	三田1-11-7
医療法人社団董会 目黒病院	中央町2-12-6
医療法人社団爽玄会 碑文谷病院	南2-9-7
医療法人財団 日扇会第一病院	中根2-10-20
本田病院	柿の木坂1-30-5
目黒区 鷹番休日診療所	鷹番2-6-10
目黒区 中目黒休日診療所	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区 あいアイ館診療所	八雲1-1-8 あいアイ館
目黒区薬剤師会 鷹番薬局	鷹番1-7-11 クレール鷹番101
目黒区薬剤師会 中目黒薬局	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区薬剤師会 八雲あいアイ館	八雲1-1-8 あいアイ館

17 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（メディセオ）

目黒区（以下「甲」という。）と株式会社メディセオ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の対応等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかな対応に努めるとともに、その対応状況について甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

- 2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、医薬品ストックセンター（目黒区総合庁舎内）及び別表第1のとおりとする。
- 3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書を受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月18日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

乙 東京都中央区八重洲二丁目7番15号
株式会社メディセオ
専務取締役 東京支社長 嶋路 博昭

別表第1（第5条関係）

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	東が丘2-5-1
東邦大学医療センター 大橋病院	大橋2-17-6
国家公務員共済組合連合会 三宿病院	上目黒5-33-12
国家公務員共済組合連合会 東京共済病院	中目黒2-3-8
総合病院 厚生中央病院	三田1-11-7
医療法人社団董会 目黒病院	中央町2-12-6
医療法人社団爽玄会 碑文谷病院	南2-9-7
医療法人財団 日扇会第一病院	中根2-10-20
本田病院	柿の木坂1-30-5
目黒区 鷹番休日診療所	鷹番2-6-10
目黒区 中目黒休日診療所	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区 あいアイ館診療所	八雲1-1-8 あいアイ館
目黒区薬剤師会 鷹番薬局	鷹番1-7-11 クレール鷹番101
目黒区薬剤師会 中目黒薬局	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区薬剤師会 八雲あいアイ館	八雲1-1-8 あいアイ館

18 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（バイタルネット）

目黒区（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の対応等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかな対応に努めるとともに、その対応状況について甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、医薬品ストックセンター（目黒区総合庁舎内）及び別表第1のとおりとする。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書を受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月19日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

乙 東京都世田谷区弦巻一丁目1番12号
株式会社バイタルネット
東京支社長 高松 伸一

別表第1（第5条関係）

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	東が丘2-5-1
東邦大学医療センター 大橋病院	大橋2-17-6
国家公務員共済組合連合会 三宿病院	上目黒5-33-12
国家公務員共済組合連合会 東京共済病院	中目黒2-3-8
総合病院 厚生中央病院	三田1-11-7
医療法人社団董会 目黒病院	中央町2-12-6
医療法人社団爽玄会 碑文谷病院	南2-9-7
医療法人財団 日扇会第一病院	中根2-10-20
本田病院	柿の木坂1-30-5
目黒区 鷹番休日診療所	鷹番2-6-10
目黒区 中目黒休日診療所	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区 あいアイ館診療所	八雲1-1-8 あいアイ館
目黒区薬剤師会 鷹番薬局	鷹番1-7-11 クレール鷹番101
目黒区薬剤師会 中目黒薬局	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区薬剤師会 八雲あいアイ館	八雲1-1-8 あいアイ館

19 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（アルフレッサ）

目黒区（以下「甲」という。）とアルフレッサ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の対応等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかな対応に努めるとともに、その対応状況について甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

- 2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、医薬品ストックセンター（目黒区総合庁舎内）及び別表第1のとおりとする。
- 3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書を受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月26日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区目黒本町二丁目18番16号
アルフレッサ株式会社
品川・目黒支店長 伊藤 雅章

別表第1（第5条関係）

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	東が丘2-5-1
東邦大学医療センター 大橋病院	大橋2-17-6
国家公務員共済組合連合会 三宿病院	上目黒5-33-12
国家公務員共済組合連合会 東京共済病院	中目黒2-3-8
総合病院 厚生中央病院	三田1-11-7
医療法人社団董会 目黒病院	中央町2-12-6
医療法人社団爽玄会 碑文谷病院	南2-9-7
医療法人財団 日扇会第一病院	中根2-10-20
本田病院	柿の木坂1-30-5
目黒区 鷹番休日診療所	鷹番2-6-10
目黒区 中目黒休日診療所	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区 あいアイ館診療所	八雲1-1-8 あいアイ館
目黒区薬剤師会 鷹番薬局	鷹番1-7-11 クレール鷹番101
目黒区薬剤師会 中目黒薬局	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区薬剤師会 八雲あいアイ館	八雲1-1-8 あいアイ館

20 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定（スズケン）

目黒区（以下「甲」という。）と株式会社スズケン（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請事項の対応等）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかな対応に努めるとともに、その対応状況について甲に連絡するものとする。

（医薬品等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

（医薬品等の搬送）

第5条 医薬品等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して搬送の協力を求めることができる。

2 前項の規定による医薬品等を搬送する場所（以下「搬送場所」という。）は、医薬品ストックセンター（目黒区総合庁舎内）及び別表第1のとおりとする。

3 第1項の規定により乙が医薬品等を搬送場所に搬送したときは、甲は、医薬品等の品目及び数量を確認のうえ、これを受領するものとする。

（費用負担）

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送等に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は請求書を受領後、遅滞なくその支払いをするものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害時の直前における適正な価格とする。

（委任）

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、本協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙いずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月26日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

乙 東京都世田谷区代沢三丁目15番1号
株式会社スズケン
世田谷第一支店長 丹野 順一

別表第1（第5条関係）

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構 東京医療センター	東が丘2-5-1
東邦大学医療センター 大橋病院	大橋2-17-6
国家公務員共済組合連合会 三宿病院	上目黒5-33-12
国家公務員共済組合連合会 東京共済病院	中目黒2-3-8
総合病院 厚生中央病院	三田1-11-7
医療法人社団董会 目黒病院	中央町2-12-6
医療法人社団爽玄会 碑文谷病院	南2-9-7
医療法人財団 日扇会第一病院	中根2-10-20
本田病院	柿の木坂1-30-5
目黒区 鷹番休日診療所	鷹番2-6-10
目黒区 中目黒休日診療所	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区 あいアイ館診療所	八雲1-1-8 あいアイ館
目黒区薬剤師会 鷹番薬局	鷹番1-7-11 クレール鷹番101
目黒区薬剤師会 中目黒薬局	上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階
目黒区薬剤師会 八雲あいアイ館	八雲1-1-8 あいアイ館

第8 要配慮者支援

1 災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定書（やさしい手）

目黒区（以下「甲」という。）と目黒区北部包括支援センター事業委託事業者株式会社やさしい手（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内で災害が発生した場合における避難行動要支援者等の支援に関し必要な事項等を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 震度5強以上の地震等、大規模な災害をいう。
- (2) 避難行動要支援者等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第15号で規定する要配慮者のうち高齢者及び障害者をいう。
- (3) 安否確認チーム 災害が発生した場合に予め指定された避難所に速やかに参集し、法の規定により整備された名簿に基づき安否確認を実施するために甲、乙、その他住民組織等により編成されたチームをいう。
- (4) 要配慮者支援チーム 居宅又は避難先に訪問し、支援の基本的な方向付けを実施するために甲、乙等により編成されたチームをいう。

（安否の確認等）

第3条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙が提供するサービス利用者の安否等について、可能な限り確認し、その内容をできる限り速やかに甲に対して報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された安否情報等を、甲が実施する災害時要配慮者対策に活用するものとする。

3 乙は、災害が発生した場合には、本協定に基づき、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等のために

甲が編成する安否確認チーム及び要配慮者支援チームの活動を行うものとする。

4 前項の活動（以下「チームの活動」という。）は、「目黒区災害時要配慮者支援プラン」に基づき実施する。

（チームの活動に係る物資）

第4条 甲は、チームの活動において必要な装備品等の物資をあらかじめ用意するものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 甲は、乙の従業員がチームの活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（平成18年12月目黒区条例第51号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、この協定に基づく協力中に知り得た個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（疑義の協議）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議し決定する。

（期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都目黒区大橋二丁目24番3号 中村ビル4F
株式会社やさしい手
代表取締役 香取 幹

2 災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定書（奉優会）

目黒区（以下「甲」という。）と目黒区東部包括支援センター事業委託事業者社会福祉法人奉優会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内で災害が発生した場合における避難行動要支援者等の支援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 震度5強以上の地震等、大規模な災害をいう。
- (2) 避難行動要支援者等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第15号で規定する要配慮者のうち高齢者及び障害者をいう。
- (3) 安否確認チーム 災害が発生した場合に予め指定された避難所に速やかに参集し、法の規定により整備された名簿に基づき安否確認を実施するために甲、乙、その他住民組織等により編成されたチームをいう。
- (4) 要配慮者支援チーム 居宅又は避難先に訪問し、支援の基本的な方向付けを実施するために甲、乙等により編成されたチームをいう。

（安否の確認等）

第3条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙が提供するサービス利用者の安否等について、可能な限り確認し、その内容をできる限り速やかに甲に対して報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された安否情報等を、甲が実施する災害時要配慮者対策に活用するものとする。

3 乙は、災害が発生した場合には、本協定に基づき、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等のために甲が編成する安否確認チーム及び要配慮者支援チームの活動を行うものとする。

4 前項の活動（以下「チームの活動」という。）は、「目黒区災害時要配慮者支援プラン」に基づき実施する。

（チームの活動に係る物資）

第4条 甲は、チームの活動において必要な装備品等の物資をあらかじめ用意するものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 甲は、乙の従業員がチームの活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（平成18年12月目黒区条例第51号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、この協定に基づく協力中に知り得た個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（疑義の協議）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議し決定する。

（期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
代表者 目黒区長 青木英二

乙

東京都世田谷区駒沢1-4-15
真井ビル5階
代表者 理事長 香取 眞恵子

3 災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定書（奉優会）

目黒区（以下「甲」という。）と目黒区中央包括支援センター事業委託事業者社会福祉法人奉優会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内で災害が発生した場合における避難行動要支援者等の支援に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 震度5強以上の地震等、大規模な災害をいう。
- (2) 避難行動要支援者等 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第15号で規定する要配慮者のうち高齢者及び障害者をいう。
- (3) 安否確認チーム 災害が発生した場合に予め指定された避難所に速やかに参集し、法の規定により整備された名簿に基づき安否確認を実施するために甲、乙、その他住民組織等により編成されたチームをいう。
- (4) 要配慮者支援チーム 居宅又は避難先に訪問し、支援の基本的な方向付けを実施するために甲、乙等により編成されたチームをいう。

（安否の確認等）

第3条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙が提供するサービス利用者の安否等について、可能な限り確認し、その内容をできる限り速やかに甲に対して報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された安否情報等を、甲が実施する災害時要配慮者対策に活用するものとする。

3 乙は、災害が発生した場合には、本協定に基づき、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等のために甲が編成する安否確認チーム及び要配慮者支援チームの活動を行うものとする。

4 前項の活動（以下「チームの活動」という。）は、「目黒区災害時要配慮者支援プラン」に基づき実施する。

（チームの活動に係る物資）

第4条 甲は、チームの活動において必要な装備品等の物資をあらかじめ用意するものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 甲は、乙の従業員がチームの活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（平成18年12月目黒区条例第51号）の規定によりその損害を補償するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、この協定に基づく協力中に知り得た個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（疑義の協議）

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議し決定する。

（期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
代表者 目黒区長 青木英二

乙

東京都世田谷区駒沢1-4-15
真井ビル5階
代表者 理事長 香取真恵子

4 災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定書

(目黒区社会福祉協議会)

目黒区(以下「甲」という。)と目黒区南部包括支援センター事業委託事業者社会福祉法人目黒区社会福祉協議会(以下「乙」という。)は次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、目黒区内で災害が発生した場合における避難行動要支援者等の支援に関し必要な事項等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 震度5強以上の地震等、大規模な災害をいう。
- (2) 避難行動要支援者等 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第15号で規定する要配慮者のうち高齢者及び障害者をいう。
- (3) 安否確認チーム 災害が発生した場合に予め指定された避難所に速やかに参集し、法の規定により整備された名簿に基づき安否確認を実施するために甲、乙、その他住民組織等により編成されたチームをいう。
- (4) 要配慮者支援チーム 居宅又は避難先に訪問し、支援の基本的な方向付けを実施するために甲、乙等により編成されたチームをいう。

(安否の確認等)

第3条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙が提供するサービス利用者の安否等について、可能な限り確認し、その内容をできる限り速やかに甲に対して報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された安否情報等を、甲が実施する災害時要配慮者対策に活用するものとする。

3 乙は、災害が発生した場合には、本協定に基づき、

避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等のために甲が編成する安否確認チーム及び要配慮者支援チームの活動を行うものとする。

4 前項の活動(以下「チームの活動」という。)は、「目黒区災害時要配慮者支援プラン」に基づき実施する。

(チームの活動に係る物資)

第4条 甲は、チームの活動において必要な装備品の物資をあらかじめ用意するものとする。

(従事者の損害補償)

第5条 甲は、乙の従業員がチームの活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(平成18年12月目黒区条例第51号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(守秘義務)

第6条 乙は、この協定に基づく協力中に知り得た個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(疑義の協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議し決定する。

(期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
社会福祉法人目黒区社会福祉協議会
会長 福田 豊衍

5 災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定書

(目黒区社会福祉事業団)

目黒区(以下「甲」という。)と目黒区西部包括支援センター事業委託事業者社会福祉法人目黒区社会福祉事業団(以下「乙」という。)は次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、目黒区内で災害が発生した場合における避難行動要支援者等の支援に関し必要な事項等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 震度5強以上の地震等、大規模な災害をいう。
- (2) 避難行動要支援者等 災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第15号で規定する要配慮者のうち高齢者及び障害者をいう。
- (3) 安否確認チーム 災害が発生した場合に予め指定された避難所に速やかに参集し、法の規定により整備された名簿に基づき安否確認を実施するために甲、乙、その他住民組織等により編成されたチームをいう。
- (4) 要配慮者支援チーム 居宅又は避難先に訪問し、支援の基本的な方向付けを実施するために甲、乙等により編成されたチームをいう。

(安否の確認等)

第3条 乙は、前条に規定する災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙が提供するサービス利用者の安否等について、可能な限り確認し、その内容をできる限り速やかに甲に対して報告するものとする。

2 甲は、乙から提供された安否情報等を、甲が実施する災害時要配慮者対策に活用するものとする。

3 乙は、災害が発生した場合には、本協定に基づき、

避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等のために甲が編成する安否確認チーム及び要配慮者支援チームの活動を行うものとする。

4 前項の活動(以下「チームの活動」という。)は、「目黒区災害時要配慮者支援プラン」に基づき実施する。

(チームの活動に係る物資)

第4条 甲は、チームの活動において必要な装備品等の物資をあらかじめ用意するものとする。

(従事者の損害補償)

第5条 甲は、乙の従業員がチームの活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(平成18年12月目黒区条例第51号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(守秘義務)

第6条 乙は、この協定に基づく協力中に知り得た個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(疑義の協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議し決定する。

(期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 佐藤 良春

6 災害時における避難行動要支援者等に関する覚書（目黒区介護事業者連絡会）――

目黒区（以下「甲」という。）と目黒区介護事業者連絡会（以下「乙」という。）は次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、目黒区内で災害が発生した場合において、甲及び乙の協力体制に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において災害とは、震度5強以上の地震等、大規模な災害をいう。

（災害発生時における協力体制）

第3条 乙は、災害が発生した場合において、乙に加入している会員事業所が、避難行動要支援者等の避難支援、安否確認、その他必要な支援について、甲に対して協力することに同意するものとする。

（連携協力）

第4条 甲及び乙は、双方が果たす役割の重要性を深く認識し、災害時はもとより平常時から相互に緊密な連携協力を保つものとする。

（疑義の協議）

第5条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（期間）

第6条 この覚書の有効期限は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。なお期限満了日の1月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、本覚書はさらに1年延長するものとし、以後この例による。

上記の覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
代表者 目黒区長 青木 英二

乙

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区介護事業者連絡会
代表者 会長 徳永 泰行

7 災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定書

(区内介護等福祉サービス事業者)

目黒区(以下「甲」という。)と(区内介護等福祉サービス事業者)(以下「乙」という。)は次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、目黒区内で災害が発生した場合における、避難行動要支援者等の支援に関し必要な事項等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害

震度5強以上の地震等、大規模な災害をいう。

(2) 避難行動要支援者等

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第15号で規定する要配慮者のうち高齢者及び障害者をいう。

(3) 安否確認チーム

災害が発生した場合に予め指定された避難所に速やかに参集し、法の規定により整備された名簿に基づき安否確認を実施するために甲、乙、地域包括支援センターその他住民組織等により編成されたチームをいう。

(4) 要配慮者支援チーム

居宅又は避難先に訪問し、支援の基本的な方向付けを実施するために甲、乙、地域包括支援センター等により編成されたチームをいう。

(安否の確認等)

第3条 乙は、災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、目黒区内において乙の介護等福祉サービスを利用する者(以下「利用者」という。)の安否等について、可能な限り確認し、その内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。

2 前項の報告は、乙の所在地の地域避難所に対して行うものとする。

3 甲は、乙から提供された安否情報等を、甲が実施する災害時要配慮者対策に活用できる。

4 乙は、災害が発生した場合には、甲の要請に基づき、可能な範囲で避難行動要支援者等の安否確認、甲が編成する安否確認チーム及び要配慮者支援チー

ムの活動に対し協力を行うものとする。

(サービス提供)

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、地域避難所等における介護等福祉サービスの提供について可能な限り協力するものとする。

(費用負担)

第5条 甲からの要請に基づき、前条の介護等福祉サービスの提供に要した経費は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護報酬単価又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく障害福祉サービス費等を参考に適正な方法により算出した金額をもとに協議し、甲が負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

(従事者の損害補償)

第6条 甲は、甲の要請により乙の従業員が、応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(平成18年12月目黒区条例第51号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、この協定に基づく協力中に知り得た個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

(疑義の協議)

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議し決定する。

(期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後この例による。

上記の協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保有する。

平成27年9月16日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区

目黒区長

青木 英二

乙

(区内介護等福祉サービス事業者)

8 災害時における避難行動要支援者等の支援に関する協定書

(区内障害福祉サービス等事業者)

目黒区(以下「甲」という。)と(区内障害福祉サービス等事業者)(以下「乙」という。)は次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、目黒区内で災害が発生した場合における、避難行動要支援者等の支援に関し必要な事項等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害
震度5強以上の地震等、大規模な災害をいう。
- (2) 避難行動要支援者等
災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第8条第2項第15号で規定する要配慮者のうち高齢者及び障害者をいう。
- (3) 安否確認チーム
災害が発生した場合に予め指定された避難所に速やかに参集し、法の規定により整備された名簿に基づき安否確認を実施するために甲、乙、地域包括支援センターその他住民組織等により編成されたチームをいう。
- (4) 要配慮者支援チーム
居宅又は避難先に訪問し、支援の基本的な方向付けを実施するために甲、乙、地域包括支援センター等により編成されたチームをいう。

(安否の確認等)

第3条 乙は、災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、目黒区内において乙の障害福祉サービス等を利用する者(以下「利用者」という。)の安否等について、可能な限り確認し、その内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。

- 2 前項の報告は、乙(対象事業所)の所在地の地域避難所に対して行うものとする。
- 3 甲は、乙から提供された安否情報等を、甲が実施する災害時要配慮者対策に活用できる。
- 4 乙は、災害が発生した場合には、甲の要請に基づき、可能な範囲で避難行動要支援者等の安否確認、甲が編成する安否確認チーム及び要配慮者支援チームの活動に対し協力を行うものとする。

平成27年9月16日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

(区内障害福祉サービス等事業者)

(サービス提供)

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、避難所等における障害福祉サービス等の提供について可能な限り協力するものとする。

(費用負担)

第5条 甲からの要請に基づき、前条の障害福祉サービス等の提供に要した経費は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害福祉サービス費等を参考に適正な方法により算出した金額をもとに協議し、甲が負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

(従事者の損害補償)

第6条 甲は、甲の要請により乙の従業員が、応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(平成18年12月目黒区条例第51号)の規定によりその損害を補償するものとする。

(守秘義務)

第7条 乙は、この協定に基づく協力中に知り得た個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(疑義の協議)

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議し決定する。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から当該締結日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から書面による協定終了の申出がないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、この協定の締結の証として、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

別表（区内介護等福祉サービス事業者・区内障害福祉サービス等事業者）

	法人名	事業者名		法人名	事業者名
	介護等福祉サービス事業所		53	株式会社ヘヴンリイ	アーコレードケアセンター
1	医療法人財団日扇会	目黒区日扇会在宅介護支援センター	54	株式会社STORY	訪問看護ステーションSTORY学芸大学
2	医療法人社団暁会	すみれ居宅介護支援事業所	55	株式会社リレーションズ	デイサービスあかつき目黒本町
3	医療法人社団暁会	すみれ訪問看護ステーション	56	有限会社あんでいけあ	あんでいけあ
4	株式会社n. C. S	リハビリデイサービスnagomi 目黒中央町店	57	有限会社えるはあと	えるはあとケアセンター
5	社会福祉法人清徳会	清徳会在宅介護支援センター	58	有限会社ケア・ドリーム	不動前ヘルパスステーション
6	社会福祉法人清徳会	特別養護老人ホーム 清徳苑	59	有限会社しんあいケアセンター	しんあいケアセンター中目黒
7	社会福祉法人三交会	青葉台さくら苑高齢者在宅サービスセンター	60	有限会社生羅	生羅 居宅介護
8	社会福祉法人三交会	特別養護老人ホーム 青葉台さくら苑	61	有限会社生羅	生羅 訪問介護
9	社会福祉法人三交会	青葉台さくら苑在宅介護支援センター	62	有限会社生羅	生羅 通所介護所 学芸大学
10	社会福祉法人平成会	自由が丘訪問看護ステーション	63	有限会社はぎ介護センター	居宅介護支援事業所はぎ
11	特定非営利活動法人ビッケルニ	介護支援ビッケルニ	64	有限会社はぎ介護センター	はぎ介護センター
12	アースサポート株式会社	アースサポート目黒	65	有限会社ホクト物産	ホクトケアサポート
13	アースサポート株式会社	アースサポート学芸大学	66	有限会社目黒ケアセンター	目黒ケアセンター
14	合同会社Re-PLACE	Re-PLACE	67	合同会社クウの翼	クウの翼介護サービス
15	カウシープ株式会社	目黒1丁目ケアプランセンター	68	合同会社クウの翼	クウの翼ケア
16	株式会社ヘヴンリイ	デイサービスセンターみやび	69	社会福祉法人パール	パール居宅介護支援事業所
17	合資会社あずさケアプラン	あずさケアプラン	70	株式会社ジャパンケアサービス	ジャパンケア渋谷
18	株式会社ELY	トータル介護 エール目黒	71	株式会社トモ・コミュニケーションズ	トモ・ケアサービス
19	スターツケアサービス株式会社	ケアステーションきらら学芸大学	72	株式会社ナイスケア	ナイスケアたんぼサポートセンター
20	スターツケアサービス株式会社	グループホームきらら目黒青葉台	73	株式会社レインボー・ナース	レディーバグ訪問看護ステーション武蔵小山
21	セントケア東京株式会社	セントケア柿の木坂	74	株式会社知創	櫻乃苑 都立大学
22	ベアタケア株式会社	ケアプラン ハイハロー	75	ベアタケア株式会社	アッパ リハビリ訪問看護ステーション
23	ベアタケア株式会社	ベアタケア	76	株式会社あそ商事	株式会社あそ商事
24	目黒区社会福祉事業団	目黒区社会福祉事業団東山ケアプランセンター	77	株式会社サルーク	TRY倶楽部 寿's
25	りんご株式会社	あいがあるデイサービスセンター都立大学	78	株式会社やさしい手	やさしい手目黒訪問入浴事業所
26	株式会社日本社会福祉グループ	デイサービスセンター あおぞら目黒	79	医療法人杏林会	リハビリパーク目黒
27	株式会社ライフクリエーション	アドバンスライフ	80	株式会社すまいるナーシング	ピースワークケアプランセンター
28	株式会社オフィス33	はつね柿の木坂		障害福祉サービス等事業所	
29	株式会社アニスカア	アニスカアセンター	1	一般社団法人 ころん	もうひとつのおうち柿の木坂
30	株式会社アニスカア	アニスカア訪問介護事業所	2	一般社団法人 ころん	もうひとつのおうち八雲
31	株式会社ウィズネット	みんなの家 目黒	3	一般社団法人 もうひとつのおうち	こどもえん八雲
32	株式会社すまいるナーシング	PAステーションすまいる	4	株式会社スピークラボ	ことばの森 annex
33	株式会社ケアメイト	ケアメイト目黒居宅介護支援事業所	5	特定非営利活動法人あい・えーる	あい・えーる緑が丘
34	株式会社ケアメイト	ケアメイト目黒 訪問介護事業所	6	株式会社ヒューマン・ケア	ヒューマン・ケア
35	株式会社ケアメイト大岡山	ケアメイト大岡山	7	特定非営利活動法人青松の会	ねむの木寮
36	一般社団法人H A H A	ヘルパスステーションH A H A	8	株式会社ナイスケア	ナイスケア目黒相談センター
37	株式会社サンライフ	サンライフ東京ケアプランセンター	9	株式会社アソシエ・インターナショナル	アソシエアカデミープラス都立大学
38	株式会社スミミー	訪問介護さくらんぼ	10	特定非営利活動法人青松の会	おおぞら
39	株式会社ソラスト	居宅介護支援事業所 ソラスト大岡山	11	特定非営利活動法人ガブリエル	相談支援ガブリエル
40	株式会社トラスト・ホープ	ハビネスヘルパスステーション	12	特定非営利活動法人ガブリエル	ヘルパーガブリエル
41	株式会社ナイスケア	ナイスケア介護センター	13	特定非営利活動法人ガブリエル	ガブリエル
42	株式会社日光ハウジング	グループホームかがやき目黒	14	社会福祉法人あかねの会	あかねの会目黒就労支援室
43	株式会社日光ハウジング	グループホームひかり目黒	15	特定非営利活動法人たんぼぼの会	たんぼぼの会 相談支援
44	株式会社日本介護センター	日介センター目黒	16	特定非営利活動法人たんぼぼの会	たんぼぼの会
45	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ目黒	17	特定非営利活動法人たんぼぼの会	グループホーム萩
46	株式会社ハートフル	ハートフル訪問看護ステーション中目黒	18	社会福祉法人もえぎの会	しいの実社
47	株式会社ライフクリエーション	アドバンスライフ中目黒	19	特定非営利活動法人ビッケルニ	介護支援ビッケルニ
48	株式会社ベネッセスタイルケア	ベネッセ介護センター学芸大学	20	社会福祉法人もえぎの会	沙羅の家清水
49	株式会社やさしい手	目黒区大橋在宅介護支援センター	21	社会福祉法人もえぎの会	沙羅の家
50	株式会社やさしい手	やさしい手学芸大学居宅介護支援事業所	22	社会福祉法人もえぎの会	沙羅の家大岡山
51	株式会社やさしい手	やさしい手自由が丘訪問介護事業所	23	社会福祉法人もえぎの会	沙羅の家向原
52	株式会社やさしい手	ゆめふる八雲店	24	医療法人社団杉内医院	ことばの森

9 災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書（目黒区社会福祉事業団）

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している目黒区心身障害者センターあいアイ館とする。

（開設の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び第3条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があった場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるように、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 生活支援とは生活場所の提供、水、食料、生活物資の提供、排泄等の衛生的環境の提供、情報の提供・交換・収集等をいう。

5 甲は、前3項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 佐々木 一男

10 災害時における福祉避難所の設置運営に関する覚書（目黒区社会福祉事業団）

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに必要事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している目黒区立大橋えのき園とする。

（開設の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び第3条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があった場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 生活支援とは生活場所の提供、水、食料、生活物資の提供、排泄等の衛生的環境の提供、情報の提供・交換・収集等をいう。

5 甲は、前3項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 佐々木 一男

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している目黒区立かみよん工房とする。

（開設の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び第3条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があった場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるように、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 生活支援とは生活場所の提供、水、食料、生活物資の提供、排泄等の衛生的環境の提供、情報の提供・交換・収集等をいう。

5 甲は、前3項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 佐々木 一男

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京援護協会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに必要事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している目黒区東が丘障害福祉施設とする。

（開設の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び第3条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があった場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 生活支援とは生活場所の提供、水、食料、生活物資の提供、排泄等の衛生的環境の提供、情報の提供・交換・収集等をいう。

5 甲は、前3項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都千代田区鍛冶町一丁目8番5号
社会福祉法人東京援護協会
理事長 山口 桂造

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人いたるセンター（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であつて、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している目黒区立目黒本町福祉工房とする。

（開設の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び第3条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があつた場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるように、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 生活支援とは生活場所の提供、水、食料、生活物資の提供、排泄等の衛生的環境の提供、情報の提供・交換・収集等をいう。

5 甲は、前3項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都杉並区天沼一丁目15番8号
社会福祉法人いたるセンター
理事長 谷山 哲治

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに必要事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している目黒区立中目黒ホーム、目黒区立東が丘ホーム、目黒区立東山ホームとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び第3条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があった場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。こ

の場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
理事長 佐々木 一男

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人奉優会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している目黒区高齢者センター、目黒区在宅ケア多機能センターとする。

（開設の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び第3条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があった場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。こ

の場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるように、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に關して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都世田谷区駒沢二丁目11番3号
第二集花園ビル8階
社会福祉法人奉優会
理事長 香取 眞恵子

目黒区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ほっとステーション（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに關し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している目黒区立田道在宅ケア多機能センター（所在地：目黒区目黒一丁目25番26号）とする。

（開設の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び前条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があった場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、覚書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木 英二

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目54番15号ベルズ原宿4階
乙 特定非営利活動法人ほっとステーション
理事長 安福 清子

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人愛隣会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であつて、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している特別養護老人ホーム駒場苑とする。

（開設の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び第3条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があつた場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。こ

の場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるように、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区大橋二丁目19番1号
社会福祉法人愛隣会
代表者 小田切 弘光

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人三交会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに必要事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している特別養護老人ホーム青葉台さくら苑とする。

（開設の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び第3条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があった場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。こ

の場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月1日

甲

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙

東京都目黒区青葉台三丁目21番6号
社会福祉法人三交会
理事長 海老原 敏

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人清徳会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙が管理する区立施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が指定管理者として管理運営している特別養護老人ホーム清徳苑とする。

（開設の要請）

第4条 甲は、第3条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、乙及び第3条に規定する指定施設に対して（以下「指定施設」という。）その開設を要請するものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、甲から開設の要請があった場合は、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。こ

の場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるように、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 福祉避難所の設置及び管理運営に係る費用については、原則甲の負担として、災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本覚書の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（覚書の期間）

第10条 この覚書は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に關して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区目黒本町四丁目2番1号
社会福祉法人清徳会
理事長 松井 比呂美

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人奉優会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙の施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が管理運営している特別養護老人ホーム目黒中央の家とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び指定施設はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則

として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者ととも福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年6月11日

（甲）

所在地 目黒区上目黒二丁目19番15号

名称 目黒区

代表者 青木 英二

（乙）

所在地 世田谷区駒沢一丁目4番15号

真井ビル5階

名称 社会福祉法人奉優会

代表者 理事長 香取 眞恵子

災害用備蓄倉庫の使用に関する協定書

災害用備蓄倉庫の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人奉優会（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理する特別養護老人ホーム目黒中央の家（所在地：東京都目黒区中央町2丁目32番23号）の敷地内に、甲が災害用の資機材等の物資（以下「備蓄物資」という。）を備蓄するために倉庫を設置し使用することについて、必要な事項を定める。

（対象物件）

第2条 甲が使用する倉庫は、別紙1に表示した倉庫（以下「本件物件」という。）とする。

（甲の使用等）

第3条 乙は、本件物件を設置するための敷地を無償で甲の使用に供する。

2 乙は、備蓄物資の搬入、搬出等に伴う門の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、乙の業務運営に支障のない限り協力するものとする。

（甲の管理）

第4条 本件物件及び本件物件内の備蓄物資の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 本件物件の鍵は、緊急時にも対応できるよう、甲乙双方で管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、本件物件に係る次に掲げる費用について負担するものとする。

- (1) 本件物件内の設備等に係る電気料金
- (2) 本件物件内の設備の点検費用
- (3) 本件物件内の設備が故障した場合の修繕費用
- (4) 備蓄物資の購入及び搬入、搬出等にかかわる費用

（費用負担額及び支払方法）

第6条 負担額及び支払方法については別紙2に定める。なお、負担額等の変更や見直しについて、必要がある場合は甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、令和2年1月1日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第8条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和元年12月27日

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

(乙) 世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル
社会福祉法人奉優会
理事長 香取 眞恵子

21 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（こぶしえん）

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人徳心会（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙の施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が管理運営しているこぶしえん（所在地：目黒区下目黒六丁目18番2号）とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び指定施設はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月1日

（甲）

所在地 目黒区上目黒二丁目19番15号
名称 目黒区
代表者 青木 英二

（乙）

所在地 三鷹市下連雀三丁目26番12号
名称 社会福祉法人徳心会
代表者 理事長 関根 陸雄

災害用備蓄倉庫の使用に関する協定書

災害用備蓄倉庫の使用に関し、目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人徳心会（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が管理するこぶしえん（所在地：東京都目黒区下目黒6-18-2）の敷地内に、甲が災害用の資機材等の物資（以下「備蓄物資」という。）を備蓄するために倉庫を設置し、使用することについて、必要な事項を定める。

（対象物件）

第2条 甲が設置し、使用する倉庫は、別紙1に表示する倉庫（以下「本件物件」という。）とする。

（甲の使用等）

第3条 乙は、本件物件を設置するための敷地を無償で甲の使用に供する。

2 乙は、備蓄物資の搬入、搬出等に伴う門の開閉や車両の進入について甲から申出があった場合は、乙の業務運営に支障のない限り協力するものとする。

（甲の管理）

第4条 本件物件及び本件物件内の備蓄物資の管理は、甲の責任において行うものとする。

2 本件物件の鍵は、緊急時にも対応できるよう、甲乙双方で管理するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、本件物件に係る次に掲げる費用について負担するものとする。

(1) 本件物件内の設備等に係る電気料金

(2) 本件物件内の設備の点検費用

(3) 備蓄物資の購入及び搬入、搬出等に係る費用

2 乙は、本件物件内の設備が故障した場合の修繕費用について負担するものとする。ただし、甲の過失による場合を除く。

（費用負担額及び支払方法）

第6条 費用負担額及び支払方法については別紙2に定める。なお、これらの変更や見直しについて、必要がある場合は甲乙協議の上、定めるものとする。

（免責事項）

第7条 地震、火災、水害等の災害等、乙の責に帰することのできない事由によって甲が被った損害に対しては、乙はその責を負わないものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第9条 この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和3年3月1日

(甲) 目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

(乙) 三鷹市下連雀三丁目26番12号
社会福祉法人徳心会
理事長 関根 陸雄

22 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（さんホーム目黒）

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙の施設について、甲が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 福祉避難所とは、災害発生時において、原則として身体等の状況が、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別の配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要配慮者に対する日常生活上の支援（相談等を含む）とする。

（指定施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、乙が管理運営しているさんホーム目黒（目黒区目黒三丁目20番8号）とする。

（協力の要請）

第4条 甲は、前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは、その設置及び管理運営に係る事項について、乙及び前条に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）に協力を要請するものとする。この場合において、乙及び指定施設はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要配慮者の受入等）

第5条 指定施設は、前条の規定による甲の要請を受け入れることが可能と判断したときは、速やかに要配慮者の受入体制を整え、受け入れることができる要配慮者の人数等を甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けた場合は、福祉避難所に避難させる要配慮者を特定し、これを乙及び指定施設に通知するものとする。

3 福祉避難所に受け入れた要配慮者の状況報告、必要な処遇の協議等は、甲及び指定施設が連携して行うものとする。ただし、緊急の場合においては、この限りではない。

4 福祉避難所への要配慮者の移送については、原則として当該要配慮者を介助する者又は甲が行う。この場合において、指定施設は可能な範囲で協力を行うものとする。

5 要配慮者を介助する者については、当該要配慮者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（運営期間）

第6条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（必要な物資の調達及び人的支援）

第7条 甲は、避難した要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 指定施設は、前項に定める物資の調達について、甲と連携の上、可能な範囲で協力するものとする。

3 指定施設は、要配慮者の生活支援、相談等を実施できるよう、介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

4 甲は、前項に定める介護支援者等の確保及び配置を支援するものとする。

（費用の負担）

第8条 甲は、指定施設に対し、福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関連法令等の定めるところにより、別途協議する。

（意見交換等）

第9条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない場合に限り継続するものとする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月30日

（甲）

所在地 目黒区上目黒二丁目19番15号
名称 目黒区
代表者 青木 英二

（乙）

所在地 目黒区上目黒二丁目19番15号
名称 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団
代表者 理事長 佐々木 一男

第9 水の確保

1 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書

東京都知事を甲とし、東京都目黒区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和46年東京都条例第121号）に基づき都立林試の森公園内に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

(維持管理)

第3条 甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

2 前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

(応急給水)

第4条 乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使

用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、第3条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

2 乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資器材以外のものに係る経費を負担するものとする。

(関連区)

第6条 乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

(実施細目)

第7条 乙と東京都水道局長は、この協定の実施に關し必要な事項について協議するものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、平成2年7月20日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成2年7月20日

甲 東京都知事 鈴木 俊一

乙 東京都目黒区長 塚本 俊雄

「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」の実施細目

東京都水道局長（以下「甲」という。）と東京都目黒区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で平成2年7月20日締結した「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」（以下「協定」という。）第7条の規定に基づく協定の実施細目を、次のとおり定める。

(給水施設の使用方法)

第1条 乙は、協定第4条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「都立林試の森公園内震災対策用応急給水施設に関する取扱要綱」第6項の規定に従い使用しなければならない。この場合において、乙は、水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないように努めなければならない。

(災害訓練に使用する場合の手続)

第2条 協定第4条ただし書による甲の承認手続等は、次の各号による。

- (1) 別紙様式1に必要事項を記載し、災害訓練実施日の7日前までに東京都水道局南部第二支所長（以下「支所長」という。）に届出て、その承認を得ること。

(2) 災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること。

(責任者の選任)

第3条 給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の使用に係る責任者を選任し、様式2により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(資器材の搬入等)

第4条 乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、様式3により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

(非常用備品等の補充)

第5条 乙は、災害訓練その他により、給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を費消し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

(損害賠償)

第6条 乙が、故意又は過失により、給水施設その他

甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

(疑義等の解釈)

第7条 この実施細目の解釈に疑義が生じたとき、又は、この実施細目に定めのない事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適用期日)

平成2年7月20日

甲	東京都水道局長	小松 秀雄
乙	東京都目黒区長	塚本 俊雄

第8条 この実施細目は、平成2年7月20日から適用する。

甲と乙とは、上記実施細目締結の証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

別記
(第1号様式)

第 年 月 日
号

支所長 様

区 長

給水施設の使用について（申請）

標記施設を下記のとおり防災訓練に使用したいので、承認願います。

記

1 日時 日 時 分から 日 時 分

2 対象人員

3 給水予定量

第 年 月 日
号

区 長 あて

支所長

給水施設の使用について（承認）

年 月 日付け 第 号により申請のあったこのことにつ
いては承認します。

第 年 月 日
号

支所長 様

区 長

選 任
給水施設使用責任者 通知
変 更

選 任
標記施設使用責任者を下記のとおり したので、通知します。
変 更

記

給水施設責任者

新 区

旧 区

第 年 月 日
号

支所長 様

区 長

資器材の（搬入・点検）について

応急給水のための資器材を下記により（給水施設内に搬入・点検）したいので了承願います。

記

1 日時 日 時 分から 日 時 分
時間 分

2 資器材の（搬入・点検）品目

第 年 月 日
号

区 長 あて

支所長

資器材の（搬入・点検）について

平成 年 月 日付け 第 号により申請のあったこのことについては承認します。

2 震災時協力井戸指定および維持管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は震災時協力井戸の指定および、その維持管理に関し必要な事項を定め、もって大地震等の災害時における、生活用水（飲料水を含む。）および初期消火用水利の確保を図ることを目的とする。

(指定)

第2条 区長は、つぎの要件を備えた井戸であつて、その所有者が大地震等の災害時に、区長の依頼に応じて地域住民に生活用水等を提供することを承諾したものを震災時協力井戸として指定する。

- (1) 区内にあること。
- (2) 日常的に使用されていること。
- (3) 地域住民も使用しやすい場所にあること。
- (4) 手押しポンプであること。

2 前項の規定にかかわらず、井戸の所有者が震災時協力井戸の指定を希望する場合は、前項各号に掲げる要件を備えていない井戸であっても、井戸の所有者の承諾を得て震災時協力井戸として指定することができる。

3 区長は、前2項の規定による指定にあつて、井戸の水質検査を区の負担により行う。

4 第1項および第2項の規定による承諾は、別記第1号様式による承諾書により行い、指定は別記第2号様式による指定書により行う。

(維持管理)

第3条 前条第1項または第2項の規定により指定した震災時協力井戸（以下「指定井戸」という。）の日常的な維持管理は、指定井戸の所有者が行う。

2 区長は、指定井戸の水質検査を、2年に1回、区

の負担により行う。

3 区長は、指定井戸に係る手押しポンプの設置または修理に要した経費のうち、区長が必要と認めた額を補助することが出来る。

(改造工事)

第4条 指定井戸の所有者が、初期消火用水利のための小型消防ポンプ連絡口の取付けを承諾した指定井戸については、区の負担により取り付け工事を行う。

(現状変更)

第5条 指定井戸の所有者が、指定井戸の現状を変更する場合または指定井戸を廃止する場合は、事前に区長と協議するものとする。

(解除)

第6条 つぎの各号いずれかに該当するときは、別記様式第3号による通知書により、指定井戸の指定を解除する。

- (1) 指定井戸所有者から指定解除の申し出があつたとき。
- (2) 指定井戸として不適当と区長が認めるとき。

(その他)

第7条 本要綱に定めることのほか、必要なことは別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成2年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の震災時協力井戸指定および運営要綱により指定を受けている震災時協力井戸は、この要綱により指定を受けた震災時協力井戸とみなす。

3 災害時の生活用水の提供に関する協定

東京都目黒区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業環境衛生同業組合目黒支部（以下「乙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京都目黒区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の応急給水活動時に、乙の協力を得て、被災者に対し生活用水（以下「水」という。）の円滑な供給を行う事を目的とする。

（水の提供要請等）

第2条 甲は、災害時に被災者に対し水の円滑な提供を行うため緊急給水を実施する必要がある場合、乙に対し乙の組合員の貯蔵水、井戸水等（以下「貯蔵水等」という。）の提供を要請する。

2 乙は、甲から前項に規定する要請を受けた時は、貯蔵水等を可能な範囲で甲に提供する。

この場合において乙は公衆衛生維持の観点から、浴場の開業を優先することとし、貯蔵水等の提供は、浴場が開業できない場合または貯蔵水等を提供しても営業に支障のない場合に限ることとする。

3 乙の貯蔵水の提供は、乙の組合員の公衆浴場の店頭で行う。

（費用弁償）

第3条 甲は、乙が提供した貯蔵水に係る水道料金ま

たは下水道料金を乙の請求後支払うものとし、その価格は、当該災害発生直前の東京都の定める料金とする。ただし、災害に関し料金の減額が行われた時は、減額後の料金を支払うものとする。

（災害補償）

第4条 甲の要請に基づき、乙が行う貯蔵水等の提供に従事した者に係る損害補償については、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月東京都目黒区条例第13号）の例による。

（貯蔵の状況の報告）

第5条 乙は、乙の組合員の貯水施設等に変更・改廃などがあった場合、または水質の変化を認めた時は、速やかに甲に申し出るものとする。

2 甲は、必要に応じて、乙に対し、貯水施設等の状況の報告を求めることができる。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙双方信義誠実の原則に基づき協議のうえ定める。

甲と乙とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成9年2月10日

東京都目黒区中央町二丁目4番5号
甲 東京都目黒区
代表者 東京都目黒区長 河原 勇

東京都目黒区自由が丘二丁目12番16号
乙 東京都公衆浴場業環境衛生同業組合目黒支部
代表者 目黒支部長 山田 昇

災害時の生活用水の提供に関する協定実施細目

東京都目黒区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場業環境衛生同業組合目黒支部（以下「乙」という。）の間において、平成9年2月10日に締結した「災害時の生活用水の提供に関する協定」の細目を次のとおりとする。

（提供要請）

第1条 協定第2条に基づき、甲から乙に対する貯蔵水等の提供要請は、文書により行う。ただし、文書によるいとまがない場合は、とりあえず、口頭または電話により要請し、後日文書により正式に依頼する。

（水の代金の請求）

第2条 協定第3条に基づく、乙が甲に対し水の代金を請求する場合は、公衆浴場別の水の提供量の明細を添付する。

（連絡体制）

第3条 甲乙双方は、緊急時の連絡方法について平素からその確立に努める。

以 上

4 災害時における給排水設備応急復旧活動に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と東京都管工事工業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所及び区所管施設（以下「避難所等」という。）の給排水設備応急復旧活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、目黒区地域防災計画（以下「計画」という。）に基づき、甲が行う避難所等の給排水設備応急復旧活動について、災害時における民間協力の一環として、甲が乙に対し、協力を求めるときの基本的な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、甲のみでは十分な応急復旧活動を実施することが困難な場合は、乙に対して応急復旧活動に対する協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等で行い、後日速やかに文書により処理するものとする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務の内容は、避難所等の給排水設備に関する被害状況調査及び排水管の公共ますへの固着状況調査並びに被害箇所の応急復旧措置とする。

（業務の実施）

第4条 乙は、甲からの協力要請があったときは、乙に属する会員（以下「会員」という。）を出動させ、当該要請に基づく前条に規定する業務（以下「業務」という。）を実施させるものとする。

（業務の完了）

第5条 乙は、会員が実施する業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 甲は、業務に要した費用を負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用について、業務終了後甲の確認を受けて、甲に請求するものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、会員がその実施した業務において負傷し、又は死亡した場合は、「水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月目黒区条例13号）の規定に基づき、又は準じて、損害を補償するものとする。ただし、その会員が「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）の適用を受ける部分については除くものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、契約締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに、甲乙双方から何らの申出がない限り、1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（その他）

第9条 この協定に定めがない事項及び協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

以上、この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年6月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15番地
東京都目黒区
目黒区長 青木英二

乙 東京都港区赤坂六丁目15番14号
東京都管工事工業協同組合
理事長 木村昌民

第10 食糧の確保

1 災害時における米穀供給に関する協定書

災害時における米穀の供給に関し、目黒区(以下「甲」という。)と、東京都米穀小売商業組合目黒支部(以下「乙」という。)との間において、下記のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第1条 この協定は、区内に災害が発生したときに、目黒区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、食糧の円滑な確保を図ることを目的とする。

(優先供給の要請)

第2条 甲は、災害時において緊急に米穀を調達する必要を生じたときは、乙に対して米穀の優先供給を要請することができる。

(協力の内容)

第3条 乙は、災害時において甲からの要請があったときは、可能な範囲において、米穀を優先供給する。

(米穀の受領)

第4条 甲は、米穀の供給場所を指定し、当該供給場所において数量を確認の上、米穀を受け取る。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき米穀の優先供給を行ったときは、供給した数量、供給場所、日時等を文書により甲に対し報告する。

(価格及び請求)

第6条 米穀の価格は、災害が発生する直前の販売価格とする。

2 乙は、甲に米穀を供給したときは、甲にその代金を請求する。

3 乙は、甲の要請により米穀を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

(代金の支給)

第7条 甲は、乙から米穀の代金及び輸送経費の請求があったときは、速やかにその代金を支払う。

(協力店の表示)

第8条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「目黒区災害時食糧協力店」の看板を掲示することができる。

(細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

(付則)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ各一通を保有する。

昭和55年5月2日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
東京都目黒区
東京都目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区中央町一丁目3番8号
東京都米穀小売商業組合目黒支部
支部長 高柳 良三

災害時における米穀供給に関する協定細目

「災害時における米穀供給に関する協定書」(以下「協定書」という。)第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

(報告)

第1条 協定書第3条に定める報告は、災害用応急精米備蓄総量等報告書(様式1号)により、甲に対して毎年度末に行うものとする。

(要請手続)

第2条 協定書第4条に定める要請は、災害用応急精米供給要請書(様式2号)により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

(請求手続)

第3条 協定書第5条に定める請求をする場合は、受取確認印のある甲の要請書を添付するものとする。

災害用応急精米備蓄総量等報告書

年 月 日

目黒区長 へ

東京都米穀小売商業組合

目黒支部長

印

「災害時における応急用精米の供給に関する協定書」第3条に基づき、災害用
応急精米の備蓄総量を、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|---|------|--------|------|----|
| 1 | 備蓄総量 | 精米1店舗約 | kg (| 俵) |
| | | 支部全体 | kg (| 俵) |
| 2 | 協力態勢 | 別添のとおり | | |

以 上

災害用応急精米供給要請書

年 月 日

東京都米穀小売商業組合
支部長 様

目黒区長

印

「災害時における応急用精米の供給に関する協定書」第4条に基づき、災害用
応急精米の供給を、下記のとおり要請します。

記

- 1 数量 精米 kg (俵)
- 2 納入場所 目黒区 町 丁目 番 号
- 以 上

受取確認 (区職員)

所属 部 課 (所)

氏名 印

第1 趣旨

この要領は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）が発動された場合（災害救助法が発動され救助を行う場合又は国民保護法が発動され救援を行う場合をいう。以下同じ。）における食糧管理特別会計に属する物品のうち政府倉庫、政府サイロ及び農林水産省指定倉庫（以下「倉庫」という。）に保管されている米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯（以下「災害救助用米穀等」という。）の都道府県知事（以下「知事」という。）への緊急引渡手続について、必要な事項を定めるものとする。

第2 事前の協定等

1 地方農政事務所長（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局長、北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長をいう。以下「地方農政事務所長等」という。）は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合において、知事並びに災害救助法第30条及び国民保護法第76条に基づく市町村長（特別区の区長を含む。以下「市町村長等」という。）からの緊急の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀等の引渡しに関し、あらかじめ、地方農政事務所（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局をいう。以下「地方農政事務所等」という。）が所在する知事との間で第3に定める事項のほか、市町村長等が直接要請する場合等に関する次の事項について協定を締結しておくものとする。

(1) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法又は国民保護法が発動された場合に当該期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀等について、地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課長及び地方農政事務所等の地域課長（以下「地域課長等」という。）又は倉庫の責任者（政府倉庫の物品出納官を含む。以下同じ。）に対して直接引渡しを要請することができること。

(2) 知事は、市町村長等が(1)により災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合には、当該市町村長等が引渡しを受けた災害救助用米穀等の全数量について所定の価格により買い受けること。

なお、この場合の価格については、災害救助法又は国民保護法が発動された場合の直前の政府売渡予定価格を基準として、決定することを原則とする。

(3) 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとすること。

ア 災害救助法が発動された場合

延納措置の期間については、原則として30日以内とする。ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合においては、3ヶ月以内とする。

これらの期間については、地方農政事務所等が知事と協議の上、決定するものとする。

(7) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと

(i) 自衛隊の派遣が行われていること

(v) 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、総合食料局長がやむを得ないと認めること

イ 国民保護法が発動された場合

延納措置の期間については、3ヶ月以内とし、地方農政事務所長等が知事と協議の上、決定するものとする。

(4) 災害救助用米穀等として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

ただし、知事又は知事若しくは市町村長等が指定する者（知事又は市町村長等が取扱業者として指定した卸売業者等をいう。以下「引取人」という。）が当該事故品の損傷等の程度が軽微であり、災害救助用米穀等として適当であると認めた場合であって、当該倉庫に在庫する正品の不足を補うため知事又は引取人からの引渡しの要請があった場合は、当該事故品を引渡しして差し支えないものとする。

2 1の協定が成立した場合には、地方農政事務所長等は管下の地域課長等及び農林水産省指定倉庫業者に対し、知事は市町村長等に対し、それぞれその内容等を周知徹底させておくものとする。

第3 知事又は市町村長等に対する災害救助用米穀等の引渡し

1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合の手続は次のとおりとする。

(1) 地方農政事務所長等は、知事から災害救助用米穀等の緊急引渡しについて要請を受け、知事に対する直接売却を決定した場合は、直ちに知事に対し延納売却を行うものとする。

この場合における売買契約の締結は、災害救助法又は国民保護法の発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について（平成16年4月1日付け15総合第2911号総合食料局長通知）に基づき、地方農政事務所等の分任契約担当官が行うものとする。

(2) 知事に対する地方農政事務所長等の災害救助用米穀等引渡事務は、荷渡指図書及び出庫証による物品の引渡要領（昭和35年4月7日付け35食糧第2232号（経理）食糧庁長官通知。以下「引渡要領」という。）に定めるところにより行うものとする。

ただし、次に掲げる場合は、地方農政事務所等の分任物品管理官（以下「分任物品管理官」という。）が発行する荷渡指図書（出庫証を含む。以下同じ。）は概数によって発行することができるものとする。

ア 災害区域の倉庫から災害救助用米穀等を出庫する場合であって正品在庫数量が不明確なとき。

イ 災害区域別に災害救助用米穀等の必要量の変動が予想されるとき。

2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合の手続は次のとおりとする。

(1) 分任物品管理官と倉庫並びに地方農政事務所等において倉庫を管轄する主管課及び地方農政事務所等の地域課（以下「地域課等」という。）との間に連絡がつく場合

ア 分任物品管理官は、荷渡指図書を発行・交付して引渡しをする時間的余裕がない（荷渡指図書を交付しても、当該荷渡指図書の呈示を受けて災害救助用米穀等の引渡しを行うことが困難な場合を含む。）と認めた場合は、荷渡指図書によることなく知事又は引取人に対して災害救助用米穀等を引き渡すものとする。

イ 分任物品管理官は、アにより災害救助用米穀等を引き渡す場合は、倉庫の責任者に対し、電話又は他の通信方法により当該災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を明確に指示するとともに、倉庫を管轄する地域課長等に対し、指示の内容を連絡するものとする。

ただし、1の(2)のただし書に掲げる事由に該当する場合は、概数による指示を行うことができるものとする。

なお、倉庫の責任者及び地域課長等は、分任物品管理官から指示のあった内容等を記録しておくものとする。

ウ 倉庫の責任者は、イの分任物品管理官の指示に基づき知事又は引取人に対して災害救助用米穀等の引渡しを行う場合は、知事又は引取人から引渡しに係る災害救助用米穀等の種類、等級及び数量等を明らかにした受領証を必ず徴するものとする。

エ 分任物品管理官及び地域課長等は、ウにより災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、必要に応じ、地方農政事務所等の職員を立ち会わせるものとする。

(2) 分任物品管理官と倉庫及び地域課等との間に連絡がつかない場合

ア 市町村長等から地域課長等に対して緊急な引渡しを要請する場合

(7) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とする場合は、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡のとれない場合は、当該地域課等の保管業務担当者である地方農政事務所等の職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して、文書により要請を行うものとする。

とする。

(イ) 保管業務担当職員は、市町村長等から(7)により要請を受けた場合であって、当該要請内容を検討の上、適当と認めた場合は、その旨を市町村長等に通知するとともに、倉庫の責任者に対して災害救助用米穀等の引渡しの指示を(1)のイに準じて行うものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、(イ)による保管業務担当職員の指示に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際しては、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

(エ) 保管業務担当職員は、(ウ)により災害救助用米穀等の引渡しが行われる場合は、自ら立ち会うか又は地域課等の職員に立ち会わせるものとする。

イ 市町村長等から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

(7) 市町村長等は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀等の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等の引き取りを必要とするにもかかわらず保管業務担当職員に対して連絡がとれない場合は、倉庫の責任者に対して、文書により緊急な引渡しを要請することができるものとする。

(イ) 倉庫の責任者は、(7)による市町村長等の要請書に基づき災害救助用米穀等の引渡しを行うものとするが、その引渡しに際して、(1)のウに準じて市町村長等から受領証を徴するものとする。

なお、この場合、倉庫の責任者は、トラック番号その他当該引渡しの事実を証する事項及び引渡時の立会者名等を記録しておくものとする。

(ウ) 倉庫の責任者は、保管業務担当職員に対して連絡がつかない場合、速やかに(イ)による災害救助用米穀等の引渡しの事実及び状況等を報告するものとする。

ウ 市町村長等が、緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀等の数量は、被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食に必要な数量とするものとする。

エ 分任物品管理官に対する地域課長等の報告
地域課長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを行った場合は、速やかに分任物品管理官に対してあらかじめ分任物品管理官の定める様式により当該引渡災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

オ 知事に対する市町村長等の報告

市町村長等は、ア又はイにより災害救助用米穀等の引渡しを受けた場合は、速やかに、知事に対して、当該引渡しを受けた災害救助用米穀等の日別、倉庫別の種類、等級及び数量等を報告するものとする。

第4 売買契約書の整備

- 1 分任物品管理官は、第3の1の(2)のただし書により概数による荷渡指図書が発行された場合において、実際の引渡しに応じて売買契約の内容を改定する必要がある場合又は第3の2により荷渡指図書によることなく引渡しが行われた場合は、知事と実引渡月日ごとに実引渡数量をもって、売買契約の改定又は締結を行うものとする。
- 2 分任物品管理官は、1の売買契約の締結に当たっては、知事から「日別、倉庫別買受数量明細書」を徴し、これと第3の2の(2)のエの地域課長等からの報告等を照合するものとする。

第5 荷渡指図書の発行等事務整理

- 1 分任物品管理官は、第3の2により荷渡指図書を発行・交付していない場合は、速やかに第4の

1により売買契約を締結した日付けで荷渡指図書を発行し、知事に交付するものとする。

- 2 1により荷渡指図書を発行・交付した場合の事務処理は、次によるほか、引渡要領の定めるところによるものとする。
 - (1) 分任物品管理官は、荷渡指図書の裏面に、引渡物品受領確認印(知事)を徴した上、荷渡通知書及び払出命令書とともに地域課長等に送付するものとする。
 - (2) 地域課長等は、(1)により送付を受けた荷渡指図書及び荷渡通知書を倉庫の責任者に回付するものとする。
 - (3) 倉庫の責任者は、(2)により荷渡指図書及び荷渡通知書の回付を受けた場合は、知事又は引取人からの受領証と照合の上、引渡報告書を作成し、これを地域課長等に提出するものとする。

災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡に関する協定書

61 生文価米第172号

災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀及び災害救助用乾パン(以下「災害救助用米穀等」という。)の緊急引渡しの円滑を期するため東京食糧事務所長を甲とし、東京都知事を乙とし甲乙間において、次の条項により協定する。

(売買契約)

第1条 災害時における災害救助用米穀等の売買契約は甲と乙が行うものとし、契約の締結は「災害救助法発動に伴う応急食糧売却の売買契約書及び延納措置について」(昭和35年4月19日付35食糧第2432号(経理)食糧庁長官通達)によるものとする。

(代金の納入)

第2条 甲は、災害救助用米穀等の売却代金の納入に当たっては30日の範囲内で延納を認めるものとし、その日数はその都度甲乙間で協議し決定するものとする。

(価格)

第3条 甲が乙に売渡す災害救助用米穀の価格は「米穀の主食用売渡価格について」(食糧庁長官通達)によるものとし、災害用乾パンにあつては別途通知する。価格の変更があつた場合はその都度通知する。

(品質)

第4条 甲が災害救助用米穀等を引渡す場合、正品に限るものとし、事故品の引渡しは行わない。ただし、乙が当該事故品の損傷が軽微であり災害救助用として適当であると認めた場合で、乙の引渡し要請があつたときは甲はこれを引渡すものとする。

(緊急引渡し要請)

第5条 乙又は区市町村長が荷渡指図書によることなく災害救助用米穀等の緊急引渡しを要請する場合は、政府所有食糧引渡要請書(別記第1号様式)により要請するものとする。

政府所有食糧引渡要請書

年 月 日

東京食糧事務所 支所長 殿
東京食糧事務所 支所
保管指導担当者 殿
倉庫 殿

新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 印
区(市町村)長 印

倉庫(倉所)
に保管中の政府所有食糧を区(市町村)民に給食した
貴倉庫
いので、下記数量の引き渡しを要請します。

記

1 品 目	内地玄米	内地精米	乾パン
2 数 量		kg (箱)	

3 災害時におけるめん類等の提供に関する協定書（東京都麺類協同組合目黒支部）

災害時における応急食糧としてめん類等の提供に関し、東京都目黒区（以下「甲」という。）と東京都麺類協同組合目黒支部（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、区内の食糧の応急給与を必要とする災害が発生したときに、東京都目黒区地域防災計画に基づく応急食糧確保の一環として、区内めん類業者の積極的な協力を得ることにより、区民に対する応急食糧の確保および円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲が行う応急食糧の給与活動について、甲から協力の要請があったときは、積極的に協力するものとする。

前項の協力の範囲はつぎのとおりとする。

- (1) めん類等給食に関する原材料の提供
- (2) めん類等給食に関する設備機器の提供
- (3) めん類等給食に関する労務の提供

（要請手続）

第3条 甲は、乙に協力を要請する場合は、業務内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

2 乙に対する甲の要請手続は、東京都目黒区災害対策本部条例施行規則（昭和38年9月東京都目黒区規則第22号）に定める関係部長が担当する。

（指示）

第4条 乙の協力に係る指示および連絡調整については、甲が指定する区職員が行うものとする。

（費用弁償および経費負担）

第5条 甲は、乙が提供した原材料および設備機器等

に係る実費を弁償するものとする。

2 甲は、乙が原材料および設備機器等の運搬に要した経費を負担するものとする。

（請求および支払）

第6条 乙は、業務終了後前条に定める費用および経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認のうえすみやかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、めん類等の提供業務により乙の組合員が負傷し、もしくは病気にかかり、または死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月東京都目黒区条例第13号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協力店の表示）

第8条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「目黒区災害時応急食糧協力店」の看板を掲示することができる。

（細目）

第9条 この協定の実施に関する必要事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めない事項、または、この協定の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

（付則）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものである。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年12月26日

東京都目黒区中央町二丁目4番5号
甲 東京都目黒区
（代表者）東京都目黒区長
塚本 俊雄

東京都目黒区三田一丁目11番26号
乙 東京都麺類協同組合目黒支部
（代表者）支部長
矢口 吉三郎

災害時におけるめん類等の提供に関する協定細目

「災害時におけるめん類等の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（協力の内容）

第1条 協定書第2条に定める労務の提供には、甲が実施する給食活動の実施場所までの原材料および設備機器の運搬を含むものとする。

（要請手続）

第2条 協定書第3条に定める甲の要請は、めん類等提供要請書（別記第1号様式）により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙

の組合員に口頭で要請することができる。

3 前項に基づき直接乙の組合員に要請した場合は、後日文書をもって乙に報告するものとする。

(費用弁償)

第3条 協定書第5条に定める費用弁償の実費は、次のとおりとする。

(1) 提供した原材料については、災害発生時直前の市価を基準として双方協議のうえ定める。

(2) 提供した設備機器については、設備機器が亡失または破損した場合は、設備機器の新規購入または修理に要した実費を弁償するものとする。

(請求手続)

第4条 協定書第6条に定める請求は、めん類等提供請求書(別記第2号様式)に応急給食活動報告書(別記第3号様式)を添えて請求するものとする。

めん類等提供要請書

年 月 日

東京都麺類協同組合

支部長 様

目黒区長 印

「災害時におけるめん類等の提供に関する協定」第3条に基づき、めん類等の提供を、下記のとおり要請します。

記

業務内容

日 時 月 日 時から 月 日 時

場 所 (1)

(2)

(3)

(4)

その他

めん類等提供請求書

年 月 日

目黒区長

あて

東京都麺類協同組合

支部長

印

「災害時におけるめん類等の提供に関する協定」第5条に基づき、
 年 月 日から 年 月 日までに提供しためん類等に係る費用を、下記
 のとおり請求いたします。

記

金 円也

(内 訳)

		種類	使用量	単価	金額
原材料					
	小計				
設備機器					
	小計				
合計					

第3号様式

応急給食活動報告書

班名	責任者名	従事者名	活動場所	活動期間	活動実績				備考
					朝食	昼食	夕食	計食	
				月 日 時から 月 日 時まで					
				月 日 時から 月 日 時まで					
				月 日 時から 月 日 時まで					
				月 日 時から 月 日 時まで					

4 災害時におけるめん類等の提供に関する協定書（東京都麺類協同組合碑文谷支部） -

災害時における応急食糧としてめん類等の提供に関し、東京都目黒区（以下「甲」という。）と東京都麺類協同組合碑文谷支部（以下「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第1条 この協定は、区内に食糧の応急給与を必要とする災害が発生したときに、東京都目黒区地域防災計画に基づく応急食糧確保の一環として、区内めん類業者の積極的な協力を得ることにより、区民に対する応急食糧の確保および円滑な給与を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲が行う応急食糧の給与活動について、甲から協力要請があったときは、積極的に協力するものとする。

前項の協力の範囲は、つぎのとおりとする。

- (1) めん類等給食に関する原材料の提供
- (2) めん類等給食に関する設備機器の提供
- (3) めん類等給食に関する労務の提供

（要請手続）

第3条 甲は、乙に協力を要請する場合は、業務内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

2 乙に対する甲の要請手続は、東京都目黒区災害対策本部条例施行規則（昭和38年9月東京都目黒区規則第22号）に定める関係部長が担当する。

（指示）

第4条 乙の協力に係る指示および連絡調整については、甲が指定する区職員が行うものとする。

（費用弁償および経費負担）

第5条 甲は、乙が提供した原材料および設備機器等

に係る実費を弁償するものとする。

2 甲は、乙が原材料および設備機器等の運搬に要した経費を負担するものとする。

（請求および支払）

第6条 乙は、業務終了後前条に定める費用および経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認のうえすみやかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき、めん類等の提供業務により乙の組合員が負傷し、もしくは病気にかかりまたは死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月東京都目黒区条例第13号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協力店の表示）

第8条 甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「目黒区災害時応急食糧協力店」の看板を掲示することができる。

（細目）

第9条 この協定の実施に関する必要事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項、または、この協定の解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

（付則）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

上記協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和55年12月26日

東京都目黒区中央町二丁目4番5号
甲 東京都目黒区
（代表者）東京都目黒区長
塚本 俊雄

東京都目黒区鷹番三丁目19番5号
乙 東京都麺類協同組合碑文谷支部
（代表者）支部長
田中 輝吉

災害時におけるめん類等の提供に関する協定細目

「災害時におけるめん類等の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条に基づく細目は、つぎのとおりとする。

（協力の内容）

第1条 協定書第2条に定める労務の提供には、甲が実施する給食活動の実施場所までの原材料および設備機器の運搬を含むものとする。

（要請手続）

第2条 協定書第3条に定める甲の要請は、めん類等

提供要請書（別記第1号様式）により乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日文書をもって処理するものとする。

2 乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の組合員に口頭で要請することができる。

3 前項に基づき直接乙の組合員に要請した場合は、後日文書をもって乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第3条 協定書第5条に定める費用弁償の実費は、つぎのとおりとする。

- (1) 提供した原材料については、災害発生時直前の市価を基準として双方協議のうえ定める。
- (2) 提供した設備機器については、設備機器が亡失または破損した場合は、設備機器の新規購入また

は修理に要した実費を弁償するものとする。

(請求手続)

第4条 協定書第6条に定める請求は、めん類等提供請求書(別記第2号様式)に応急給食活動報告書(別記第3号様式)を添えて請求するものとする。

※ 第1号様式、第2号様式、第3号様式はともに、目黒支部の様式と同一のものを使用する。

5 災害時における非常用食糧（食肉等）の供給に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と、東京都食肉生活衛生同業組合目黒支部（以下「乙」という。）は、災害時における非常用食糧（食肉等）（以下「食糧」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内の食糧の応急供与を必要とする災害が発生したとき、目黒区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、区内食肉業者の積極的な協力を得ることにより、食糧の円滑な確保を図ることを目的とする。

（供給要請及び協力）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、必要があると認めるときは、乙に対し食糧の供給を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、特別の理由がない限りこれに協力するものとする。なお、供給する食糧については、衛生面に留意し適切に保存管理されたものとする。

（要請の方法）

第3条 前項第1項の要請は、非常用食糧（食肉等）供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動状況を非常用食糧（食肉等）供給協力実施報告書（第2号様式）により、報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙の食糧の供給及びその運搬に要した

費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、当該災害が発生した直前の価格とする。

（請求及び支払）

第6条 乙は、甲の要請する食糧を納入したときは、その費用を請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲の要請に基づき食糧の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月 目黒区条例第13号）の例により、補償を行うものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成19年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成18年11月9日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

甲 目黒区
目黒区長 青木英二

東京都目黒区八雲一丁目7番1号

乙 東京都食肉生活衛生同業組合目黒支部
支部長 小関敏雄

6 災害時における飲料の優先供給に関する協定（サントリーフーズ）

目黒区（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、目黒区内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の飲料の供給に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

（飲料供給の要請）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、飲料供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給内容の報告）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料を優先的に供給するものとする。

2 乙は、前項の供給内容について、飲料供給協力報告書（第2号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料の受領）

第4条 乙は、甲が指定する場所に飲料を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条の規定による飲料の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 供給した飲料に相当する価額（災害時直前の価格により算定する。）

(2) 飲料の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

（請求及び支払）

第6条 乙は、前条第2項の規定により算出した費用を、飲料供給協力費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第4号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請に基づき、飲料の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月目黒区条例第13号）の規定に基づき、又は準じて、損害を補償するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記入押印の上、その1通を保管する。

平成19年11月 1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木英二

乙 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役 引田耕治

(第1号様式)

飲料供給協力要請書

年 月 日

サントリーフーズ株式会社

代表取締役社長

様

目黒区長

印

災害時における飲料の優先供給に関する協定第2条第1項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請書番号	No.
2 品名・数量	
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
4 搬入場所	
5 搬入方法	
6 連絡先	所属 氏名 電話 FAX
7 備考	

(第2号様式)

飲料供給協力報告書

年 月 日

目黒区長 様

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長

災害時における飲料の優先供給に関する協定第3条第2項の規定により、下記のとおり供給内容を報告します。

記

1 要請書番号	No.	(受領日 月 日)
2 供給可能な品名・数量		
3 搬入日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
4 搬入場所		
5 搬入方法		
6 連絡先	所属 電話	氏名 FAX
7 備考		

(第3号様式)

飲料供給協力費用請求書

年 月 日

目黒区長 様

サントリーフーズ株式会社

代表取締役社長

印

災害時における飲料の優先供給に関する協定第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____

2 内 訳

品 名	数量	単位	単価	金 額	備 考
消費税額					
合 計					

災害時緊急連絡体制表

年 月 日

甲：目黒区

順位	緊急連絡先		
1	電話		
	FAX		
	メール		
2	電話		
	FAX		
	メール		
3	電話		
	FAX		
	メール		

乙：サントリーフーズ株式会社

順位	緊急連絡先		
1	電話		
	FAX		
	メール		
2	電話		
	FAX		
	メール		
3	電話		
	FAX		
	メール		

第 11 燃料等の確保

1 災害時における石油燃料の優先供給に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、目黒区(以下「甲」という。)と東京都石油商業組合品川目黒支部(以下「乙」という。)及び東京都石油業協同組合品川目黒支部(以下「丙」という。)とが協力して、災害応急・復旧対策活動に必要な石油燃料の安定的な供給をするために必要な事項を定める。

(石油燃料の安定供給)

第2条 甲は、災害時において、乙及び丙に対し、次に掲げる施設又は車両に対する石油燃料の供給等を要請する。

- 一 災害対策上重要な施設
- 二 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条に規定する緊急通行車両

2 乙及び丙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対し、石油燃料を供給するものとする。

3 甲は、乙及び丙が前項に規定する石油燃料の供給を円滑に実施できるよう必要な措置を講ずる。

(石油燃料の供給に係る費用の負担)

第3条 前条第2項の規定により、乙又は丙が供給した石油燃料の対価に要する費用については、甲が負担する。

(石油燃料の調達方法等)

第4条 石油燃料の調達、保管、災害時の払出し等の

方法、費用の負担等については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(実施細目)

第5条 この協定の実施に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定める。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成27年12月2日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定める事項に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、必要に応じて、甲、乙及び丙が協議して定める。

付 則

- 1 この協定書は、締結の日から適用する。
- 2 平成11年2月5日付けで目黒区及び東京都石油商業組合目黒支部が締結した「災害時における燃料の供給に関する協定」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月2日

(甲) 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
区 長 青木 英二

(乙) 東京都品川区小山三丁目23番12号
東京都石油商業組合品川目黒支部
代表者 支部長 大谷 匡弘

(丙) 東京都品川区小山三丁目23番12号
東京都石油業協同組合品川目黒支部
代表者 支部長 大谷 匡弘

災害時における石油燃料の優先供給に関する協定実施細目

目黒区(以下「甲」という。)と東京都石油商業組合品川目黒支部(以下「乙」という。)及び東京都石油業協同組合品川目黒支部(以下「丙」という。)とは、災害時における石油燃料の優先供給に関する協定(以下「協定」という。)第5条の規定に基づき、次の条項により実施細目を締結する。

(趣旨)

第1条 この実施細目は、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(範囲)

第2条 協定第2条第2項により、乙及び丙が甲に対し石油燃料を供給する給油取扱所は、目黒区内で営業する乙又は丙に加盟する給油取扱所とする。

(石油燃料の供給)

第3条 協定第2条による災害対策上重要な施設及び車両に対する石油燃料の供給等は、甲から乙又は丙に要請がなされ、乙又は丙がこれを受けた旨甲に回答した時点から開始するものとする。

2 乙又は丙は、協定第2条第2項の規定により、甲

の要請を受けた時点の石油燃料の在庫状況等を踏まえて、可能な限り石油燃料を供給するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない

- 一 乙又は丙の施設又は設備に被害が生じ、石油燃料が供給できないとき。
- 二 乙又は丙の施設の電力供給が絶たれ、石油燃料が供給できないとき。
- 三 乙又は丙の施設において従事する人員が確保できず、石油燃料が供給できないとき。
- 四 前3号に定めるもののほか、甲、乙及び丙の協議により、石油燃料が供給できないと認められるとき。

(石油燃料の供給期間)

第4条 協定に基づく石油燃料の供給を行う期間は、前条第1項に規定する乙及び丙の回答の時点から、甲が乙及び丙に石油燃料の供給終了を通知する時点までの期間とする。

(情報の提供)

第5条 甲は、協定及びこの実施細目に基づく石油燃料の安定供給及び備蓄を円滑かつ迅速に遂行できるよう、被災状況、交通規制の状況、施設周辺の被災状況、関係地域における災害対策活動の状況等に関する情報を収集し、乙及び丙に適宜提供するものとする。

(施設に対する石油燃料の輸送)

第6条 協定第2条第1項第1号に掲げる施設への石油燃料の輸送は、甲が行うものとする。

(石油燃料の備蓄保管)

第7条 別表に定める乙又は丙に加入する給油取扱所は、それぞれ同表に定める数量の石油燃料を備蓄保管するものとする。但し、輸送元からの入荷の状況によっては、この限りではない。

(石油燃料の供給方法)

第8条 協定第2条に掲げる施設又は車両に対して、石油燃料を供給する場合、現金と引換えに供給するものとする。

(石油燃料の供給に係る費用の額)

第9条 協定第3条により甲が負担する費用の額は、乙又は丙が協定第2条第2項の規定により供給した石油燃料の量に、災害発生時直近の経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査による価格を乗じて得た額とする。

(石油燃料の備蓄に係る費用)

第10条 甲は、第7条に定める備蓄のための保管費用として、乙に対し、年間250,000円を支払うものとする。

2 前項の保管費用は、履行状況を確認した上で、半期ごとに125,000円を乙に支払うものとする。

3 乙は、前項に規定する履行状況について、毎年度9月末日及び3月末日の状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の報告の内容について検査し、その内容が適正であると認めるときは、この請求により第2項に定める費用を支払うものとする。

(補則)

第11条 この実施細目に定める事項に関する疑義又はこの実施細目に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議し別に定める。

この実施細目を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通保管する。

付 則 第10条に定める備蓄のための保管費用について、協定締結日から平成28年3月31日までの期間については、83,400円とする。

平成27年12月2日

(甲) 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
区 長 青木 英二

(乙) 東京都品川区小山三丁目23番12号
東京都石油商業組合品川目黒支部
代表者 支部長 大谷 匡弘

(丙) 東京都品川区小山三丁目23番12号
東京都石油業協同組合品川目黒支部
代表者 支部長 大谷 匡弘

各給油所における石油燃料備蓄量一覧表

No.	給油所名	所在地	会社名	印	備蓄量
					ガソリン： ℓ 軽油： ℓ 灯油： ℓ
					ガソリン： ℓ 軽油： ℓ 灯油： ℓ
					ガソリン： ℓ 軽油： ℓ 灯油： ℓ
					ガソリン： ℓ 軽油： ℓ 灯油： ℓ

2 災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

(都環境局)

東京都(以下「甲」という。)と一般社団法人東京都LPガス協会(以下「乙」という。)とは、東京都内に震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙とが相互に協力して避難所の救援活動を円滑に支援するため、LPガス及び燃焼器具(以下「LPガス等」という。)の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、東京都地域防災計画に基づき、甲が行う災害時におけるLPガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力体制の確保)

第2条 災害時に必要なLPガス等の調達及び供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙の支部に対して必要な指導を行うものとする。

2 甲は、東京都内の区市町村と乙の支部とが災害時のLPガス等の供給に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行い、乙は、乙の支部に対し当該協定等の締結を指導するものとする。

(協力要請)

第3条 災害時において、甲がLPガス等を避難所へ供給するために必要とするときは、甲は、乙及び乙の支部(以下「乙等」という。)に対して、LPガス等の供給について協力を要請することができる。

(協力義務)

第4条 乙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、避難所へのLPガス等の優先供給、運搬等について積極的に協力するよう努めるものとする。

2 甲は、災害時において避難所へのLPガス等の供給が円滑に行われるよう、平素から受入体制の整備に努めるよう区市町村に働きかける。

平成26年5月19日

(費用)

第5条 前条第1項の規定により乙等が避難所へ供給したLPガス等の対価及び乙等が行った運搬等の費用については、LPガス等の供給を受けた避難所の設置者が負担するものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びLPガス等の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災意識の向上)

第7条 乙は、その協会活動を通じて、日常的なLPガス等の備蓄、緊急時対応設備の整備の重要性の認識等乙の会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

2 甲は、この協定を円滑に機能させるため、甲及び避難所の設置者の実施する防災訓練等に、乙等の参加を求めることができるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、双方から申し出のない場合には、更に1年間延長され、以降、この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項について、疑義が生じたとき、又は、この協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し双方記名押印の上各自1通を保有する。

甲 東京都環境局長

長谷川明

乙 一般社団法人 東京都LPガス協会会長

尾崎義美

「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定細目」

東京都(以下「甲」という。)と一般社団法人東京都LPガス協会(以下「乙」という。)とは甲乙間の平成26年5月19日付け「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定」(以下「本協定」という。)第8条の規定に基づき、業務内容及び損害賠償等に関し、次のとおり本協定の実施細目を締結する。

(供給要請)

第1条 甲は、東京都内の区市町村から、避難所へのLPガス及び燃焼器具(以下「LPガス等」という。)の供給要請を受けた場合は、乙及び乙の支部(以下「乙等」という。)に供給要請をすることができる。

2 乙等は、前項の規定による供給要請を受けた場合

は、要請のあった区市町村の避難所へ優先的にLPガス等を供給する。

3 甲から乙等への要請は、供給開始希望年月日、供給場所、供給するLPガス等の数量及びその他必要な事項を記入した別紙によりファックス、メール等で行うものとする。ただし、別紙により要請する時間がないときは、口頭で要請した上で、その後できる限り速やかに別紙を提出するものとする。

(運搬及び設置)

第2条 LPガス等の避難所への運搬及び設置は、甲又は乙等の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙等に対し、LPガス等の運搬及

び設置に関する協力を求めることができる。

2 乙等は、避難所の設置者から納品の確認を受けた上で、LPガス等を引き渡すものとする。

3 乙等は、要請を受けた供給ごとに、LPガス等の運搬及び設置の業務が終了したときは、別紙により甲へ報告するものとする。ただし、別紙により報告する時間がないときは、口頭で報告した上で、その後できる限り速やかに別紙を提出するものとする。

(費用)

第3条 本協定第5条に規定する対価及び費用の額は、乙等又は乙等の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙等及び供給を受けた区市町村との間で協議の上、決定するものとする。

(価格高騰の防止)

第4条 乙は、災害時においてLPガス等の価格の高騰の防止に努めるものとする。

(緊急通行)

第5条 乙等は、災害時にLPガス等を円滑に運搬するための「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章(ステッカー)」の交付を甲にあらかじめ申請する。

2 乙は、「緊急運搬車両用横断幕等」をあらかじめ備え、乙等は災害時にLPガス等を運搬する車両にこれを掲げるものとする。

(従事者の損害補償)

第6条 甲は、乙等の職員及び従事者(乙等の依頼により運搬業務に従事する者を含む。)について、本協定に基づく業務の実施による死亡その他の事故が生じたときは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和38年東京都条例第38号)の規定に準じて、これを補償するものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令(条例を含む。)による治療その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(損害の処理)

第7条 本協定に基づく業務等の実施に伴い、甲及び乙等の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はLPガス等の運搬に使用された車両等に損害が生じたときは、乙等はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告しその処置については、甲及び乙等が協議して定めるものとする。

この細目の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月19日

甲 東京都環境局環境改善部長

木村 尊彦

乙 一般社団法人 東京都LPガス協会会長

尾崎 義美

第12 電源の確保

1 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京）

目黒区（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内（以下「区内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、区内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が行う災害対応業務における電力確保を乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第1号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

2 甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第4条 第2条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、AC100V（1500W）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

2 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第5条 甲は、給電車両の貸与を受けた場合は、第1条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して、貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定により給電車両の引渡しを行う際に、第9条第2項に規定する保険の契約書の写し等保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

（貸与期間）

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

（返却）

第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、貸与を受けた給電車両を乙に対して速やかに返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠責保険及び任意保険（以下「保険」と総称する）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上、定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

（故障対応）

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

（賠償）

第11条 甲は、甲の責めに帰すべき事由により貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失し、その賠償が乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

（連絡体制）

第12条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

（平常時の取組）

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

（締結期間及び更新等）

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲

又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の

解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月2日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木英二

東京都港区芝浦四丁目8番3号
乙 トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役社長 片山 守

2 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

目黒区（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施し、及び災害の発生時における電動車両の有用性について区民の理解醸成を促進することを目的として、電動車両等の貸与その他の取扱いに関し必要な事項を定める。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。

2 前項の規定により要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。この場合において、丙は、甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

3 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙又は丙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式第1号）を交付するものとする。

4 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

（使用用途）

第4条 甲は、電動車両等の貸与を受けた場合は、主に災害対応業務における電力確保のために電動車両等を使用できるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第5条 乙又は丙は、前条の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第6条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与

期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第7条 乙又は丙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙又は甲及び丙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第8条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（補償）

第9条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。ただし、次条の規定により加入する保険が適用される場合は、この限りでない。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的若しくは人的損害又は電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。

(2) 前号に規定する損害について、その帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

（保険について）

第10条 乙又は丙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとする。

2 甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙又は丙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

3 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第11条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第12条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 乙又は丙が指示する使用の条件を遵守し、可能な限り安全な場所で使用する。

(2) 原則として、目黒区内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第15条第3項の規定により、乙又は丙に速やかに連絡する。

（電動車両等の管理）

第13条 甲は、電動車両等の引渡しから返却までの間、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第14条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書（様式第3号）により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

- 第15条** 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。
- 2** 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3** 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(緊急通行車両の申請)

- 第16条** 甲は、災害時、必要に応じて乙又は丙から提供を受けた車両を緊急通行車両として知事又は公安委員会へ申請するものとする。

(平時の取組)

- 第17条** 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く区民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。
- 2** 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3** 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

- 第18条** 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

- 第19条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

- 第20条** この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和3年7月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区鷹番一丁目4番7号
東日本三菱自動車販売株式会社
取締役社長 長田 昭夫

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役社長 加藤 隆雄

3 電気自動車(EV)を活用した脱炭素社会の推進と災害時給電に係る連携協定一

目黒区(以下「甲」という。)、日産自動車株式会社(以下「乙」という。)及び日産東京販売株式会社(以下「丙」という。)は、電気自動車(以下「EV」という。)の普及促進等を図るとともに、災害時等におけるEVからの電力供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、脱炭素社会の実現に向けた区民の意識改革や行動変容につなげる取組として、EVの普及促進及びEV活用によるエネルギーマネジメント等の普及啓発を行うこと並びに大規模な地震災害、風水害その他の災害により、甲の区域内で大規模停電の事態が発生した場合において、甲が必要と認める施設(以下「避難所等」という。)における電力供給業務(以下「給電業務」という。)を円滑に実施することを目的とする。

(平時の取組)

第2条 乙及び丙は、甲が主催又は共催するイベント等において、EVの普及促進を目的とした展示及びEVを活用したエネルギーマネジメント等の実演や防災訓練には、可能な限り協力し、区民にEVの有用性を広く知らしめ、理解の醸成に努めるものとする。

2 前項の協力内容は、甲、乙及び丙が別途協議を行う。

(広報活動)

第3条 甲、乙及び丙は、互いに協力し、脱炭素社会に貢献し、蓄電システムとして活用できるEVの有用性、災害時に活用できるEVからの電力供給等、EVの普及促進のための広報活動に努めるものとする。

2 甲、乙又は丙が、この協定に係るプレスリリース、その他外部への公表等を行おうとする場合は、事前に他の当事者と公表内容等について協議の上、実施するものとする。

(EV等の情報提供)

第4条 乙及び丙は、EVの普及促進及び災害時における給電業務が可能なEV等に関する情報を、適宜、甲に提供するものとする。

(給電要請)

第5条 甲は、災害時等に給電業務のためのEV(以下「給電車両」という。)が必要と判断したときは、電気自動車の貸与に関する協力依頼書(第1号様式)により、丙に対し、EV貸与の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は甲が電話等により要請できるものとし、その後速やかに当該依頼書を丙に提出するものとする。

2 甲は、丙から貸与を受ける給電車両の車種等については、指定できないものとする。

(要請への協力)

第6条 丙は、前条の規定による要請(以下「協力要請」という。)を受けたときは、可能な範囲において甲にEVを貸与するものとする。併せてEVを充電するためのスタンド(以下「充電スタンド」という。)を丙の指定する日時及び場所において使用させるよう努めるものとする。

(使用用途)

第7条 甲は、丙から貸与を受けた給電車両は、第5条第1項の規定による給電業務のために使用できるものとする。

(EVの貸与)

第8条 第5条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合の、丙の営業所(丙による貸与車両の保管管理場所)等と甲の避難所等の間の移動は、甲の責任において行うものとする。

(貸与期間)

第9条 貸与車両の貸与期間(以下「貸与期間」という。)及び充電スタンドの使用許諾期間は、原則として貸与開始日から1週間とし、甲が延長を希望する場合は、災害時等の状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案の上、甲丙間で協議して延長期間を決定する。

(返却)

第10条 甲は、貸与されたEVを返却するときは、原状に復した上で、丙に対して速やかに返却するものとする。

2 EVの返却方法については、甲、丙協議により決定するものとする。

(外部給電器の使用上の注意)

第11条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用(医療機器等への使用を含む。)する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

(費用負担)

第12条 給電車両の提供に係る費用については、丙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲、丙協議の上、定めた期日までに丙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(管理)

第13条 甲は、貸与された給電車両を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理方法その他の取扱いについては、甲と丙との協議によって取り決める。

2 甲は、充電スタンドを乙より提示される使用条件に従って使用するものとする。

3 前2項の規定に違反し、甲の責に帰すべき事由により、貸与車両又は充電スタンドに損害を与え、又は滅失したときは、その賠償が丙の加入する任意保険の賠償範囲を超え、または適用できない場合、甲は丙に対しその損害を賠償するものとする。

(事故時等の対応)

第14条 丙は、甲に貸与する給電車両に対し、自賠責保険および任意保険(以下「保険」という。)に加入し、その費用は丙が負担する。

2 甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、丙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これを全て

解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

3 甲は、貸与期間中、貸与車両に故障又は紛失等があった場合、直ちに丙に通知するものとし、その対応について甲丙間での協議により取り決める。

(連絡体制)

第15条 甲、乙及び丙は、手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した名簿(第2号様式)を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も同様とする。

(定期協議)

第16条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲、乙及び丙は定期的に、意見交換、協議等を行うものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この協定

の有効期間満了の日から3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも特段の意思表示がないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(譲渡制限)

第18条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和7年1月23日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木英二

神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
乙 日産自動車株式会社
中日本リージョナルセールスオフィス
地域担当部長 相澤成央

東京都品川区西五反田4丁目32番1号
丙 日産東京販売株式会社
代表取締役社長 菊地文夫

年 月 日

日産東京販売株式会社
代表取締役社長

様

目 黒 区 長

電気自動車の貸与に関する協力依頼書

年 月 日 時頃発生 of 災害「 」により、貴社の電気自動車を避難所等に貸与いただき、電力供給に協力して下さるよう依頼します。

1. 供給場所 住 所 : _____

避難所等 : _____

2. 連絡先 担 当 : _____

電話番号 : _____

令和7年1月23日

連絡調整者名簿

企業・団体名	目黒区
環境清掃部 環境保全課 環境保全課長 佐藤 智彦 TEL 03-5722-9356	

企業・団体名	目黒区
危機管理部 防災課 防災課長 今村 茂範 TEL 03-5723-8700	

企業・団体名	日産自動車株式会社
中日本リージョナルセールスオフィス エリアパフォーマンスマネージャー（東京都担当） TEL	

企業・団体名	日産東京販売株式会社
販売業務部 店舗支援グループ TEL	

※この名簿に記載の個人情報は、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。

第13 応急物資の確保

1 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定（東急ストア）

目黒区（以下「甲」という。）と株式会社東急ストア（以下「乙」という。）とは、目黒区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧品及び日用品（以下「応急物資」という。）の優先供給及び店舗の営業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の応急物資の供給及び店舗の営業の継続又は早期再開に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

（応急物資供給の要請）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資を優先的に供給するものとする。

（応急物資の受領）

第4条 乙は、甲が指定する場所に応急物資を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動状況を応急物資供給協力実施報告書（第2号様式）により、報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第3条の規定による応急物資の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

（1）供給した応急物資に相当する価額（災害時直前

の価格により算定する。）

（2）応急物資の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

（請求及び支払）

第7条 乙は、前条第2項の規定により算定した費用を、応急物資供給協力費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第8条 甲は、災害時において、乙に対して乙の店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、営業の継続又は早期再開に努めるものとする。なお、営業を継続又は再開した場合において商品等を販売するときは、原則として、災害時直前の価格で行うものとする。

（災害補償）

第9条 甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月目黒区条例第13号）の規定に基づき、又は準じて、損害を補償するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成19年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成18年5月29日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木英二

乙 東京都目黒区上目黒一丁目21番12号
株式会社東急ストア
取締役社長 高橋一郎

2 災害時における応急物資の優先供給等に関する協定（目黒区商店街連合会）

目黒区（以下「甲」という。）と、目黒区商店街連合会（以下「乙」という。）は、目黒区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の優先供給及び店舗の営業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の応急物資の供給及び店舗の営業の継続又は早期再開に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする

（応急物資供給の要請）

第2条 甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給協力要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対し、応急物資を乙の営業に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに供給するものとする。

（車両優先通行の確保）

第4条 甲は、災害時において、乙が応急物資の供給に当たり使用する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（応急物資の受領）

第5条 乙は、甲が指定する場所に応急物資を搬入するものとする。

2 甲は、搬入された応急物資の品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動状況を応急物資供給協力実施報告書（第2号様式）により、報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、第3条の規定による応急物資の供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 供給した応急物資の金額（災害時直前の価格により算定する。）

(2) 応急物資の搬入に要した費用の額（実費により算定する。）

（請求及び支払）

第8条 乙は、前条第2項の規定により算定した費用を、応急物資供給協力費用請求書（第3号様式）により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第9条 甲は、災害時において、乙に対して乙の店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、営業の継続又は早期再開に努めるものとする。なお、営業を継続又は再開をした場合において商品等を販売するときは、原則として、災害時直前の価格で行うものとする。

（乙の営業について）

第10条 災害が発生した場合で、乙が店舗施設の安全を確認した上で営業を再開するときは甲のできる限りの協力（販売許可の再開等）を受けることができる。

（災害補償）

第11条 甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月 目黒区条例第13号）の規定に基づき、又は準じて、損害を補償するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成19年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成18年10月25日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木 英二

東京都目黒区目黒二丁目4番36号
乙 目黒区商店街連合会
会長 一箭 幸二郎

3 災害時におけるペットフード等の供給に関する協定書

目黒区（以下「甲」という。）と株式会社コジマ（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て地域避難所及びペット保護所におけるペットの飼育に必要な物資の確保を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に対し文書により要請を行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を発送するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲で物資の供給を行うものとする。なお、物資の種類は次のとおりとする。

- (1) ペットフード
- (2) ペットケージ
- (3) その他応急措置に必要な物資

（物資の供給方法）

第4条 乙は、甲の要請による物資の供給は、「ペットのコジマ目黒店」において行うものとする。ただし配送が可能な場合、乙は甲が指定する場所へ配送する。この場合甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（物資の価格）

第5条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

平成26年2月25日

（乙の営業について）

第6条 災害が発生した場合で、乙が店舗施設の安全を確認した上で営業を再開するときは、甲の出来る限りの販売再開等の協力及び支援を受けることができる。

（請求及び支払）

第7条 乙は、この協定に従って物資の供給を行ったときは、業務完了後、その費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第8条 甲の要請に基づき、物資の供給業務に従事した者が、当該業務遂行中の事故により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年6月東京都目黒区条例第13号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成26年2月25日この協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日から3ヶ月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木英二

東京都江東区亀戸三丁目60番21号
乙 株式会社コジマ
代表取締役 上田佳範

4 目黒区とイオン株式会社との包括連携協定書第2条第1項第2号に関する確認書

目黒区（以下「甲」という。）と、イオン株式会社（以下「乙」という。）が平成28年12月15日に締結した「目黒区とイオン株式会社との包括連携協定書」（以下「包括協定書」という。）第2条第1項第2号の規定に基づく災害対策について、物資供給に関する運用を円滑に実施するため、包括協定書の解釈、運用及び文言の明確化について相互の共通の理解を次のとおり確認する。

（目的）

第1条 この確認書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関する手続き等を定めることにより、災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、第4条に規定する要請物資の供給を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次条に規定する要請物資を速やかに甲に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資（以下、「要請物資」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

- (1) 食料品及び生活必需品
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲は、物資の供給を受けようとするときは、書面で乙に要請するものとする。ただし、緊急を要

するときは、口頭でもって申し出を行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第6条 乙は、甲の指定する場所に、第2条の規定により要請された物資を搬送するものとする。

2 甲は、前項の規定により搬送された物資を確認の上、これを引き取るものとする。

3 甲は、前項の規定により物資を引き取ったときは、速やかに乙に対し、物資の受領を書面で通知するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資及び物資の運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、乙から第5条の規定により要請した物資に係る請求があったときには、乙に対し30日以内に当該物資に係る代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生した直前の価格を基準とし、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この確認書の有効期限（以下、「有効期限」という。）は、包括協定書の締結日から1年間とする。ただし、有効期限が満了する1月前までに、甲及び乙いずれからもこの協定を改定する意思がないときは、有効期限が満了する日の翌日から、さらに1年間延長するものとする。

（協議）

第10条 この確認書の解釈に疑義を生じた事項及び定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この確認書の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年1月23日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区危機管理室長 中 崎 正

神奈川県横浜市神奈川区富家町一丁目1番地
乙 イオンリテールストア株式会社
南関東カンパニー
管理部長 楯 昌 樹

目黒区とイオン株式会社との包括連携協定書

目黒区（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働によ

る活動を推進し、目黒区における区民サービスの向上と地域の一層の活性化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 子育て支援に関すること。

- (2) 暮らしの安全・安心に関すること。
- (3) 健康増進、食育及び食の安全に関すること。
- (4) 高齢者支援に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 区政の情報発信に関すること。
- (7) その他区民サービスの向上、地域の活性化等に資すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 甲及び乙が必要と認めるときは、乙の指定する乙の関係会社を、第1項各号に掲げる事項の連携及び前項の協議に参加させることができるものとする

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年

間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヵ月前までに、甲又は乙から本協定を終了させる旨の申し出のないときは、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(機密保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は、他に漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。この規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

(その他)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保持する。

平成28年12月15日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区長 青木 英二

乙 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
代表執行役 岡田 元也

5 災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

目黒区（以下「甲」という。）と東京都葬祭業協同組合目黒支部（以下「乙」という。）は、目黒区内において、地震等により大規模な災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、「目黒区地域防災計画」に基づき、遺体収容所の運営を円滑に運営するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合は、乙に対し協力を要請することができる。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等に役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 遺体の搬送
- (4) その他、必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に掲げる業務を実施するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条の規定に基づき、乙からの請求を受けて経費を支払うものとする。

（価格の決定）

第8条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時等における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（実施細目）

第10条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1ヶ月までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期間終了の日から1年間この協定は更新され、以後同様とする。
- 2 この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

平成29年3月21日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木英二

乙 東京都目黒区目黒本町四丁目14番14号
東京都葬祭業協同組合目黒支部
支部長 門脇啓之

災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定実施細目

（趣旨等）

第1条 この実施細目は、災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送の協力に関する協定（以下、「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施について必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

（協力の要請先等）

第2条 協定第2条第1号に規定する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとし、甲は、同上第2号の規定による遺体安置施設の提供と併せ、乙に要請するものとする。

- (1) 内張り棺（塗装、納棺セット等を含む）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲から要請のあつ

た事項

(連絡責任者)

第3条 この協定の連絡責任者は、甲にあっては区民生活部長、乙にあっては東京都葬祭業協同組合目黒支部長、とする。

(要請手続き)

第4条 協定第2条及び前条に規定する甲から乙への要請及び連絡は、次に掲げる事項を口頭又は電話等により行うこととし、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

2 甲は、乙の業務が円滑に行えるよう、前項の要請に係る重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとする。

3 第1項の規定により甲が乙に提供する協力要請書は、別記様式1のとおりとする。

(緊急要請)

第5条 前条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は直接乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(構成員の名簿)

第6条 乙は、協定第2条に掲げる業務に協力するために、毎年3月末までに乙の構成員の名簿を提出するものとする。

(連携協力)

第7条 この協定を円滑に実施するため、連絡担当の窓口を別表のとおりとする。なお、窓口に変更があった場合は、その都度、相手側に文章で報告するものとする。

2 乙は、甲との連携を円滑に実施するため、甲が実施する訓練に可能な限り参加するものとする。

(報告書)

第8条 協定第4条に規定する乙から甲への報告は、次に掲げる事項を口頭又は電話等による行うこととし、事後速やかに業務実施報告書を提出するものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の数
- (2) 履行の場所及び従事者名簿
- (3) 履行の期日又は期間
- (4) その他必要な事項

2 第1項の規定により乙が甲に提出する業務実施報告書は、別記様式2の通りとする。

(経費の請求方法)

第9条 協定第7条に規定する経費の請求は、乙にあっては積算根拠を示す「供給等業務実績一覧表を添付した請求書」により行うものとする。

附 則

この実施細目の有効期限は、協定の有効期間と同様とする。

平成29年3月21日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木英二

乙 東京都目黒区目黒本町四丁目14番14号
東京都葬祭業協同組合目黒支部
支部長 門脇啓之

別表第1（第7条関係）

連絡担当窓口

	所属名・会社名	連絡担当	電話番号
甲	目黒区 区民生活部 国保年金課	管 理 係 長	03-5722-9809
乙	株式会社 門脇	門 脇 啓 之	03-3716-2255

第 号
年 月 日

東京都葬祭業協同組合目黒支部長 様

目黒区長

協 力 要 請 書 (第 報)

災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 連絡先電話番号 F A X 番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 時 分 頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	
備 考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

以 上

目黒区長あて

東京都葬祭業協同組合目黒支部長

業務実績報告書

協力要請のあった業務に関する実績について、災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請依頼番号及び日時	年月日付第号（報）
実施業務内容	
従事者氏名	別添名簿のとおり
履行の場所	
履行の期日又は期間	期日：年月日 期間：年月日～年月日
報告担当者	氏名： 期間：年月日～年月日
備考	

以 上

第14 水防活動

1 水防活動に関する協定書

目黒区（以下「甲」という。）と目黒建設業防災連合会（以下「乙」という。）は、水害時等の水防活動に関し、下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、区内に対策を必要とする水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、目黒区地域防災計画及び目黒区水防活動計画に基づく水防対策の一環として、区内建設業者等の協力を得て、水防活動を実施することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲の要請に基づき乙が行う水防活動は、次のとおりとする。

(1) 甲から指示のあった土のうの配布・作製、浸水対策及び甲から要請のあった応急対策

(2) 前号の活動に必要な資機材の提供

2 前項第1号の水防活動に必要な態勢については、甲乙協議の上、決定する。

3 第1項第2号の資機材には、土のうの配布に必要な車両を含むものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、水防活動時において乙の協力が必要になった場合は、日時、業務内容及びその他必要事項を明らかにして要請するものとする。

2 前項の要請は、水防活動要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 甲は、乙に要請するいとまがないときは、直接乙の組合員に口頭で要請することができる。

4 前項の規定により直接乙の組合員に口頭で要請した場合は、その後速やかに乙に文書を交付するものとする。

5 乙に対する要請手続は、目黒区地域防災計画に基づき、水防本部を設置する目黒区都市整備部長が担当する。

（水防活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定による協力要請を受けたときは、特別な事由がない限り、協定の内容に従い、水防活動を実施するものとする。

2 乙は、水防活動を実施するため出勤したときは、速やかに都市整備部長に報告するものとする。

（指示）

第5条 乙への指示及び連絡調整は、甲が指定する区職員が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（水防活動の報告）

第6条 乙は、水防活動が終了したときは、速やかに水防活動終了報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請に基づき、乙が水防活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 水防活動に要する経費

(2) 水防活動に必要な資機材の提供に要する経費

(3) 水防活動の運営に要する経費

2 前項の経費は、当該年度の目黒区の基準に基づき算定するものとする。

3 甲は、前項の経費の算定に当たっては、毎年度乙と協議の上、決定するものとする。

（請求及び支払）

第8条 乙は、水防活動終了後、前条に定める経費を水防活動に係る請求書（第3号様式）により、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第9条 甲の要請により、乙が行った水防活動実施中において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、水防又は応急措置に従事した者の損害補償に関する条例（平成18年12月目黒区条例第51号）の規定に基づき、又は準じて、損害を補償するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、水防活動に際して甲から区民等の個人情報提供された場合については、目黒区個人情報保護条例（昭和63年10月目黒区条例第16号）に基づき、適正に処理するものとする。

2 乙は、前項の個人情報の取扱に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 個人情報を外部に漏らさないこと。

(2) 業務を乙の組合員以外に委託しないこと。

(3) 個人情報を指示目的外使用しないとともに、第三者に提供しないこと。

(4) 個人情報を複製又は複製しないこと。

(5) 個人情報の取扱いに当たって事故が生じたときは、甲に報告すること。

(6) 個人情報の管理について、調査の必要が生じた場合は、これを受け入れること。

(7) 提供された個人情報は、責任を持って保管し、業務終了後は甲にすべて返却すること。

(8) 水防活動の従事者への個人情報の保護に関する研修を実施すること。

(9) 前各号に違反した場合は、本協定の解除及び損害賠償に応じること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関して甲から指示があった場合は、これに従うこと。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、その

後においても同様とする。
(協議)
第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する

以上、この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和3年5月13日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木英二

東京都目黒区東が丘1丁目1番3号
乙 目黒建設業防災連合会
会長 加藤公章

(第1号様式)

水防活動要請書

年 月 日

目黒建設業防災連合会

会長

様

目黒区長

㊟

「水防活動に関する協定」第3条に基づき、水防活動について下記のとおり要請します。

記

1 日 時

年 月 日 ()

時 分から

水防活動終了時まで

2 班 数

3 活動内容

4 場 所

5 資 機 材

6 その他

以 上

水防活動終了報告書

年 月 日

目黒区長 あて

目黒建設業防災連合会

会長

印

「水防活動に関する協定」に基づく水防活動が終了したので、下記のとおり報告します。

記

1 水防活動開始日時

年 月 日 () 時 分

2 水防活動終了日時

年 月 日 () 時 分

3 現場責任者氏名・連絡先

4 水防活動の内容

別紙内訳書のとおり

5 個人情報の処理

6 その他

以 上

水防活動内訳書

班	従事者 (企業名・氏名)	活動時間 (月日・時間)	主な活動内容	備考

(第3号様式)

水防活動に係る請求書

年 月 日

目黒区長 へ

目黒建設業防災連合会

会長

印

「水防活動に関する協定」第8条に基づき、水防活動の実施に要した経費について下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

内 訳

区 分	金 額
計	

第15 災害廃棄物及びし尿処理

1 震災時の「マンホール用仮設トイレ設置に関する覚書」

1 覚書の範囲

本覚書は、下水道局（以下「甲」）で作成した「マンホール用仮設トイレ設置人孔マップ」の人孔を利用して、目黒区（以下「乙」）が震災時及び防災訓練時に設置するマンホール用仮設トイレに関する事項について定めるものである。

2 人孔を利用する場合の連絡

「乙」は、「甲」が指定した人孔を利用する場合、事前に「甲」に連絡するものとする。

(1) 震災時など緊急時、事前に連絡することが出来ない場合は、事後に速やかな連絡をすることとする。

(2) 防災訓練時は、実施1週間前までに連絡するものとする。

3 マンホール用仮設トイレの設置・撤去に伴う役割分担

(1) 「乙」は、マンホール用仮設トイレ設置に伴う道路使用許可等の取得及び安全管理を行う。

(2) 「乙」は、マンホール用仮設トイレ設置・撤去に伴う人孔蓋開閉の作業を行う。

(3) 「乙」は、マンホール用仮設トイレ、人孔蓋開閉工具の必要数を購入し、適正な保管管理を行う。

(4) 「乙」は、マンホール用仮設トイレ人孔を使用した場合、設置箇所付近及び人孔内の清掃を実施する。

(5) 「乙」は、マンホール用仮設トイレ人孔の使用により管渠の閉塞、施設の損傷等が発生した場合は、直ちに使用を中止し、速やかに「甲」に連絡する。

(6) 「甲」は、「乙」から前号による連絡を受けたときは、その機能回復処置を行う。

(7) 「乙」は、マンホール用仮設トイレ人孔の使用により機能回復処置が生じた場合、その費用を負担する。

4 確認

「甲」は、マンホール用仮設トイレ撤去時に安全確保の状況及び設置箇所付近及び人孔内の清掃状況について「乙」の立会のもと確認する。

5 協議

本覚書に定めのない事項及び不明事項については、双方の協議により定める。

以上の内容について合意し、本覚書を2通作成し、捺印し保管する。

平成18年3月13日

東京都下水道局南部管理事務所
管路施設課長 矢部 利幸

目黒区総務部防災課
防災課長 中崎 正

連絡先

「甲」：東京都下水道局南部管理事務所管路施設課
目黒出張所（3491）7867

「乙」：目黒区総務部防災課
防災係（5723）8488

2 災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書

目黒区総務部（以下「甲」という。）と東京都下水道局南部管理事務所（以下「乙」という。）は、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設（以下「下水道管路」という。）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時に避難所から発生するし尿を甲が下水道管路へ搬入し、乙が受入れるに当たり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）

第2条 甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する下水道管路の受入れ人孔を提示し、甲乙協議の上これを決定する。

（平常時における業務）

第3条 乙は、甲が実施する下水道管路へのし尿搬入訓練において、人孔蓋開閉の実地訓練を指導する。

2 甲は、前項の実地訓練の実施に必要な道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。

3 甲は、独自にし尿の搬入訓練を行う場合は、事前に乙に届出の上、承認を得る。

（災害時における業務）

第4条 甲は、災害時において、下水道管路の受入れ人孔へし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

2 甲は、下水道管路の受入れ人孔へし尿を搬入する

場合、その人孔蓋の開閉を行うとともに、十分な安全管理を行う。

3 甲は、し尿受入れ人孔の下水道管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。

4 乙は、甲から前項による連絡を受けた場合、その下水道管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）

第5条 甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）

第6条 甲は、受入れ人孔にし尿を搬入した場合、その都度、周辺及び人孔内の清掃を行う。

2 乙は、受入れ人孔へのし尿搬入終了後に、前項の清掃状況について、甲の立会いの下確認する。ただし、乙の立会いが困難な場合、甲は、書面をもって清掃状況の報告をするものとする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この覚書の有効期間は、この覚書の締結の日から平成19年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記覚書締結の証として、本覚書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成19年3月28日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
総務部長 横田 俊文

乙 東京都大田区雪谷大塚町13番26号
東京都下水道局
南部管理事務所長 尾崎 篤司

3 災害時における水処理施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書

目黒区危機管理室（以下「甲」という。）と東京都下水道局南部管理事務所（以下「乙」という。）は、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の下水道施設（水再生センター及び管路）への搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害時に避難所等から発生するし尿を甲が下水道施設へ搬入し、乙が受け入れるに当たり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（年度協議）

第2条 甲は、毎年度、避難所の一覧表を乙に提出する。

2 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する水再生センター及び管路の受け入れ人孔を提示し、甲乙協議のうえこれを決定する。

（役割分担）

第3条 平常時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲は、甲が実施する下水道施設へのし尿搬入訓練において、人孔蓋開閉の実施訓練を指導する。
- (2) 甲は、前号の実施訓練の実施に必要な道路使用許可等の申請及び安全管理を行う。
- (3) 甲は、独自にし尿の搬入訓練を実施する場合、事前に乙に連絡するものとする。

2 災害時における役割分担は、次の各号のとおりとする。

- (1) 甲は、水再生センターへし尿を搬入する場合、

事前に乙に連絡するものとする。

(2) 甲は、管路の受け入れ人孔へし尿を搬入する場合、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前連絡が困難な場合は、事後、速やかに連絡するものとする。

(3) 甲は、管路の受け入れ人孔へし尿を搬入する場合、その人孔蓋の開閉を行うとともに十分な安全管理を行う。

(4) 甲は、し尿受け入れ人孔の管路が閉塞等により使用不能となった場合、直ちに使用を中止し、速やかに乙に連絡する。

(5) 乙は、甲から前号による連絡を受けた場合は、その管路の調査及び復旧を行う。

（費用負担）

第4条 甲は、人孔蓋の開閉に必要な物品を確保する費用を負担する。

（清掃及び確認）

第5条 甲は、受け入れ人孔にし尿を搬入した場合、人孔周辺の清掃を行う。

2 乙は、受け入れ人孔にし尿搬入終了後に、前項の清掃状況等について、甲の立会いのもと確認する。ただし、立会いが困難な場合は、書面をもって報告するものとする。

（その他）

第6条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

本覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を保管する。

平成19年4月1日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
危機管理室長 川島輝幸

東京都大田区雪谷大塚町13番26号
乙 東京都下水道局
南部管理事務所長 尾崎篤司

4 災害廃棄物の共同処理等に関する協定

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）は、災害時において東京23区内で発生する災害廃棄物の共同処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東京23区内に甚大な被害をもたらす地震、水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害廃棄物 災害時に発生したがれき、生活ごみ、し尿その他災害に起因する廃棄物
- (2) 二次仮置場 各区が設置する一次仮置場の災害廃棄物を集積し、再度分別した後、破碎、焼却等の処理をするまでの間、保管するための施設
- (3) 仮設処理施設 災害廃棄物を応急処理するために設置する仮設の焼却炉及び破碎選別施設。原則として二次仮置場に併設して設置する。
- (4) 広域処理 東京23区内で処理しきれない災害廃棄物を、東京23区外の廃棄物処理施設で処理すること

（初動本部の設置）

第3条 各区等は、発災後数日間（以下「初動期」という。）における各区等の情報収集等を迅速に行うため、特別区災害廃棄物処理初動本部（以下「初動本部」という。）を設置する。

- 2 初動本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃リサイクル主管課長会会長をもって充てる。
- 3 初動本部は、次に掲げる事項に該当する場合、発災後1週間を目途に本部長の招集により設置する。
 - (1) 東京23区内の1か所以上で震度6弱以上が観測された場合
 - (2) 本部長が、特に必要があると認め、特別区清掃主管課長会会長と協議し、初動本部設置が適当と判断した場合
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、初動本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 初動本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 初動本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（初動本部の役割）

第4条 初動本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 各区等の被害情報の集約及び共有に関すること。
- (2) 次条に定める特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備に関すること。

（対策本部の設置）

第5条 災害廃棄物の共同処理を円滑に行うため、特別区災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- 2 対策本部に本部長を置き、本部長は、特別区清掃主管課長会会長をもって充てる。
- 3 対策本部は、本部長の招集により設置する。
- 4 各区等は、特段の事情がある場合を除き、対策本部が設置された場合、速やかに従事職員を選定する。
- 5 対策本部は、東京区政会館に設置する。ただし、東京区政会館が使用できない場合は、各区等で協議の上、決定する。
- 6 対策本部の解散については、各区等で協議の上、決定する。

（対策本部の役割）

第6条 対策本部の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定に関すること。
- (2) 関係者間の情報の収集、整理及び共有化に関すること。
- (3) 車両の配車（東京二十三区清掃協議会が担任する事務を除く。）並びに二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整に関すること。
- (4) 二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整に関すること。
- (5) 民間施設での処理及び広域処理の調整に関すること。
- (6) 共同処理に係る国庫補助の調整に関すること。
- (7) 前各号のほか、災害廃棄物の共同処理の調整に関すること。

（費用の負担）

第7条 初動本部及び対策本部の事務の管理及び執行に要した費用の負担については、各区等で協議の上、決定する。

（従事職員の身分の取扱い）

第8条 初動本部及び対策本部に従事する職員の身分の取扱いについては、各区等で協議の上、決定する。

（平常時の措置）

第9条 各区等は、この協定が災害時に有効に機能するため、平常時に相互の情報交換、初動期の訓練及び災害廃棄物対策に関する調査、研究等に努める。

（実施細目の作成）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、各区等の協議により実施細目を定める。

- 2 各区等は、前項の実施細目を適宜改定し、災害時の実務に支障をきたすことがないように努める。

（その他）

第11条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、各区等で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書24通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

東京都千代田区九段南一丁目2番1号
千代田区
代表者 千代田区長 石川 雅 己

東京都中央区築地一丁目1番1号
中央区
代表者 中央区長 山本 泰 人

東京都港区芝公園一丁目5番25号
港区
代表者 港区長 武井 雅 昭

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
新宿区
代表者 新宿区長 吉住 健 一

東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 文京区長 成澤 廣 修

東京都台東区東上野四丁目5番6号
台東区
代表者 台東区長 服部 征 夫

東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区
代表者 墨田区長 山本 亨

東京都江東区東陽四丁目11番28号
江東区
代表者 江東区長 山崎 孝 明

東京都品川区広町二丁目1番36号
品川区
代表者 品川区長 濱野 健

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
代表者 目黒区長 青木 英 二

東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区
代表者 大田区長 松原 忠 義

東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
代表者 世田谷区長 保坂 展 人

東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
代表者 渋谷区長 長谷部 健

東京都中野区中野四丁目8番1号
中野区
代表者 中野区長 酒井 直 人

東京都杉並区阿佐谷南一丁目15番1号
杉並区
代表者 杉並区長 田中 良

東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
代表者 豊島区長 高野 之 夫

東京都北区王子本町一丁目15番22号
北区
代表者 北区長 花川 與惣太

東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太郎

東京都板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区
代表者 板橋区長 坂本 健

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
代表者 練馬区長 前川 燿 男

東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 足立区長 近藤 弥 生

東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
代表者 葛飾区長 青木 克 徳

東京都江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区
代表者 江戸川区長 斉藤 猛

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 管理者 山崎 孝 明

5 災害時における廃棄物及びし尿収集運搬車両等の供給に関する協定書

災害時における廃棄物及びし尿の収集運搬活動等に関し、目黒区（以下「甲」という。）と協和興業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内に地震、水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が行う廃棄物及びし尿の収集運搬（以下「業務」という。）に必要な車両、作業員及び資機材（以下「廃棄物及びし尿収集運搬車両等」という。）の供給を乙から受けることに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害が発生し、排出された廃棄物及び避難所に設置した貯留式仮設便所等のし尿の収集運搬等が必要な場合は、この協定により、甲は乙に対し、廃棄物及びし尿収集運搬車両等の供給について協力要請を行うことができる。

（協力要請の手続）

第3条 前条の協力要請は、廃棄物及びし尿収集運搬車両等を供給する「日時、収集場所、車両台数、処理方法その他必要な事項」を明らかにした「要請書」（別記様式第1号）を交付することにより行う。ただし、緊急を要する場合で要請書により難しい場合は、口頭で要請することができるものとする。

（乙の協力）

第4条 乙は、甲からの要請に対し、優先的に廃棄物及びし尿収集運搬車両等の供給を行うこととする。ただし、瓦礫等による道路寸断などの理由及び特別区と一般社団法人東京環境保全協会との間で締結されている「災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定」及び「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」に基づく協力の要請により、廃棄物及びし尿収集車両等の供給ができない場合はこの限りでない。

2 前項の廃棄物及びし尿収集運搬車両等の供給ができない場合において、乙の甲に対する違約金等は一切発生しないこととする。

3 前条の協力要請による、乙の保有する災害時に供給可能な廃棄物及びし尿収集運搬車両等は「配車報

告書」（別記様式第2号）により報告する。ただし、緊急を要する場合で配車報告書により難しい場合は、口頭で要請することができるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲から要請された業務が終了した場合には、速やかに「実績報告書」（別記様式第3号）を提出し、甲に報告する。

（費用負担）

第6条 甲からの要請に基づき、乙が実施した業務の経費については、甲が負担する。

2 経費の額については、特別区と一般社団法人東京環境保全協会との間で締結されている「災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定」及び「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」による委託契約単価等の金額を準用し、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（請求及び支払）

第7条 乙は甲に対し前条の費用の負担を請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求に対し、内容等を確認のうえ、できる限り速やかに支払を行う。

（災害補償）

第8条 甲からの要請により、業務を行った乙の従事者が死亡、負傷または疾病にかかった場合には、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（平成18年12月目黒区条例第51号）の規定に基づき、甲がこれを補償するものとする。

（協議）

第9条 この協定の解釈について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項は、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに、甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、この協定は1年間延長されたものとみなし、以後の期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙記名の上、おのおのその1通を保有する。

令和7年3月19日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木英二

目黒区目黒本町二丁目16番16号
乙 協和興業株式会社
代表取締役 池田祐子

年 月 日

協和興業株式会社 様

目 黒 区 長

要 請 書

「災害時における廃棄物及びし尿の収集運搬車両等の供給に関する協定書」に基づき、下記のとおり廃棄物及びし尿収集運搬車両等の供給を要請する。

記

- 1 日 時
年 月 日 () ~ 年 月 日 () 日間
- 2 収集場所
別途区の指示による
- 3 車両台数
 - (1) 小型ダンプ車 1台 作業員1名付
年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
 - (2) 中型プレス車 1台
年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
 - (3) 小型吸上車 1台 作業員1名付
年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
- 4 処理方法
区の指示する収集場所で収集した廃棄物及びし尿を、車両ごとに指定する搬入先に運搬する。
- 5 その他必要な事項
本件受領後、廃棄物及びし尿収集運搬車両等の供給が可能な場合は、配車報告書（様式第2号）により報告すること。また、業務終了後速やかに実績報告書（様式第3号）を提出すること。

以 上

担 当 目黒区清掃事務所
電 話 03-3719-5345
FAX 03-3791-5064

年 月 日

目 黒 区 長 様

配 車 報 告 書

年 月 日付けで依頼のありました「災害時における廃棄物及びし尿の収集運搬車両等の供給に関する協定書」に基づく、廃棄物およびし尿収集運搬車両等の供給要請につきまして、別紙のとおり配車します。

協和興業株式会社

電 話

F A X

担 当

配車日 年 月 日 (曜日) 分

	車種	車両番号	運転手	作業員	作業員	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

実績報告書（小型ダンプ車・中型プレス車・小型吸上車）

年 月 日 曜日			晴れ・曇り・雨・（ ）		
会社名 協和興業（株）		車種		車両番号	
【運転手		】【作業員		連絡先	
作業開始時間 時 分			作業終了時間 時 分		
件数	収集場所	住 所	※し尿収集量	時間	備考
1			(0)	時 分	
2			(0)	時 分	
3			(0)	時 分	
4			(0)	時 分	
5			(0)	時 分	
6			(0)	時 分	
7			(0)	時 分	
8			(0)	時 分	
9			(0)	時 分	
10			(0)	時 分	
11			(0)	時 分	
12			(0)	時 分	
13			(0)	時 分	
14			(0)	時 分	
15			(0)	時 分	
16			(0)	時 分	
17			(0)	時 分	
18			(0)	時 分	
19			(0)	時 分	
20			(0)	時 分	

搬 入				
回数	搬入先	搬入時間	搬入量 ※し尿 (kl)	備 考
1回		時 分	(kl)	
2回		時 分	(kl)	
3回		時 分	(kl)	
4回		時 分	(kl)	

特記事項（その他の連絡事項）

6 災害派遣トイレネットワークの取り組みおよび派遣協力に関する協定書

目黒区（以下「甲」という。）と一般社団法人助けあいジャパン（以下「乙」という。）は、災害派遣トイレネットワークの取り組みおよび「みんな元気になるトイレ」（以下「本件トイレ」という。）の派遣協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害派遣トイレネットワークの取り組みおよび派遣協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲と乙は、災害派遣トイレネットワークの発展および「みんな元気になるトイレ」の効果的な派遣に向け、その活動に積極的に関与し、相互に協力し貢献に努める。

（登録）

第3条 甲は、本件トイレの派遣要請及び派遣協力を行うにあたり、団体名、担当部署、担当者、連絡先等の必要事項を事前に届けるものとする。（別途案内の参加自治体一覧フォームへの入力をもって登録とする）

（要請）

第4条 甲は、本件トイレの派遣要請をする必要が生じたときは、乙に本件トイレの派遣要請をするものとする。

2 乙は、甲より要請を受けたときには、本件トイレを所有する自治体に情報を共有するとともに、派遣

について調整を行うものとする。

3 乙は、前項による派遣の調整の結果に基づき、派遣協力側自治体に対し、ファクシミリ、電話、電子メールにより派遣要請を行い、後日、遅滞なく文書により通知するものとする。

（派遣）

第5条 甲は、乙より本件トイレの派遣要請を受けたときは、速かに当該派遣要請に応じて、指定された場所に本件トイレの派遣を行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、別に災害協定を締結する自治体へ本件トイレを派遣する必要がある等やむを得ない理由で乙の派遣要請に応じることができないときは、速かにその旨を乙に通知する。

3 第1項の派遣に係る経費の負担については、別添の「派遣に要する費用負担の取り決め」に定める。

（解除）

第6条 甲又は乙は、相手方が本協定に違反したときは、書面により当該違反状態を是正するよう催告するものとし、当該催告後相当期間が経過してもなお是正されない場合には、本協定を解除することができるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和7年12月16日

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
甲 目黒区
目黒区長 青木英二

静岡県御殿場市東山990 御殿場コート4J
乙 一般社団法人助けあいジャパン
共同代表理事 石川淳哉

第16 相談体制

1 災害時における法律相談に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と目黒区法曹会（以下「乙」という。）との間において、大規模な地震等の災害が発生した場合における法律相談に関する協定を、下記のとおり締結する。

記

（目的）

第1条 災害時における区民生活の円滑な復興を図るため、目黒区地域防災計画に基づく相談事業の一環として甲が乙の協力を得て行う法律相談について、必要な事項を定める。

（派遣要請）

第2条 甲は、法律相談を実施する必要が生じたときは、乙に相談員の派遣を要請する。

（相談員の派遣）

第3条 乙は、法律相談に協力できる相談員を乙の会員の中からあらかじめ選出し、その氏名を連絡体制とともに甲に報告するものとし、甲から要請があったときは、速やかに相談員を派遣する。

（経費）

第4条 甲の要請に基づき実施する法律相談に係る経費は甲が負担するものとし、その額等については、甲乙協議のうえ定める。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定締結の証しとして、本協定書2通を作成し、甲、乙、押印のうえ各1通を保有する。

平成13年12月27日

甲 目黒区中央町二丁目4番5号
目黒区長 薬師寺克一

乙 目黒区東が丘二丁目3番23号
目黒区法曹会会長 相原伸光

2 災害時における被災者支援に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会目黒支部（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、目黒区において地震、風水害等の大規模自然災害が発生した際（以下「災害時」という。）に、被災者支援に向け行政書士が関与できる業務相談（以下、「行政書士業務相談」という。）を甲乙相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談の内容）

第2条 この協定において、「行政書士業務相談」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 災証明書交付申請に関する相談
- (2) 災害給付金等の申請に関する相談
- (3) 行政書士が行うことができる税の減免等の申請に関する相談
- (4) 許認可申請（延長特例等を含む。）に関する相談
- (5) 外国人の在留資格等に関する相談
- (6) 自動車（軽自動車及び二輪車等を含む。）登録申請（登録抹消等を含む。）に関する相談
- (7) 相続関係書類に関する相談
- (8) 甲から要請のあった事項に関する相談
- (9) その他、行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務に関する相談

（相談対象）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けた目黒区内在住・在学・在勤者（企業その他団体等を含む。）
- (2) 災害により目黒区外から目黒区に避難した者
- (3) 前2号に掲げる者の親族、介護者または現に支援に当たっている者で甲または乙が必要と認めた者

（業務の支援要請）

第4条 甲は災害時において、被災者支援のために必要と認める場合は、乙に対して行政書士相談の実施を要請することができる。

（要請の手続き）

第5条 前条の規定による甲の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、甲は口頭により要請することができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り速やかに、乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難であると判断した場合は、この限りでない。

令和3年4月20日

（相談場所の選定及び広報）

第7条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 連絡及び調整は、責任者を通じて行う。連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（別記様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も、また同様とする。

（費用負担）

第9条 行政書士業務相談は無料とし、被災者等からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談の実施に伴い、乙が当該活動に要する経費の甲の負担については、甲と乙が協議の上定めるものとする。

（報告）

第10条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、行政書士業務相談を実施する場合において知り得た災害等に係る個人情報等を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（従事者の災害補償）

第12条 甲の要請に基づき、支援活動に従事した乙の会員が、当該支援活動により死亡又は負傷し、もしくは疾病にかかり、又は負傷もしくは疾病により死亡もしくは心身に著しい障害を生じたときは、甲は、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（平成18年目黒区条例第51号）に基づき、これを補償する。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからでも、相手方に対し書面による本協定を更新しない旨の申し出がない限り、本協定は、当該期間満了の翌日からさらに1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、相手方に対し、3か月前までに書面により通知をすることで、本協定を終了させることができる。

（協議）

第14条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

甲 目黒区
目黒区長 青木 英二

東京都目黒区駒場一丁目12番17号

乙 東京都行政書士会目黒支部
支部長 百瀬 まなみ

第17 ボランティア活動

1 災害時におけるボランティア活動に関する協定

目黒区（以下「甲」という。）と社会福祉法人目黒区社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、目黒区内に災害が生じた場合（以下「災害時」という。）におけるボランティア活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急・復旧・復興活動を支援するボランティア活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（災害ボランティアセンターの設置）

第2条 甲は、災害時における応急・復旧・復興活動のために必要がある場合は、乙に対して、目黒区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を要請するものとする。

2 乙は、災害時におけるボランティアの参集状況により、センターを設置する必要があると判断する場合には、前項の要請前に甲に対して、センターの設置を協議することができる。

3 乙は、第1項の要請を受け、又は、前項の協議が整ったときには、乙の態勢を判断して、センターを目黒区総合庁舎（以下「総合庁舎」という。）内に設置し、必要に応じセンター機能を補完するセンター分室を中目黒スクエア内に設置する。

4 甲は、総合庁舎が被害を受けた場合、又は、多数のボランティアが参集し、総合庁舎内では受入れ態勢を整えることができない場合には、センター設置のため総合庁舎に代わる場所を確保するものとする。

5 甲は、必要に応じて、センターに甲の職員を派遣することができる。

（センターの業務）

第3条 センターは、次の業務を行う。

(1) 災害時におけるボランティアの受入れ、派遣及び支援に関すること。

(2) 災害時における避難所生活者及び自宅生活者の支援に関すること。

(3) その他、災害時の状況に応じて必要な支援に関すること。

（センターの運営）

第4条 センターの運営主体は、乙とする。

2 乙は、甲と十分に協議を行うとともに、東京ボラ

ンティア・市民活動センター、他のボランティア活動を支援する組織及び関係機関と連携してセンターを運営するものとする。

3 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができるものとする。

（ボランティア活動の支援）

第5条 甲と乙とは、災害時におけるボランティア活動を支援するために必要な資機材、移手段、宿泊所等を協力して確保することに努めるものとする。

（ボランティア保険への加入及び損害の補償）

第6条 乙は、ボランティアの受入れに際しては、当該ボランティアが自己の負担でボランティア保険に加入していることを確認するものとする。

2 災害時のボランティア活動に起因してボランティアが被った損害の補償は、ボランティア保険によるものとする。

（費用負担）

第7条 この協定に基づく業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用に関する請求手続等は、甲乙協議して定めるものとする。

（平常時の協力）

第8条 甲と乙とは、センターの設置及び運営が円滑に行われるよう、平常時から協力関係の強化に努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

平成23年3月29日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区
目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
社会福祉法人目黒区社会福祉協議会
会長 福田 豊 衍

第18 建築支援関係

1 建築関係の専門家による防災対策、復興対策等の支援に関する協定——

目黒区（以下「甲」という。）、東京建築士会目黒支部（以下「乙」という。）、一般社団法人東京都建築士事務所協会目黒支部（以下「丙」という。）、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部目黒地域会（以下「丁」という。）及び目黒区住宅リフォーム協会（以下「戊」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平常時及び目黒区内で地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の防災対策、復興対策等に関する乙、丙、丁及び戊の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙、丙、丁及び戊は、平常時において、甲から要請があったときは、次に掲げる事項について積極的に協力するものとする。

- (1) 建築物の耐震化
- (2) 復興まちづくり
- (3) 東京都防災ボランティア及び目黒区避難所安全確認協力員の登録
- (4) その他の防災対策等に関する事項

2 乙、丙、丁及び戊は、災害が発生した場合において、甲から要請があったときは、次に掲げる事項について積極的に協力するものとする。

- (1) 民間建築物及び地域避難所等の公共建築物の応急危険度判定
- (2) 建築相談
- (3) 復興施策
- (4) その他の防災対策等に関する事項

（要請）

第3条 甲は、乙、丙、丁及び戊に前条の協力を要請するときは、業務内容、日時、その他の必要事項を明らかにしなければならない。

（費用負担）

第4条 乙、丙、丁及び戊が資機材の提供を行った場合に要する費用（以下「実費用」という。）は、原則として甲が負担する。

2 実費用は、提供時又は災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上決定するものとする。

3 乙、丙、丁及び戊は、協力終了後、甲の確認を受けて実費用を甲に請求するものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 甲は、本協定による甲の要請を受けて乙、丙、丁及び戊の従業者が応急措置の業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（平成18年12月目黒区条例第51号）に基づき、その損害を補償する。

（平常時からの連携）

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定の効果的な運用を図るため、平常時から定期的な情報交換や訓練を実施するなど、連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第7条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、定めるものとする。

（協定期間）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも申し出がないときは、引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

甲、乙、丙、丁及び戊は、本協定書を5通作成し、それぞれ押印の上、各1通を保有する。

平成27年9月1日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区

目黒区長 青木 英二

乙 東京都目黒区八雲四丁目5番4号
東京建築士会目黒支部

会長 伊藤 正人

丙 東京都目黒区中根二丁目3番15号
一般社団法人東京都建築士事務所協会目黒支部

支部長 白井 康雄

丁 東京都目黒区駒場四丁目4番7号
公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部目黒地域会

代表 棚橋 廣夫

戊 東京都目黒区中町二丁目44番12号
目黒区住宅リフォーム協会

会長 廣田 治幸

第19 地域貢献型広告

1 地域貢献型広告に関する協定書

目黒区（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社東京総支社（以下「乙」という。）とは、目黒区内における地域貢献型広告（以下「広告」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、目黒区内に広告を掲出することにより区民などに対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地域貢献型広告 乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的な情報を掲載するものをいう。

(2) 公共的な情報 防災関係・防犯関係・環境美化関係・公共施設案内など甲の指定する情報をいう。

(3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する民間企業などをいう。

（甲の協力）

第3条 第3条 甲は、目的の実現に向け広告の掲出のために必要な情報を乙に提供するものとする。

（乙の業務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

(1) この協定の趣旨にかなう広告主を募り、広告の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

(2) 掲出した広告に関する維持管理および住民からの申し出等に対する対応を行うこと。

(3) 広告の新設、移動及び撤去（広告主の解約）については、甲へ適宜通知する。また、広告の掲出状況について、甲が求めるときに報告を行うこと。

(4) 内容・施設等の変更により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議のもと必要な処置を講ずること。

（広告の仕様）

第5条 広告の仕様は別途定める「地域貢献型広告」デザインを基本とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告に掲載しない。

(1) 法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの。

(2) 公序良俗の反するものまたはそのおそれがあるもの。

(3) 政治性のあるもの。

(4) 宗教性のあるもの。

(5) 社会問題についての主義主張があるもの。

(6) 個人的宣伝に類するもの。

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの。

(8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。

(9) その他、掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

（経費等）

第7条 広告の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙および広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項または協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定終了の通知をし、その通知を了承しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成28年9月20日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
目黒区

目黒区長

青木 英二

乙 東京都練馬区高松五丁目11番26号
東電タウンプランニング東京総支社

執行役員 東京総支社長 増田 克彦

